

福井県地域防災計画

(震災対策編・福井県震災対策計画)

(案)

福 井 県 防 災 会 議

平成 2 年 3 月	作成
平成 8 年 5 月	修正
平成 10 年 3 月	修正
平成 11 年 3 月	修正
平成 13 年 2 月	修正
平成 14 年 2 月	修正
平成 15 年 5 月	修正
平成 20 年 9 月	修正
平成 21 年 11 月	修正
平成 22 年 11 月	修正
平成 23 年 12 月	修正
平成 26 年 3 月	修正
平成 27 年 3 月	修正
平成 28 年 3 月	修正
平成 29 年 3 月	修正
平成 30 年 11 月	修正
令和 2 年 月	修正

目 次

第1章 総則

第1節	計画の方針	1
第2節	各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱	4
第3節	福井県の地形・地盤、社会構造	10
第4節	被害の想定	12

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識普及計画	15
第2節	自主防災組織育成計画	18
第3節	ボランティア活動支援計画	20
第4節	避難対策計画	21
第5節	防災訓練計画	25
第6節	飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画	27
第7節	要配慮者震災予防計画	28
第8節	医療救護予防計画	31
第9節	地震に強いまちづくり計画	33
第10節	津波に強いまちづくり計画	35
第11節	火災予防計画	37
第12節	土砂災害防止計画	39
第13節	浸水防止計画	41
第14節	津波災害防止計画	43
第15節	建築物災害予防計画	45
第16節	交通施設災害予防計画	49
第17節	通信および放送施設災害予防計画	52
第18節	電力施設災害予防計画	54
第19節	ガス施設災害予防計画	56
第20節	上水道・下水道施設災害予防計画	58
第21節	危険物施設等災害予防計画	60
第22節	積雪時の地震災害予防計画	62
第23節	広域的相互応援体制整備計画	65
第24節	交通輸送体系整備計画	68
第25節	緊急事態管理体制整備計画	69

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制計画	75
第2節	広域的応援対応計画	85
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	89
第4節	ボランティア受入計画	92
第5節	地震・津波に関する情報等の伝達計画	93
第6節	災害情報収集伝達計画	102

第 7 節	通信運用計画	107
第 8 節	広報計画	111
第 9 節	避難計画	114
第10節	被災者の救出計画	119
第11節	要配慮者応急対策計画	121
第12節	医療救護計画	122
第13節	消防応急対策計画	125
第14節	航空防災活動計画	128
第15節	土砂災害応急対策計画	130
第16節	水防活動計画	131
第17節	災害警備計画	132
第18節	飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画	136
第19節	緊急輸送計画	139
第20節	交通施設応急対策計画	142
第21節	電力施設応急対策計画	147
第22節	ガス施設応急対策計画	149
第23節	通信および放送施設応急対策計画	151
第24節	上水道・下水道施設応急対策計画	155
第25節	危険物施設等応急対策計画	158
第26節	住宅応急対策計画	160
第27節	廃棄物処理計画	162
第28節	防疫、食品衛生計画	164
第29節	遺体の搜索、処理、埋葬計画	166
第30節	教育再開計画	167
第31節	災害救助法の適用計画	168

第4章 災害復旧計画

第 1 節	公共施設の災害復旧計画	173
第 2 節	激甚災害の指定計画	175
第 3 節	民生安定計画	178
第 4 節	復興計画	182

第 1 章 総 則

第1章 総則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災等、我が国に未曾有の被害をもたらした地震や津波災害の教訓をもとにして、国の防災基本計画ならびに県民の幅広い意見を受けて、本県において震災対策上必要な諸施策についての基本を定めるものである。

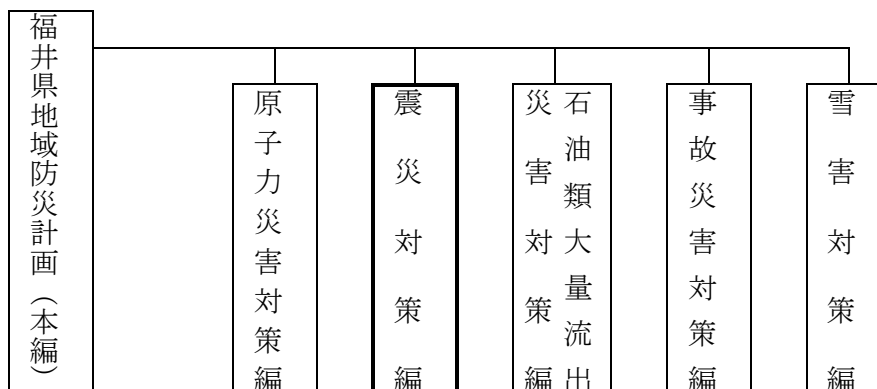
県民をはじめ、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等は、震災対策に向けての積極的、計画的行動と相互協力のもとで、それぞれが役割を分担しながら県民の生命、身体、財産を保護するためこの計画の推進を図るものとする。

第2 計画の性格

この計画は、地震が一般的に予知することが困難であり、その被害が突発的・広域的・津波等二次災害の発生といった特徴や社会的影響の大きさに鑑み、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき作成された「福井県地域防災計画」の「震災対策編」として福井県防災会議が作成する計画である。

地震に伴う被害としては、主に“揺れ”と“津波”によるものがあることから、この計画では、主に揺れの被害に対する地震災害対策、主に津波の被害による津波災害対策、また両者は重なるところも多いことから両者を合わせた震災対策について記載する。

なお、この計画に定めのない事項については「福井県地域防災計画（本編）」に準拠する。



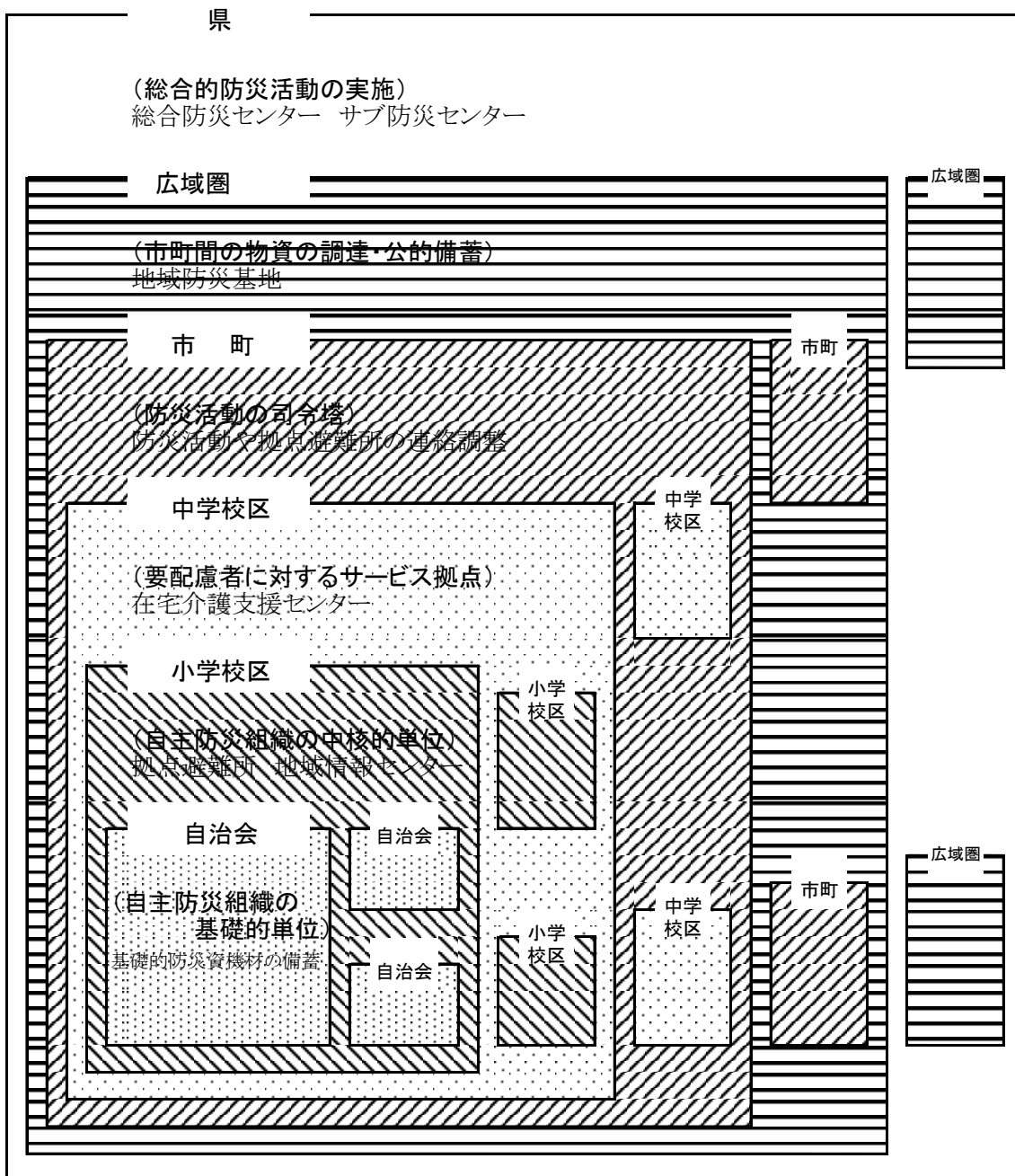
第3 計画の構成

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において県、市町、防災関係機関および県民等がとるべき地震や津波にかかる災害対策を実施する際の基本体系としての構成を図ったものである。

第4 階層的防災生活圈構想の推進

自治会、小学校区、中学校区、市町、広域圏、県といった階層的な防災生活圈を設定し、それぞれの防災生活圈ごとに包摂する下位の防災生活圈を支援することにより、消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施する。

防災生活圏のイメージ



第5 細部計画および市町震災対策計画の作成

この計画に基づく諸活動を行う際に必要な細部の活動計画等については、必要に応じ県および防災関係機関においてあらかじめ定め、震災対策の円滑な推進に努める。

市町震災対策計画の作成にあたっては、この計画を基準とするものとし、特に必要な事項については各市町で具体的な計画を定めておくものとする。

また県および市町は、防災アセスメントおよび被害想定を推進し、地域の災害特性や災害危険性を地域防災計画に十分、反映させるとともに、必要に応じ、地区別防災カルテを作成し、きめの細かい防災対策の推進と地域住民の防災活動の活性化を図る。

第6 計画の習熟

この計画を円滑かつ的確に運用するため、県、市町および防災関係機関が平素から研究、訓練等の方法により計画の習熟に努めるとともに、この計画の内容について県民の十分な理解と協力が得られるよう広く普及を図り、この計画が住民の防災活動の指針として十分

機能させるべく住民への周知徹底を図る。

第7 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の修正が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正する。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を福井県防災会議に提出する。

第8 計画の進行

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき恒久的な災害対策と効果的対応が重要であることから、大地震を経験している福井県としては、その貴重な体験を風化させることなく、県、市町、防災関係機関および県民の防災に向けてのそれぞれの対策が積極的かつ計画的に進められるよう福井県防災会議において、その取組み状況を評価していく。

第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

第1 各機関の責務

(1) 県

県は、県の地域ならびに県民の生命、身体および財産を地震ならびに津波災害から保護するため、本県の特性に配慮しながら地震や津波に強い県土づくりの推進や防災体制の整備充実を図るほか、災害時においては、広域的、大規模な災害である場合や防災活動の統一的処理が必要な場合に、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および県民と連携を密にし、迅速な防災活動を実施するとともに、市町および関係機関の防災活動を援助し、調整を行う。

(2) 市町

市町は、市町の地域ならびに市町民の生命、身体および財産を地震ならびに津波災害から保護するため、地域の実情に沿いながら地震や津波に強いまちづくりの推進や防災体制の整備充実を図るほか、地震や津波発生時には、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町民、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体と連携を密にし、迅速な防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を地震や津波災害から保護するため、あらかじめそれぞれの地震や津波防災体制の整備充実を図るとともに、地震や津波発生時には、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、あらかじめそれぞれの地震や津波防災体制の整備充実を図るとともに、地震や津波発生時には、自ら防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から地震や津波防災体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。

また、県、市町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 県民

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、県民は、食料・飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、地震や津波発生時には自らの身の安全を守るよう行動する。

また、地震や津波発生時には、初期消火の実施、近隣の負傷者や高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の救助、避難所での活動、県・市町の防災関係機関が行っている防災活動への協力など、防災への寄与に努める。

第2 各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、国、県、市町、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

併せて国、県、市町を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市町、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進する。

第3 処理すべき事務または業務の大綱

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は防災に関しおおむね次の事務または業務を処理する。

1. 県

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
福井県	(1) 福井県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育および訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定 (9) 災害時における交通、輸送の確保 (10) 災害時における文教対策 (11) 被災産業に対する融資等の対策 (12) 被災施設の復旧 (13) 被災県営施設の応急対策 (14) 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 (15) 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん (16) 義援金、義援物資の受入れおよび配分
福井県警察	(1) 災害情報収集 (2) 周辺住民および一時滞在者への情報伝達 (3) 避難誘導 (4) 避難路、緊急交通路の確保等交通規制 (5) 救出救助 (6) 緊急輸送の支援 (7) 行方不明者の捜索 (8) 検視および身元確認 (9) 犯罪の予防および社会秩序の維持 (10) 広報活動

2. 市町

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
市町	(1) 市町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育および訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策および災害復旧資材の確保 (9) 災害対策要員の動員、借上 (10) 災害時における交通、輸送の確保 (11) 災害時における文教対策 (12) 被災施設の復旧 (13) 被災市町営施設の応急対策 (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (15) 義援金、義援物資の受入れおよび配分

3. 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 中部管区警察局 (福井県情報通信部)	(1) 管区内各県警察の指導・調整に関する事 (2) 他管区警察局との連携に関する事 (3) 関係機関との協力に関する事 (4) 情報の収集および連絡に関する事 (5) 警察通信の運用に関する事 (6) 津波警報の伝達に関する事
2. 北陸総合通信局	(1) 電波の監理ならびに有線電気通信の確保 (2) 災害時における非常通信の確保
3. 北陸財務局 (福井財務事務所)	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 (2) 地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 (3) 災害時における金融機関の緊急措置の指示 (4) 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 (5) 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集及び情報提供
4. 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集および提供
5. 福井労働局	(1) 事業場における災害防止の監督指導 (2) 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
6. 北陸農政局 (福井県拠点)	(1) 国営農業用施設等の整備と防災管理 (2) 国営農業用施設の災害復旧 (3) 農地および施設の災害対策に関する県および本省との連絡調整 (4) 農地および農業施設の緊急査定 (5) 災害時における米穀および応急用食料等に関する県および本省との連絡調整
7. 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	(1) 国有保安林、治山施設等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の復旧 (4) 災害対策用復旧用材の供給 (5) 林野火災の予防
8. 中部経済産業局	(1) 電気の供給の確保に係る指導・要請
9. 近畿経済産業局	(1) 災害対策用物資の供給に関する情報の収集および伝達 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 (3) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 (4) 電力・ガスの供給の確保および復旧支援 (5) 工業用水道の供給の確保に係る指導および要請
10. 中部近畿産業保安監督部	(1) 電気の保安の確保
11. 中部近畿産業 保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防災についての保安の確保
12. 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	(1) 港湾区域内の直轄、港湾施設の整備ならびに防災施設の施行 (2) 被災港湾施設の災害復旧
13. 中部地方整備局 (岐阜国道事務所)	(1) 直轄国道の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興
14. 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、 足羽川ダム工事事務 所、九頭竜川ダム統合 管理事務所)	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 直轄公共土木施設の災害の発生防禦と拡大防止 (3) 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 (4) 直轄公共土木施設の災害復旧 (5) 土砂災害緊急情報の発表等に関する事 (6) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施
15. 中部運輸局 (福井運輸支局)	(1) 災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請

	(2) 災害時における自動車の調達および被災者、災害必需物資等の運送調整 (3) 災害による不通区間における回輸送、代替運送等の指導 (4) 所轄する交通施設および設備の整備についての指導 (5) 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 (6) 災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業に対する協力要請 (7) 特に必要があると認める場合の輸送命令 (8) 情報連絡員（リエゾン）等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援
16. 大阪航空局 (小松空港事務所)	(1) 飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理
17. 東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
18. 第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	(1) 海難の際の人命、積荷および船舶の救助ならびに災害における避難対策、救援物資輸送等の援助、排出油等防除等に関する指導 (2) 船舶交通の障害の除去および規制 (3) 海上衝突予防法および港則法の励行指導 (4) 沿岸水域における巡視警戒
19. 中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

4. 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
自衛隊	(1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

5. 指定公共機関および指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設（電気移動通信施設）の整備および防災監理 (2) 災害時における通信の確保 (3) 災害対策の実施と被災通信施設の復旧
2. 日本郵便(株)北陸支社（各郵便局）	(1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (3) 災害時における郵便局の窓口業務の維持
3. 日本赤十字社 (福井県支部)	(1) 災害時における被災者の医療救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 災害時の血液製剤の供給
4. 電力関係機関 北陸電力(株) (福井支店) 関西電力(株) (原子力事業本部)	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災電力施設の復旧

(送配電カンパニー京都支社) 電源開発(株) (九頭竜電力所) 日本原子力発電(株) (敦賀発電所) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (敦賀事業本部)	
5. ガス関係機関 (社)福井県エルピーガス協会	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧
6. 鉄道軌道機関 西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) 福井鉄道(株) えちぜん鉄道(株)	(1) 施設等の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における輸送の確保 (3) 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 (4) 被災施設の復旧
7. 自動車輸送機関 日本通運(株) (福井支店)	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送 (3) 転落車輛の救出等
福山通運(株)(福井支店) 佐川急便(株)(本社(中日本)) ヤマト運輸(株)(福井主管支店) 濃飛西濃運輸(株)(福井支店)	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送
8. 中日本高速道路(株) (福井保全・サービスセンター) (敦賀保全・サービスセンター) 西日本高速道路(株) (福知山高速道路事務所)	(1) 道路および防災施設の維持管理 (2) 被害施設の復旧 (3) 交通安全の確保
9. 日本銀行 (福井事務所) (金沢支店)	(1) 災害時における現地金融機関の指導 (2) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 (3) 災害時における損傷通貨の引換え
10. 土地改良区	(1) 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 (2) 災害復旧事業、湛水防除事業および各種防災事業の調査ならびに測量設計業務
11. 報道機関 日本放送協会 (福井放送局) 福井放送(株) 福井テレビジョン放送(株) 福井エフエム放送(株) 福井新聞社 (株)日刊県民福井	(1) 県民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速なる周知 (2) 県民に対する災害応急等の周知 (3) 社会事業団等による義えん金品の募集、配分等の協力
12. 福井県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施

6. 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 農業協同組合	(1) 市町が行う被害状況調査および応急対策の協力 (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 被災農業に対する融資、あっせん (4) 農業生産資材および農家生活資材の確保、あっせん (5) 農作物の需給調整
2. 森林組合	(1) 県、市町が行う被害状況調査および応急対策の協力 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん
3. 漁業協同組合	(1) 組合員の被災状況調査およびその応急対策 (2) 漁船、共同利用施設の災害応急対策およびその復旧

	(3) 被災組合員に対する融資またはそのあつせん (4) 防災に関する情報の提供 (5) 県、市町が行う被害状況調査および応急対策の協力
4. 商工会議所 商工会	(1) 商工業者への融資あつせん実施 (2) 災害時における中央資金源の導入 (3) 物価安定についての協力 (4) 救助用物資、復旧資材の確保、協力、あつせん
5. 病院等医療施設 管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容、保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
6. 社会福祉施設 管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における利用の保護
7. 金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資
8. 学校法人	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 被災における応急教育対策計画の確立と実施 (3) 被災施設の災害復旧
9. 文化事業団体	(1) 県、市町等の応急対策等に協力
10. 危険物関係施設 の管理者	(1) 危険物施設の防護施設の設置 (2) 安全管理の徹底
11. 原子力施設の 管理者	(1) 原子力施設の防災管理 (2) 放射能災害対策の実施
12. 水上貯木場使用者	(1) 水上貯木場における流木防止対策の強化

第3節 福井県の地形・地盤、社会構造

第1 福井県の地形・地盤

本県は日本海に面した本州島のほぼ中央部に位置し、3大都市圏から近接の地にあるという地理的優位性を有している。

敦賀の北東方の国道8号杉津～365号栃ノ木峠を結ぶ短い線で本県は二分され、この線より北東部は嶺北地域、南西部は嶺南地域と呼ばれている。総面積は約4,190km²である。

嶺北地域は、加越・越美・南条山地で石川・岐阜両県と接し、それに西側で日本海に接する丹生山地を合わせて四周を山地で取り囲まれ、その地域の中央に越前山地がある。

九頭竜川、足羽川および日野川は、嶺北地域の山地に発し、九頭竜川中流域には大野・勝山盆地が、日野川中流域には武生盆地が形成されている。これら3河川は福井平野で合流し、三里浜砂丘北部で日本海に流入している。

県内最大の福井平野は、県の北部に位置し、東西約10km、南北約20kmの地域を占めている。平野の堆積層は、最深部で約300m強とみられる。足羽山、福井駅、丸山、原目裏山を結ぶ線には地下の山脈があると推定され、それより北の坂井平野で代表される地域と南の武生盆地とを区分すると考えられる。

嶺南地域の滋賀県、京都府に接する野坂山地、若丹山地など一連の山地は、丹波高地の一部に当たる。この高地は、北方で若狭湾に迫るリアス式海岸となっており、その間に平地は少ない。

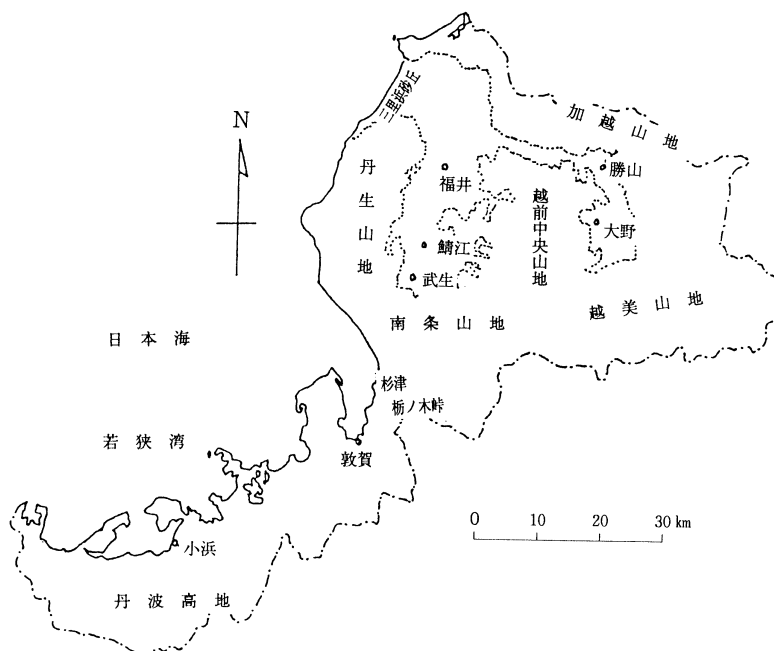
その中で比較的広いのが敦賀、小浜両平野である。これらの平野は、砂礫層と粘性土層から構成されている。

本県の平地部は、全部合わせても全県面積の約20%位であるが、その平地部に福井市をはじめ市部が集中している。

本県地形の特徴は、平地部はあくまでも平坦であり、山地との境界がかなり明確で、あたかも入江と島の関係を思わせる状況になっていることであって、中間の丘陵部が乏しい。それで、地盤は、概ね堆積層より成る平地部と岩盤、その風化岩の山地部に二分されてしまう。

これが地震などの自然災害においても、明瞭にその違いが現れる所以である。過去の自然災害をみても、山地部の斜面崩壊・土石流、地震時における平地部の地盤の亀裂、噴砂水、震度の増大とその被害形態が明確に区分される。

下図は、福井県の地形概要を示すものである。



第2 福井県の社会構造

本県人口は約78万7千人、人口密度は187.7人/km²で、市部には人口が集中しているが、最大の福井市においても人口は約26万6千人、人口密度は495.7人/km²であって、東京都市部などの大都市圏と比べると、本県には特別な人口密集地域はない。

人口は、減少傾向にあるが、市部周辺の住宅地開発は進行している。県の総面積に占める都市計画区域の比率は23.2%である。

本県には、防災上の観点から配慮が必要な施設として、嶺南地域には原子力発電所、嶺北地域には石油備蓄基地が存在する。

交通体系は、鉄道・道路網ともに大体日本海岸に並行した形となっており、本州島を横断する地点は限られている。これは、災害応急・復旧対策において、いろいろな観点から考慮されるべきことであるが、一方で、嶺南地域に敦賀港、嶺北地域に福井港があることは、災害対策上有利な条件となる。

本県の生活体系も全国と同様、自動車の存在を基本条件に成立する方向に移行しており、県内の自動車保有台数は平成28年度現在で約66万台となっていることから、モータリゼーションに対応した震災対策をとっていくことが重要である。

また、本県においては、人口構造の高齢化が全国に比べて進んでおり、このため、災害時においては、高齢者や身体障がい者などに対するきめ細かな配慮が必要となっている。なお、国際化の進展に伴う外国人の増加による災害時の意思疎通の困難さについても、考慮していく必要がある。

さらに、高度情報化の進展に関連して、通信の自由化に伴う通信事業者の多様化や携帯電話などの移動体通信の普及が著しいことから、これらを考慮した震災対策が必要となっている。

下表は、本県における過去10年の社会構造変化の比較である。

区 分	10年前	現 在	備 考
人口	821,592人	786,740人	17.10.1現在 27.10.1現在
世帯数	269,577世帯	279,687世帯	17.10.1現在 27.10.1現在
都市計画区域 (総面積に占める都市計画区域の割合)	97,311ha (23.2%)	97,359ha (23.2%)	15.3.31現在 25.3.31現在
宅地面積	165km ²	173km ²	13.1.1現在 23.1.1現在
危険物施設数	5,296施設	4,569施設	15.3.31現在 25.3.31現在
自動車保有台数	646,857台	663,612台	19.3.31現在 29.3.31現在
水道給水人口と普及率	788,857人 (96.4%)	764,272人 (96.6%)	19.3.31現在 29.3.31現在
都市ガス供給世帯数	36,827戸	31,400戸	18.12.31現在 28.12.31現在
電話加入数	256,926台	104,280台	19.3.31現在 29.3.31現在

資 料 人口および世帯数：国勢調査

都市計画区域面積：福井県土木部都市計画課

宅地面積：福井県の土地利用と土地対策

危険物施設数：消防防災年報

自動車保有台数：福井県統計年鑑

水道給水人口、普及率：福井県統計年鑑

都市ガス供給世帯数、普及率：福井県統計年鑑

電話加入数：福井県統計年鑑

第4節 被害の想定

第1 地震被害の想定

(1) 地震想定の方

県では、平成7・8年度に過去において福井県に最も影響のあった福井地震および嶺南地域を中心とした被害を想定するための敦賀市付近を震源とする地震を想定し、地震被害予測調査を実施した。

その後、国の地震調査研究推進本部が平成21年7月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受けて、公表された活断層のうち、県内および周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を及ぼすと考えられる地震の原因となる断層を想定し、平成22・23年度にあらためて地震被害予測調査を実施した。

(2) 平成7・8年度地震被害予測調査に基づく被害想定

① 想定断層

- 1 福井地震 (1948年M=7.1/断層長さ約26km)：嶺北地域に影響
- 2 敦賀断層地震 (想定 M=7.2/断層長さ約25km)：嶺南地域に影響

② 震度分布

福井地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市に分布。

敦賀断層地震の最大震度は7で、敦賀市に集中。

③ 被害の概要

○建築物の被害

単位：棟

想定	建物被害							
	揺れと液状化による被害						火災による被害	
	大破			中破			春・秋期 (15-16時)	冬期 (17-18時)
	木造	非木造	計	木造	非木造	計		
福井地震	77,306 (20.1%)	8,638 (10.3%)	85,944 (20.1%)	62,329 (16.2%)	5,922 (7.1%)	68,251 (16.2%)	11,358 (3.0%)	17,030 (4.4%)
敦賀断層地震	25,102 (6.5%)	3,204 (3.8%)	28,306 (6.5%)	49,860 (13.0%)	4,631 (5.5%)	54,491 (13.0%)	2,860 (0.7%)	5,107 (1.3%)

○人的被害

単位：人

想定	人的被害			
	死者		負傷者	
	春・秋期 (15-16時)	冬期 (17-18時)	春・秋期 (15-16時)	冬期 (17-18時)
福井地震	3,785	4,286	22,809	25,110
敦賀断層地震	902	1,120	6,996	8,449

○ライフラインの被害

想定	電力停電 世帯数	都市ガス 供給停止戸数	上水道 断水世帯数	下水道 被害箇所
福井地震	66,918 世帯 (27.6%)	42,739 戸 (100%)	141,607 世帯 (58.5%)	6,966 箇所
敦賀断層地震	19,360 世帯 (8.0%)	42,739 戸 (100%)	23,892 世帯 (9.9%)	666 箇所

○その他（避難者数）

想定	避難者(人)
福井地震	263,643
敦賀断層地震	145,915

※各項目の被害が最大となるケースを記載。なお、被害想定は一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験をもとに推計した結果であり、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。

(3) 平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定

① 想定断層

- 1 福井平野東縁断層帯（想定M＝7.6／断層長さ約45km）：嶺北地域に影響
- 2 浦底－柳ヶ瀬山断層帯（想定M＝7.2／断層長さ約25km）：嶺南地域に影響

② 震度分布

福井平野東縁断層帯地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町に分布。

浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は7で、敦賀市に集中。

③ 被害の概要

○物的被害

単位:棟

想定	建物被害								
	揺れと液状化による被害						火災による被害		
	全壊			半壊			秋期 (15時)	冬期 (5時)	冬期 (18時)
	木造	非木造	計	木造	非木造	計			
福井平野東縁断層帯	26,959 (8.8%)	3,058 (4.0%)	30,017 (7.7%)	36,715 (10.6%)	5,516 (7.3%)	42,231 (10.8%)	1,793 (0.5%)	421 (0.1%)	3,195 (0.8%)
浦底－柳ヶ瀬山断層帯	10,236 (3.2%)	1,737 (2.3%)	11,973 (3.1%)	17,076 (5.4%)	2,791 (3.7%)	19,866 (5.1%)	832 (0.2%)	355 (0.1%)	1,188 (0.3%)

○人的被害

単位：人

想定	人的被害					
	死者			負傷者		
	秋期 (15時)	冬期 (5時)	冬期 (18時)	秋期 (15時)	冬期 (5時)	冬期 (18時)
	秋期 (15時)	冬期 (5時)	冬期 (18時)	秋期 (15時)	冬期 (5時)	冬期 (18時)
福井平野東縁断層帯	1,468	2,034	1,755	8,740	9,208	8,421
浦底－柳ヶ瀬山断層帯	606	763	672	3,097	3,371	3,036

○ライフラインの被害

想定	電力停電 世帯数	都市ガス 供給停止 戸数	LPガス 被害 件数	上水道 断水 世帯数	下水道 被災人口	電話不通 回線数
福井平野東縁断層帯	76,402 世帯 (19.3%)	28,137 戸 (74.1%)	1,268 件 (0.69%)	145,069 世帯 (51.3%)	50,376 人 (6.91%)	5,788 回線 (1.9%)
浦底－柳ヶ瀬山断層帯	34,096 世帯 (8.6%)	3,873 戸 (10.2%)	324 件 (0.18%)	94,527 世帯 (33.4%)	16,415 人 (2.25%)	2,230 回線 (0.7%)

○その他(避難者数・震災廃棄物発生量)

想定	避難者(人)			震災廃棄物 発生量(千トン)
	建物被害 による	断水 による	合計	
福井平野東縁断層帯	113,321	89,292	202,613	4,791
浦底－柳ヶ瀬山断層帯	45,717	56,932	102,648	2,317

※各項目の被害が最大となるケースを記載。なお、被害の想定は一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験をもとに推計した結果であり、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。

第2 津波被害の想定

（1）津波想定のお考え

日本海西部に発生する津波については、平成25年度より国が海域の断層調査を実施しているが、調査結果がまだ示されていないため、規模や発生確率が明らかになっていない。

このため、津波被害については、国が断層調査の結果を示すまでの措置として、県が平成23年度に、独自に断層モデル等の条件を設定して実施した津波シミュレーションの浸水想定を用いることとする。

この想定は、新たな断層調査に基づくものではないが、これまでに得られている津波に関する調査結果をもとに、本県に影響を与える津波を考慮し、津波ハザードマップの作成や防災訓練の実施等、市町が津波対策を実施する際に必要な基礎的資料を提供することを目的としたものである。

今後、国による断層調査の結果を受けて、改めて津波浸水想定調査を実施した上で、津波被害の想定を修正することとする。

（2）平成23年度津波浸水想定調査に基づく被害想定

① 想定波源

津波波源の検討に当たっては、国や研究者による活断層調査資料や、最新の海底地質図を参考に、幅広く検討対象とした。

上記のお考えに基づき、福井県津波対策検討事業実施委員会において、本県への影響が予測される8つの津波波源候補を選定した。

各波源について津波高のシミュレーションを実施し、県内沿岸における最大波高の分布状況から、本県への影響が大きい波源を4つに絞り込んだ。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 野坂, Bおよび大陸棚外縁断層 | M7.28／断層長さ49km |
| 2 越前堆列付近断層 | M7.44／断層長さ65km |
| 3 若狭海丘列付近断層 | M7.63／断層長さ90km |
| 4 佐渡島北方沖断層 | M7.99／断層長さ167km |

② 最大津波高

津波高のシミュレーションの結果、若狭海丘列付近断層を震源とした場合に、坂井市三国町米ヶ崎および崎付近で想定される8.68mが本県での最大値となった。

	野坂, Bおよび大陸棚外縁断層	越前堆列付近断層	若狭海丘列付近断層	佐渡島北方沖断層
最大津波高	4.51m	7.89m	8.68m	5.32m

③ 浸水想定

各市町に大きな影響をもたらす波源を2つ選定し、それぞれの波源による浸水区域を重ね合わせて算出した結果、県全体での最大浸水域面積は1,353ha、最大推定域内人口は13,243人となった。

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 計画の方針

地震や津波による災害から県民の生命、身体、財産を守るためには防災関係機関の職員は勿論のこと、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、県民一人ひとりが日頃から地震や津波災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することや、地域の人々が互いに助け合うという意識と行動が大切である。

このため県をはじめとする防災関係機関は、防災広報、防災教育等の機会を通じ、県民の防災意識の高揚に努める。

第2 防災知識普及計画

(1) 県民に対する防災知識の普及

県、市町および福井地方気象台は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育などを通じて、地震や津波に対する関心を高め、防災知識を普及させる。災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。また、県民等の防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

① 普及の方法

- ア 県および市町の広報媒体の活用
- イ 講習会、研修会等の開催（要配慮者にも十分配慮する。）
- ウ 報道機関を通じた広報
- エ 防災週間や津波防災の日に合わせての防災知識啓発行事の開催
- オ 防災週間や津波防災の日に合わせての防災訓練の実施
- カ ハザードマップや住用地震・津波防災手引き等の配布
- キ 県民運動としての地域的取組みの推進
- ク メールマガジンの携帯電話等への発信

② 普及の内容

- ア 地震に関する一般知識
- イ 津波に関する一般知識
- （ア）避難行動に関する知識

- ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと

（イ）津波の特性に関する情報

- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること

- ・標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること

- ・海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること

- ・第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によつ

ては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること

(ウ) 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- ・緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ること

ウ 平常時の心得

(ア) 非常持出品の準備

(イ) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ウ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

(エ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動

(オ) 津波警報等発表時や避難指示（緊急）等の発令時にとるべき行動

(カ) 緊急避難場所、避難所での行動

(キ) 災害時の家族内の連絡方法や避難ルールの取決め

エ 最低3日間、推奨1週間分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

オ 緊急地震速報のしくみと利用の心得

カ 地震や津波発生時の心得

キ 各機関の震災対策

ク 地震や津波災害事例

ケ 本県における被害想定

コ その他必要な事項

(2) 防災関係職員の防災研修

県および市町は、防災業務に従事する職員に対し、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。また、専門的な人材の育成確保を図ることが重要であることから、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。

① 研修の方法

ア 講習会、講演会等の開催

イ 見学、現地調査等の実施

ウ 防災活動手引書等の配布

エ 訓練による実践的研修

② 研修の内容

ア 県地域防災計画（震災対策編）およびこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

イ 非常参集の方法

ウ 震災の特性

エ 防災知識と技術

オ 防災関係法令の運用

カ その他必要な事項

(3) 学校における防災教育

県および市町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

① 児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の修得等を図る。

ア 学校教育における防災知識の指導

イ 防災訓練の実施

ウ 学校行事等における指導

② 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

(4) 自動車運転者等に対する防災教育

県警察本部は自動車の運転者および使用者に対し、地震や津波発生時における自動車の運行措置について各種講習会等により防災教育を実施する。

(5) 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

県、市町および防災関係機関は防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や地震や津波時の防災教育を実施する。

(6) 事業者等に対する防災知識の普及啓蒙

県は、事業者等が防災活動を円滑に実施できるよう、市町および事業者団体、地域団体等を通じて防災計画の作成を指導する。

(7) 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第7節「要配慮者震災予防計画」によるものとする。

第3 防災意識調査の実施

県は、県民の震災対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等を必要に応じ実施する。

第4 災害教訓の伝承

県民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県および市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第5 地震保険の普及・促進

県および市町は、家屋や施設園芸用施設等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済や農業保険への加入の促進に努める。

第２節 自主防災組織育成計画

第１ 計画の方針

地震や津波発生時に、行政と住民および事業所が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、県および市町は、地域および事業所等における自主防災組織の育成・強化を図る。

第２ 地域住民等の自主防災組織

（１）組織化の推進

自主防災組織は、防災コミュニティを構成する最も重要な組織であることから、小学校区を中心に地域の実状に応じ、自治会活動に防災活動を組み入れることや、婦人団体や青年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れることにより、早期にその組織化を図る。

① 平常時の活動

- ア 防災関係機関と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立する。
- イ 防災意識の普及啓発を図る。
- ウ 防災訓練（避難誘導、初期消火、救出救護等）を実施する。
- エ 火気使用設備器具等の点検を指導する。
- オ 防災用資機材等の早急な整備および点検を実施する。
- カ 住民が非常食・救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導する。
- キ 住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検を実施する（町内防災点検の日）。

② 災害発生時の活動

- ア 地域内の被害状況および必要な情報を収集し、市町等に通報する。
- イ 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。
- ウ 被災者の救出救護にあたる。
- エ 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
- オ 出火した場合は、一致協力して初期消火にあたる。
- カ 傷病者、障がい者、老人等の要配慮者にも十分配慮し、地域住民の避難誘導にあたる。
- キ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

（２）県、市町の措置

① 自主防災組織づくりの推進

市町は、自主防災組織づくりを早急に推進する。

県は、自主防災組織活動マニュアル等を作成するとともに、自主防災組織の育成強化について市町を支援指導する。

特に「防災とボランティアの日、週間」における啓発行事を実施するなど自主的な防災活動の普及に努める。

② 自主防災組織の防災リーダー育成

県および市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

③ 自主防災組織への助成

市町は、自主防災組織による初期消火活動等を迅速・効果的に行うために必要な可搬式動力ポンプや耐震性貯水槽（防火水槽）等の施設整備、防災資機材を早急に整備する。

第３ 事業所等における自衛消防組織

（１）活動内容

事業所等は、それぞれの防災計画に基づき、平常時および災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

また、事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を

策定するよう努めるとともに、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

① 平常時の活動

- ア 防災関係機関と事業所等の間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立するとともに、地域との連携を強化する。
- イ 従業員等に対し、防災教育を行う。
- ウ 防災訓練を実施する。
- エ 火気使用設備器具等の点検を実施する。
- オ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

② 災害発生時の活動

- ア 事業所内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通報する。
- イ 地域における防災活動に積極的に協力する。
- ウ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。
- エ 避難誘導措置をとる。
- オ 負傷者の救出救護にあたる。
- カ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

(2) 県、市町の措置

特定の危険物等を取り扱う事業所および多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進することとし、県および市町は指導に努める。

また、県や市町は、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率向上や事業者等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定に向けて、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

第４ 自主防災組織と自衛消防組織の連携

県および市町は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第５ 地区防災計画の作成

市町内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 ボランティア活動支援計画

第1 計画の方針

震災時には、行政のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティア等による活動が重要であることから、ボランティア活動体制の整備等の支援を行うことにより、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第2 災害ボランティア活動の推進

県は、災害ボランティア活動の推進に係る基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた福井県災害ボランティア活動推進条例に基づき、災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進する。

第3 ボランティア活動への支援および広域応援体制の整備

(1) ボランティア意識の醸成

県は、さまざまな活動を行うボランティアの育成を図るため、インターネット上でボランティア情報を提供する「福井県社会貢献活動支援ネット」の普及を図り、県民の登録を促進するとともに、電子メールその他の各種広報媒体によるボランティア関連情報の提供を行う。

また、「防災とボランティアの日」、「防災とボランティア週間」において啓発行事を実施し、ボランティア活動の普及に努める。

(2) ボランティア活動への支援

県は、福井県災害ボランティア活動基金を活用し、活動に必要な知識、技能等についての研修会等の開催、コーディネーター、リーダー等の養成、資機材等の整備を図る。

また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。

(3) ボランティア活動体制の整備

県は、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等との協働による組織体制を整備するとともに、県内外のボランティア団体等との連携強化を図る。

第4節 避難対策計画

第1 計画の方針

地震および津波から人命の安全を守るため、避難路の点検、災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所および被災者が一定期間避難生活を送るための避難所の指定を行い、震災時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

第2 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市町は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、地震災害および津波災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。

市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

① 地震災害

- ・ 地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設または周辺等に災害が発生した場合に人の生命および身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること
- ・ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること
- ・ 都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間であること

② 津波災害

- ・ 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等また安全区域外に立地するものの災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分および当該部分への避難経路を有する施設であること
- ・ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること
- ・ 都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること
- ・ やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化および非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化が図られていること

(2) 指定緊急避難場所に関する通知等

市町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市町長に届出を行う。

市町は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(3) 住民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることおよび避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。県および市町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第3 指定避難所

(1) 避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。

指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

(2) 指定避難所に関する通知等

市町は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市町長に届出を行う。

市町は、指定避難所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(3) 避難所の備蓄

市町は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。市町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

(4) 避難所の設備

市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

市町は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。

避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。

地 域	施 設 ・ 設 備
自 治 会	・ 町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・ 鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄。
小 学 校 区	・ 小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・ 情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。
中 学 校 区	・ 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所）

第4 避難所運営体制の整備

(1) 県は、市町における避難所の円滑な運営を図るため、行政側の管理運営体制、避難者の自治体制、施設管理者の支援体制のあり方について、あらかじめ定める。

(2) 市町は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制および災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(3) 避難者の自治体制

市町は、避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。

(4) 施設管理者の支援体制

避難所施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力するほか、運営の支援を行う。

(5) 避難所の運営管理に必要な知識等の普及

市町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

第5 避難所情報通信体制の整備

(1) 避難所へのパソコン設置

県、市町等は、避難所、医療救護所の予定施設として、小中高校や公民館、病院や健康福祉センター、保健センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

(2) オペレーターの確保および常設ネットワーク化

端末パソコンのオペレーターの確保、育成の面から、小中高校でのカリキュラムあるいは課外活動など教育システムに組み込み、避難所設置時のオペレーターを育成する。

さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。

第6 避難路等避難誘導体制の整備

市町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備し、避難誘導マップ等を作成し、住民に対して周知徹底を図る。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織等の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障がい者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。

特に、津波による危険が予想される市町は、訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的なかつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。その際、水害、土砂災害、河川の氾濫、台風等による高潮や河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とし、県および市町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。なお、検討に当たっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等必要に応じて見直しを行う。

市町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）およ

び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

第7 学校等での避難誘導體制

市町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第8 広域避難のための体制の整備

県および市町は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市町は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第5節 防災訓練計画

第1 計画の方針

地震や津波災害に備えて応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう隣接市町など他の自治体等との連携にも配慮した訓練や図上訓練の実施、あるいは災害の原因や規模、降雪等の気象条件など幅広い想定に基づく訓練の実施など、防災関係機関の連携体制を強化するとともに、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関が住民その他関係機関の協力を得て震災に関する各種の訓練を実施する。

第2 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

県、市町その他防災関係機関および住民が一体となり、地震や津波災害を想定した消火訓練、避難訓練等の総合的な防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、実施内容を点検し、新たな実施項目を追加するとともに、訓練参加者、使用する器材および実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、総合防災訓練の充実強化を図る。

災害応急対策活動に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努め、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

また、県は訓練マニュアルを作成する。

(2) 広域合同防災訓練

広域的な応援協力を前提とする市町域や県域を越えた総合的な広域合同防災訓練を定期的に実施する。

(3) 関係機関との合同訓練等

自衛隊、海上保安部等に対する派遣要請等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ・活動拠点等を取り決めておくこととし、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。

(4) 水防訓練

県および市町水防管理団体は水防活動の円滑な遂行を図るため、津波予警報等の伝達、各水防工法等の水防訓練を実施する。

(5) 消防訓練

消防関係機関は、震災時における災害規模、災害事情に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集、火災防御、救助等の訓練を実施する。

(6) 避難訓練

地震や津波災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。

(7) 救助救護訓練

県および市町等災害救助実施機関は、地震や津波災害に際し、迅速かつ的確な救助、救護を行うため、救出、医療助産、炊き出し、給水、物資輸送等の訓練を実施する。

(8) 災害情報連絡訓練

震災時において、県、市町等防災関係機関相互間および住民への災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

(9) 通信連絡訓練

震災時において、有線通信系統が不通となり、または利用することが著しく困難になった場合、北陸地方非常通信協議会の構成機関に要請し、それぞれの機関が所有する無線局によって、県と市町または県と防災関係各機関との通信確保のための訓練を実施する。

(10) 非常招集（参集）訓練

防災関係機関は応急活動に必要な職員を迅速かつ確実に招集（参集）できるように適宜訓練を実施する。

(11) 海上保安訓練

海上保安機関は津波が発生したことを想定し、救助訓練等を実施する。

(12) 航空偵察訓練

県および防災関係機関は、応急活動を実施するために必要な情報を収集できるよう航空偵察訓練を実施する。

(13) 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

県および市町は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行う。

第3 防災訓練に関する普及啓発

県総合防災訓練や市町、事業所等による防災訓練の参加者となる住民に対して、県や市町の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

第4 訓練のための通行規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止し、または制限する。

第5 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第7節「要配慮者震災予防計画」によるものとする。

第6節 飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画

第1 計画の方針

地震や津波災害時における住民の生活を確保するため、飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

第2 個人備蓄の推進

県および市町は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、県民に対し、3日分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄および非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備について普及および啓発を図る。

第3 県および市町の備蓄

市町は、各避難所または自治会単位に、生命および生活を維持するために必要な飲料水、食料、毛布、日用品、資機材等を分散備蓄する。

県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、生命および生活を維持するために必要な飲料水、食料、毛布、日用品、資機材等を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄するとともに、民間事業者の保有商品の供給に関する協定の締結を推進する。

最低限備蓄すべき物資の品目および数量は、次のとおりとする。

	飲料水	食料	毛布
県	58、000リットル	58、000食	19、400枚
市町	116、000リットル	116、000食	38、600枚

第4 必要物資調達体制

(1) 関係業界団体等との協定締結

県および市町は、飲料水、食料、日用品、資機材など生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、関係業者の能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体等と協定を締結する。

(2) インターネットメールの活用

避難所における必要物資を把握し、県と市町および市町間において、不足している必要物資の融通を図るため、県、市町間のインターネットメールシステムの整備、運用方法を検討し、ネットワークによるシステムづくりを推進する。

(3) 物資調達のマニュアル化

必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先および連絡方法を明確にするなどマニュアル化を図る。

(4) 事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物、林産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制の整備を図るとともに、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

第5 給水のための対策

県、市町および水道事業者は、水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保のため、市町を主体として避難所に緊急ろ水装置や貯水槽の整備を行うほか、地下水を利用するにあたっての水質条件等のガイドラインを設定するとともに、道路融雪装置用井戸水等を利用した施設整備を研究する。

また、緊急用水の供給のため、給水車の整備を促進する。

第7節 要配慮者震災予防計画

第1 計画の方針

地震や津波発生時には、地域住民の多くが何らかの被害を被ることがあるが、中でも、要配慮者は特に大きな影響を受けやすい。そのため、要配慮者に配慮した震災対策を推進する。

第2 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、「福井県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを進める。

(2) 避難路の整備および確保

社会福祉施設等から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第3 災害応急体制の整備

(1) 社会福祉施設等の耐震化

県および市町は、社会福祉施設管理者を対象とした施設の耐震改修の促進についての講習会を開催するなど、耐震化について指導を行う。

また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。

(2) 社会福祉施設の災害応急体制

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定める。

県は、社会福祉施設の管理者に対し、あらかじめ県内や近隣府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

また、県は、社会福祉施設の管理者に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(3) 地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

市町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別計画」という。）を整備するよう努める。避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めた場合等により、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の

実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

県は、福祉関係機関等と連携し、市町における避難行動要支援者名簿の作成、避難支援プランの整備が円滑に進むよう支援する。

また、市町は、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を整備する。

（４）避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努める。

また、市町は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

（５）福祉避難所の指定および周知

市町は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センターおよび特別支援学校等の施設を指定する。

第４ 情報連絡・伝達設備および体制の整備

避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「個別計画」を作成する中で整備を図る。

また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図る。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。

県および市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

第５ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第６ 防災知識の普及

（１）要配慮者に対する防災知識の普及啓発

県は、市町と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。

（２）社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第７ 防災訓練における配慮事項

県および市町は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第８ 要配慮者に対する災害対策の配慮

県および市町は、各災害対策を講じるに当たっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮する。

ア 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握

イ 生活支援のための人材確保

ウ 障害の状況等に応じた情報提供

エ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食糧を必要とするものに対する当該食糧の確保、提供

- オ 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- カ 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- キ 避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）

第8節 医療救護予防計画

第1 計画の方針

震災は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、応急医療体制の整備が極めて重要であり、初期医療体制、後方医療体制および広域的医療体制の整備を図る。

第2 医療救護活動体制の確立

(1) 初期医療体制の整備

市町は、救護所の設置、救護班の編成、出動について地元医師会と協議して、あらかじめ計画を定めるとともに、自主防災組織等の軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定める。

県は、市町からの要請があったとき、または必要があると認めたときは、市町との連携のもと、医療救護所の設置、医療救護班の派遣を行うための計画をあらかじめ定める。

この場合において、救急病院等を医療救護所の拠点と位置付け、建物の耐震構造の強化、医薬品の備蓄体制の整備を指導する。

県は、災害が発生した際に、救出・救助部門と合同して、災害現場で速やかに救命活動を実施する体制の導入について検討する。

(2) 後方医療体制の整備

県は、救護所で対応できない重傷者等を收容するため、災害拠点病院等を後方支援病院と位置付け、重篤患者の受入れ施設の確保体制の整備を促進する。

また、県立病院は、後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。

後方支援病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努める。

(3) 広域的応急医療体制の確立

広域的応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受入れ、連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備する。

国、県、市町および医療機関は、災害時に医療機関の診療状況や被災の有無等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（医療情報ネット福井）および EMIS の利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

(4) 関係機関との連携強化

平時において災害派遣医療チーム（DMAT）、県医師会、県歯科医師会等関係機関との連携を図るため、必要に応じ協議会を開催する。

県は、医療の応援について近隣都道府県との医療活動相互応援に務めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）等の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に務める。

(5) 医薬品等の確保

県は、災害直後に必要となる麻酔、消毒薬、包帯などの一次医療医薬品等の備蓄について、医薬品等卸売業者等と協定を締結している。

今後、救護所、救護班および後方支援病院の行う医療活動実施のために必要な医薬品、医療器具および衛生材料（以下「医薬品等」という。）を円滑に供給できる体制の整備を図る。

(6) 医療施設の耐震化

県および市町は、医療救護の拠点となる医療施設について、地震時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化の指導、補強建て替えの促進を図る。

(7) 医療救護所間の情報通信体制の整備

県、市町等は、医療救護所の予定施設として、病院や健康福祉センター、保健センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。

さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。

そのほか、震災が発生した際には県外への情報発信が重要であることから、県が実施しているインターネットへの情報提供事業において、県外、国外に向けた被災情報の発信を図る。

(8) 航空搬送拠点の整備

県および市町は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。なお、これらの航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定の基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

(9) 中長期における医療提供体制の充実

県は、市町、地元医師会、地域の災害拠点病院関係者等と連携し、急性期から中長期へ移行するための医療提供体制を構築する。

第9節 地震に強いまちづくり計画

第1 計画の方針

県および市町は、防災空間の整備等都市防災の総合的な推進を図り、地震に強いまちづくりに努める。

第2 地震に強いまちづくりの推進

(1) 都市防災構造化対策の推進

市町は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、防災都市づくり計画を策定し、都市防災構造化対策の推進を図る。

(2) 都市防災の推進

県および市町は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

① 市街地再開発の推進

県および市町は、低層の木造住宅が密集した市街地において、細分化された宅地の統合、耐震・耐火建築物の建築および公園・緑地・広場・街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるため、市街地再開発事業を推進するとともに、地区住民に対する指導・助言を積極的に行う。

② 土地区画整理事業の推進

県および市町は、幹線街路・区画街路や公園緑地等公共空地の適正な配置および防災に配慮した街区規模による宅地造成など、災害に強いまちづくりのため土地区画整理事業を推進する。

(3) 建築物の不燃化

① 防火地域、準防火地域等の指定

容積率400%以上の商業地域において防火地域の指定を推進するとともに、建ぺい率80%以上の商業地域、近隣商業地域において準防火地域の指定を推進し、市街地の延焼防止を図る。

② 公営住宅の不燃化推進

既存の公営住宅は、逐次耐火構造に建て替える。

第3 防災空間の整備

(1) 都市公園の整備

県および市町は、災害時の避難場所あるいは防災帯としての機能を有する都市公園の整備を推進する。

(2) 都市緑地等の整備

県および市町は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を推進する。

(3) 道路空間の整備

① 広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を行う。

② 幹線道路については、災害時においては、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。

③ 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

(4) 河川空間の整備

県および市町は、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等の整備を図るとともに、消火用水の確保用施設や防災拠点施設および震災時の避難場所となる河川公園等を整備し、震災時の利用を図る。

(5) 港湾空間の整備

国、県、市町は、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、市町とともに避難地や緊急物資の保管用地として震災時の利用を図る。

第4 ハザードマップの整備

市町は、被害の想定等を踏まえて地盤の揺れやすさ、指定避難所等を示すハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

第5 被災宅地危険度判定士の養成

県は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減および防止ならびに被災宅地の円滑な復旧に資するための被災宅地危険度判定士を養成する。

第10節 津波に強いまちづくり計画

第1 計画の方針

津波による被害を軽減するため、関係機関は海岸保全施設の整備を進めるとともに、避難関連施設の整備、建築物の安全化を推進し、津波に強いまちづくりに努める。

第2 津波に強いまちづくりの形成

(1) 徒歩による避難を原則とした対策の構築

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、地理的条件や土地利用の実態など地域の条件によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

また、県および市町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期す。

(2) 地域防災計画と都市計画等との連携

県および市町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等の情報を提供する等、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

(3) 津波浸水想定の設定

県および市町は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

今後県は、津波防災地域づくり法に基づき、国の断層調査結果を踏まえた津波浸水想定を設定・公表し、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める。

市町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等または主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

市町は、国の断層調査結果を踏まえた津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

(4) ハザードマップの整備

市町は、津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

(5) 減災のための総合的な取組みの推進

県および市町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

県および市町は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作

化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

第3 避難関連施設の整備

市町は、指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

県および市町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検および避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

第4 建築物の安全化

県、市町および施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、県および市町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等または主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町長に報告するものとする。

第 1 1 節 火災予防計画

第 1 計画の方針

地震時には、同時に多くの火災が発生し、時間、季節等によっては、さらに延焼し、大規模災害となる可能性がある。

県および市町は、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化および消防水利の整備等を図る。

第 2 出火予防対策

(1) 一般家庭に対する指導

- ① 県および市町は、地震時における火災防止思想の普及に努める。
- ② 市町は、一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

(2) 立入検査の強化

市町は、消防法に規定する立入検査を、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

(3) 防火管理者制度および防災管理者制度の推進

市町は、消防法第 8 条および第 3 6 条の規定に基づき、選任されている防火管理者および防災管理者に対し、震災時における消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火および防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(4) 消防設備保守体制の充実

- ① 市町は、事業者等に対し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。
- ② 県は、消防設備士に対し、消防用設備等に関する技術の進歩に対応した資質を備えさせるため、消防設備士講習を定期的を実施する。

第 3 延焼予防対策

(1) 消防力の強化

① 総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

市町は、初動および活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の耐震化ならびに消防機動力、消防緊急情報システムおよび個人装備等の整備を早急に進める。

② 指定緊急避難場所および指定避難所の安全確保

市町は、地域防災計画に定める指定緊急避難場所および指定避難所の安全確保および初期消火体制を確保するため、計画的に防火水槽・耐震性貯水槽の設置および可搬式動力ポンプを配備し、地域住民の安全確保を図る。

③ 消防団活動体制の整備強化

地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団における警防活動の基準を定めるほか、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の設置を図る。

④ 防火水槽等消防水利の整備

ア 消防水利の不足地域および消火活動が比較的困難な地域を重点に、消防水利（消火栓、防火水槽）を整備し、消防活動体制の整備強化を図る。

イ 消防水利の整備にあたっては、消火栓のみに偏ることなく、耐震性を有する貯水槽の設置を促進するほか、水道管の耐震化を推進するなど、消防水利の耐震化を促進する。

ウ 各消防機関は、地下水（融雪用地下水等）、河川、池、水路、海水等の自然水利の効果的な利用方法や、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等につ

いて、各施設管理者と調整を行い、利用方法を構築し、整備確保を図る。

⑤ 消防応援体制の整備

市町は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合に備えて、県内外の市町が応援を行う「福井県広域消防相互応援協定」および「大規模災害消防応援実施計画」に基づく応援体制を早急に整えるとともに、受援体制の整備を図る。

⑥ 消防広域化基本計画の策定

県は、地震等大規模な災害が発生した時に、県内いずれの地域においても県民の期待と信頼に応える高度な消防防災機能を発揮できるように、消防の広域再編を計画的かつ円滑に進め、消防の対応力の強化を図っていく「消防広域化基本計画」を策定する。

(2) 一般建築物の不燃化

県および市町は、震災時に予想される火災の延焼を阻止し、最小限の被害に止めるために、一般建築物の不燃化を図る。

① 木造の建築物について屋根の不燃措置および外壁の延焼防止措置等建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

② 不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物および危険物の貯蔵または処理の用に供する建築物について耐火建築物または準耐火建築物とするなど、建築物の不燃・耐火化について、建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

③ 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物、無窓建築物および火気使用室等は、その壁、天井の仕上げについて、不燃材料等を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

第 1 2 節 土砂災害防止計画

第 1 計画の方針

地震発生時および発生後の降雨による山地崩壊、地すべり、急傾斜地の崩壊等地盤に係る土砂災害を防止するため、危険区域等の実態を把握し、必要な施策を講ずる。

第 2 治山・治水対策

地震に伴う山地崩壊から住民の生命および財産を保護するため、治山・治水対策工事の計画的な実施等の対策を講ずる。

- (1) 治山ダム、砂防ダム工事
- (2) 山腹工事
- (3) 排水工事
- (4) 落石、なだれ防止柵の設置等

第 3 急傾斜地対策

地震に伴う急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊対策工事の計画的な実施等の対策を講ずる。

第 4 地すべり対策

地震に伴う地すべりから住民の生命および財産を保護するため、地すべり防止工事の計画的な実施等の対策を講ずる。

第 5 規制区域および対策施設の管理

県は、それぞれの法令の規定により、災害を助長または誘発する原因となる行為の制限を行うため、砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域・保安林（以下、規制区域とする）において、行政パトロール等により現状を把握し、対策施設の点検を行い、変状が確認された場合は改善策を講じる。

第 6 警戒避難体制の整備

市町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所および避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

特に、警戒区域内に社会福祉施設、病院、幼稚園、学校等の要配慮者利用施設があるときには、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに予警報の伝達方法を定める。

- (1) 規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知

市町は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、関係住民に周知を図る。

- (2) 情報の収集および伝達体制の整備

県は、地震発生後の地盤条件等が変化し、通常よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなるため、土砂災害警戒情報の暫定基準を福井地方气象台と連携してあらかじめ設定する。

県および市町は、雨量計や警報装置等の整備に努める。また、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

- (3) 避難勧告等の発令基準の設定

市町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民への避難勧告等の発令基準をあ

らかじめ設定するとともに、必要に応じ見直す。

(4) 土砂災害ハザードマップ等の作成

市町は、土砂災害警戒区域や指定緊急避難場所、指定避難所および避難経路の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布する。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップおよび液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めることとする。

県および市町は、宅地の耐震化を促進するよう努める。

(5) 自主防災組織の育成

市町は、災害情報の収集および伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、住民の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努める。

第 1 3 節 浸水防止計画

第 1 計画の方針

地震が発生した場合、河川の被害として堤防の沈下、亀裂等が生じ、地震の発生時期が河川の増水期と重なった場合には、被害は甚大なものになると予想されることから、大規模地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害を防止するため、施設の点検・調査、整備等を行う。

第 2 危険箇所点検調査および情報連絡体制の整備

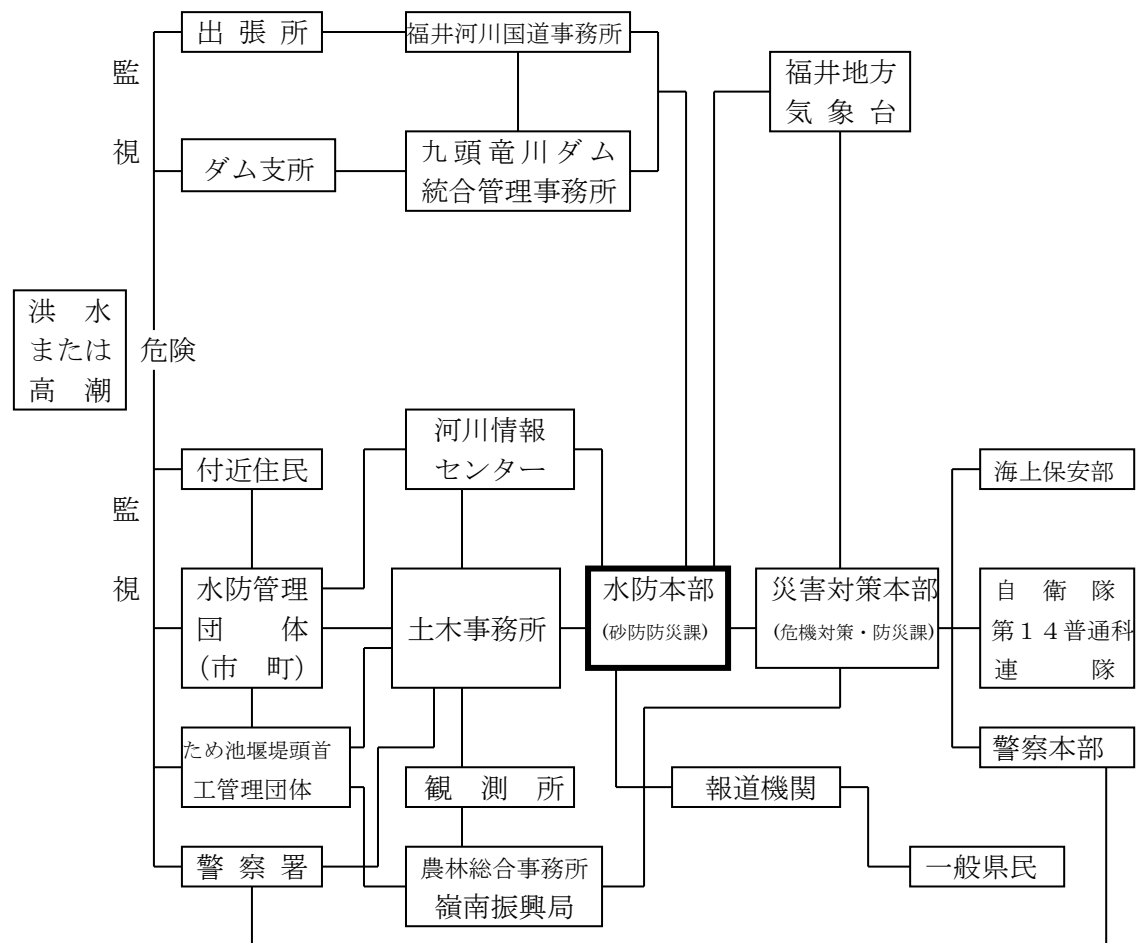
(1) 危険箇所の調査

施設管理者は点検マニュアルを整備し、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の点検調査を行う。

(2) 情報連絡体制の整備

次の系統図に従い、円滑かつ迅速な情報連絡が行えるよう関係機関は連携を密にする。

水防体制および出水警報系統図



第 3 水防施設等の整備

- (1) 河川管理者は河川水位および雨量等の観測施設の整備を図る。
- (2) 水門、堤防等水防上重要な施設の管理者は、各施設の耐震性を向上させる。
- (3) ため池の点検結果に基づく、整備を行う。
- (4) ダム施設の管理者は施設の耐震性を向上させる。
- (5) 県および水防管理団体は水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、常に計画的な点検整備を行い、補充等に努める。

第4 危険箇所の周知

施設の管理者は危険箇所を速やかに関係地方公共団体へ報告する。

第5 浸水対策事業の計画的施工

- (1) 河川総合開発事業
 - ① 治水ダム建設事業
 - ② 多目的ダム建設事業
- (2) 河川改修事業
 - ① 直轄河川改修事業
 - ② 大規模特定河川事業
 - ③ 広域河川改修事業
 - ④ 総合流域防災事業
 - ⑤ 都市基盤河川改修事業
- (3) ため池等整備事業
 - ① 老朽ため池整備事業
 - ② 用排水施設整備事業
- (4) 農業用河川工作物応急対策事業
- (5) 防災ダム整備事業

第 1 4 節 津波災害防止計画

第 1 計画の方針

津波と高潮が重なるという最悪の場合を想定し、津波災害の防止を図る事業を実施するとともに、警戒避難体制の整備、強化に努める。

第 2 海岸保全区域の指定

海岸法の規定に基づき、津波の被害から防護すべき海岸区域を、海岸保全区域として指定し、保全区域内の維持管理に万全を期する。

第 3 警戒避難体制の整備

(1) 津波情報等の伝達体制の整備

① 伝達協力体制の整備

ア 各防災関係機関は、「地震・津波情報等の伝達計画」に定める伝達経路および伝達手段を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にする。

イ 各防災関係機関は、休日、夜間、休息時等における津波情報の伝達を確実にするため、要員の確保等の防災体制を強化する。

ウ 津波情報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関合同の津波情報伝達等の訓練を実施する。

② 津波情報伝達施設の整備

沿岸市町長は、住民等に対する津波情報等の伝達手段として、同報系による市町防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地への津波情報伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン、半鐘など多様な通報・伝達手段の確保を図る。

(2) 津波に関する知識の普及啓発の実施

① 津波に関する知識の内容

沿岸市町は、津波に関する次の事項等について、沿岸地域に限らず、全住民の共通意識として定着するよう、あらゆる機会を通じて周知徹底させる。

ア 津波警報が発表されたとき、または津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸および河口部付近から離れ、急いで安全な場所に避難すること。

イ 津波警報等が解除されるまでは警戒を続けること。

ウ テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等を通じて津波に関する情報を入手すること。

② 普及の方法

ア 海浜地への立看板の設置

イ パンフレット、チラシ等の作成

(3) 避難指示（緊急）等の発令基準

市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等を発令することを基本とした具体的な避難指示（緊急）等の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。

県は、市町に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(4) 津波監視体制の整備

津波による災害を防止するため、沿岸市町長は震度 4 以上の地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波情報の収集に努め、津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに海浜にいる者、海岸付近の住民に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図る。

また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行う。

この場合において、市町は地域防災計画に監視者、監視場所、監視情報の伝達方法をあらかじめ定めておくものとする。

(5) 津波避難対策

津波から人命の安全を守るため、沿岸市町は、避難所を指定する際には、津波災害を考慮するとともに、第3章第9節「避難計画」に定めるところにより、津波発生時において、迅速かつ円滑な避難対策を実施する。

第4 海岸保全事業等の施工

(1) 海岸保全事業

① 農地海岸保全

農林水産省農村振興局の要保全海岸においては、防波堤、離岸堤等侵食工法を実施するとともに、高潮対策必要区域の調査に基づき、高潮対策工を実施する。

② 漁港海岸保全

農林水産省水産庁所管の要保全海岸においては、海岸保全施設の整備を行う。

③ 林地海岸保全

農林水産省林野庁所管の保安林指定地域においては、林地保全施設の整備を行う。

④ 港湾海岸保全

国土交通省港湾局所管の要保全海岸においては、海岸保全施設の整備を行う。

⑤ 建設海岸保全

国土交通省水管理・国土保全局所管の要保全海岸においては、海岸保全施設の整備を行う。

(2) 河川、河口の津波対策

河川管理者は各所管の河川管理施設の整備を行う。

第 15 節 建築物災害予防計画

第 1 計画の方針

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、震災時の被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第 2 建築物耐震診断体制

(1) 耐震性の確保についての基本的考え方

建築物等の耐震設計の方法は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下による。

- ・人命に重大な影響を与えない。
- ・機能的に重大な支障が生じない。

なお、耐震性の確保には、耐震設計のほか、機能の代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 耐震診断体制の整備

県は、建築物の耐震性を強化していくために必要となる耐震診断体制を整備するため、診断判定の指標、判定ランクを活用し、県内における耐震診断技術者の育成や耐震診断判定体制を確立する。

① 診断判定の指標、判定ランクの活用

耐震診断を実施する際に必要となる福井県の構造耐震判定指標と、診断結果の評価を行う判定ランクを活用し、診断体制を整備する。

② 県内における耐震診断技術者の育成

耐震改修に関する各種講習会を開催し、早急に技術者の育成を図るとともに、講習会の受講者を登録する。

③ 耐震診断判定体制の確立

統一的な耐震性能の判定を行う耐震診断判定体制の確立を図るため、早急に耐震診断判定委員会を設置し、耐震診断の結果と耐震補強計画の判定業務を行う。

(3) 建築物の耐震改修の促進

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、多数の者が利用する一定の建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めるほか、県および建築主事を置く市町は、多数の者が利用する一定の建築物の耐震診断および耐震改修について必要な指導および助言ならびに指示等を行う。

第 3 応急危険度判定体制

(1) 応急危険度判定士の養成

県は、建築物の地震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした判定士養成講習会を実施し、受講者を登録することにより、早急に判定士の養成に努める。

(2) 応急危険度判定体制の整備

県は、判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、国、近隣府県、県、市町で相互に緊密な連携を図るとともに、ボランティアとしての活動体制も含め、建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。

第 4 公共建築物

(1) 防災上重要な建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所・避難所の確保が要求される。

県および市町は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努める。

- ① 県における防災上重要な建築物
 - ア 病院（県立病院）
 - イ 学校（県立学校）
 - ウ 要配慮者が利用する福祉施設
 - エ 庁舎（本庁舎、合同庁舎、土木事務所、健康福祉センター、警察庁舎等）
- ② 市町における防災上重要な建築物
 - ア 災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校、社会福祉施設等
 - イ 災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先庁舎等
- （２）防災上重要な建築物の耐震性強化
 - ① 既設建築物の耐震診断の実施

県および市町は、「防災上重要な建築物」に指定された施設等について福井県建築物耐震改修促進計画に基づき計画的に耐震診断を実施する。
 - ② 既設建築物の耐震改修の促進

県および市町は、耐震診断の実施により補強が必要と認めたものについては、福井県建築物耐震改修促進計画に基づき当該建築物の重要度を考慮して順次、耐震改修を実施する。
 - ③ 新設建築物の耐震・耐火構造化・地盤調査の実施

県および市町は、新耐震設計基準による建築を徹底する。
- （３）県におけるその他の建築物

県における防災上重要な建築物以外の建築物についても、県は施設管理者としての責務および建築物の耐震改修の促進に関する法律等の主旨に基づき、耐震診断やその結果に応じ補強工事を実施する。

第５ 一般建築物

県および建築主事を置く市町は、震災時における個々の建築物等の安全性を高めるため、次の対策を講ずる。

- （１）既存建築物の耐震性の向上

既存建築物の耐震診断、改修を促進するための基本方針、普及啓発および講習会の実施などを定めた福井県建築物耐震改修促進計画に基づき、既存建築物の計画的な耐震改修を図る。

また、耐震性向上に関する一般住民向けのパンフレットを活用し、耐震診断・改修必要性等について普及啓発を図るとともに、相談窓口を早急に開設し、相談業務や技術者の紹介を行う。
- （２）特殊建築物等における定期報告制度の活用

一定規模以上の特殊建築物およびエレベーター、エスカレーター、特定の建築設備の所有者（または管理者）に対し、定期的に、資格者が調査および検査した結果の報告を求め、耐震診断、耐震改修の実施についての指導助言を行い、併せて外壁落下物改修、防火改修の実施が必要な場合は、それらの改修事業の実施など、防災上必要な助言、勧告等を行う。
- （３）防災立入査察による防災診断の実施

特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、特に査察を実施し、その結果に応じて改修等必要な助言、勧告等を行う。
- （４）建物維持保全計画書の作成指導

（２）の定期報告を要する建築物の所有者または管理者に対し、建築物の維持保全に関する計画書を作成させ、これに基づく適切な処置を指導する。

なお、関係団体の協力を得て、講習会等を実施することにより、適切な維持保全の重要性の啓蒙普及に努める。
- （５）木造住宅の耐震性向上の促進

木造住宅に関する自己点検を促進するため、パンフレット等を配付するほか、住まいに関するイベント等で各種展示や耐震診断、補強方法、家具の転倒防止等の相談を行う窓口を開設するなど、耐震性向上に関する知識の普及啓発を行う。

また、耐震診断の促進を図るため、昭和56年5月以前に建設された木造住宅の耐震診断、耐震改修等に要する費用の一部に対し助成する制度を創設する。

第6 その他の構造物

(1) ブロック塀の倒壊防止対策

① ブロック塀築造に対する指導の強化

県および市町は、ブロック塀を新設または改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

② ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

県および市町は、通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言、勧告等を行う。

③ 県民に対する知識の普及

県および市町は、県民に対し、ブロック塀の安全点検および耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法および補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

(2) 落下物対策

県は、窓ガラス、看板その他地震時における落下物の実態調査に基づき策定した改修指導計画により、危険箇所の改修等必要な助言、勧告等を実施する。

なお、実態調査および改修指導は、容積率の限度が400%以上の地域内における建築物で地階を除く階数が3以上のものに対し、以下の対象物について実施したものである。

調査および改修指導の対象

- ① 建築物からの突出物
- ② 建築物の突出部
- ③ カーテンウォール等
- ④ PC板等
- ⑤ 窓ガラス
- ⑥ ガラスブロック等
- ⑦ 石張り等
- ⑧ タイル張り等
- ⑨ ウィンド型クーラー等

(3) 家具等の転倒防止対策

住宅・事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策・転倒防止方法等についてわかり易いパンフレットを市民に配布し、普及啓発を図るとともに、防災技術指導者（防災マイスター）を早急に養成し、適切な指導助言等を行うなど、家具等の耐震安全性の確保を図る。

(4) アーケードの安全対策

県は定期的の実態調査を行い、腐食等の進行が激しいものを中心に改修等必要な助言、勧告等を行う。

(5) 崖地近接住宅の安全対策

県または市町は、建築基準法第39条に基づき、「災害危険区域」を指定するほか、崖地付近における住宅等の建築制限の実施および既存住宅の移転等を促進する。

(6) 天井材等の非構造部材等の安全対策

県および市町は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図ることとし、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所

について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、県および市町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

第 16 節 交通施設災害予防計画

第 1 計画の方針

各交通施設の事業者および管理者は、震災時の交通システムを維持するため、各施設等の耐震設計や陸海空を通じた交通ネットワークの充実などによる耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施するとともに、県、市町等との連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。

第 2 鉄道施設

鉄道事業者は、高速大量輸送の中核を担う鉄道の安全対策を推進することによって、旅客の安全と輸送体制の確保に努める。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

西日本旅客鉄道株式会社が定める「災害時運転取扱手続」に沿って、「金沢支社災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関および関係自治体との連携について定める。

① 施設・設備の耐震性の確保

ア 周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

(ア) 橋梁の維持補修

(イ) 法面、土留の維持および改良強化

(ウ) トネルの維持、補修および改良強化

(エ) 建物設備の維持修繕

(オ) 通信設備の維持

イ 地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

② 防災資機材の整備および要員の確保

ア 社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるような体制を整える。

イ 社内および関連業者の災害業務に従事する技術者および技能者の技術および技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

(2) えちぜん鉄道株式会社の措置

① 施設・設備の耐震性の確保

ア 駅舎

改築を行う場合は簡易耐火以上の耐火を図る。あわせて、消火器等の設置を促進する。

イ 盛土、切上

巡回により異状があれば防護工事を施工する。

ウ 構造物

要注意構造物を中心に巡回を行い、危険箇所の補修等を行う。

② 防災資機材の整備および要員の確保

ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。

イ 重機械類、その他必要な資機材、要員の確保体制の整備を図る。

(3) 福井鉄道株式会社の措置

① 施設・設備の耐震性の確保

ア 新設、改修時には、耐震性を考慮した設計を行う。

イ 重要な橋梁については随時点検し、落橋防止等の対策を講ずる。

② 防災資機材の整備および要員の確保

ア モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、まくら木、電線類等は、非常用を含め常時整備する。

イ 重機械類その他必要な資機材については、関係の民間企業等から緊急に協力が得

られるような体制を整備する。
ウ 常に「緊急時における職員の非常招集体制」を整備し、要員の確保を図る。

第3 道路施設

各道路管理者は、広域的で質の高い防災体制の確立と、地域内の確実な避難、救急活動を確保するため、災害に強い道路網の整備に努める。

(1) 道路等の整備

道路管理者は、震災時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進する。

また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についてもあわせて整備する。

① 幹線道路網の整備

交通網の中核である幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、福井県広域道路整備基本計画に基づき、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市町と基幹道路および市町と防災上拠点となる都市、防災上拠点となる都市間のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。

② 補助幹線道路網の整備

補助幹線道路および区画道路の整備により、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

③ 避難誘導路の確保

防災上必要な地域においては、歩道等の整備による避難誘導路の確保を図る。

④ 道路の防災補修工事

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所および路体の崩壊が予想される箇所等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急に実施する。

⑤ 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、地震に対する安全性について確認を行い、これに基づき必要な補強等の対策を推進する。

橋梁等の耐震基準については、「橋、高架の道路等の技術基準」を準用し、既設橋梁の耐震調査や補強等対策工事を推進し、今後新設する橋梁については、上記仕様または今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

また、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

⑥ トンネルの整備

震災時におけるトンネルの安全の確保のため、所管のトンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。

⑦ 横断歩道橋の整備

震災時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について、本体と階段の取付部を中心とした耐震点検調査を実施、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

(2) 道路啓開用貸機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を関係の民間企業等から緊急に協力が得られるよう体制づくりに努める。

第4 港湾施設等

港湾管理者・漁港管理者は、震災時における緊急物資および避難者の海上輸送基地として機能できるよう、施設の安全性および耐震性や耐浪化の強化を図る。

また、施設の安全確保のため、点検調査を行う。

国および港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、耐震強化

岸壁等大規模地震対策施設に至る航路沿い等水域沿いの民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を推進するものとする。また、発災後の緊急輸送または地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。

第5 空港（公共用ヘリポート）施設

震災時における救援機関の受入れ基地や医薬品その他救援物資等の緊急輸送基地として空港の果たす役割を踏まえ、空港施設の耐震設計について、現在国において検討が行われている新たな基準に基づき十分な点検・管理を行い、必要な補強対策を講ずる。

第 17 節 通信および放送施設災害予防計画

第 1 計画の方針

地震や津波が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および放送電波の確保を図るため、各機関ごとに万全の予防措置を講ずる。

基幹的な通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの多重化などにより耐震性の確保に努める。

第 2 防災情報ネットワーク

県は、地震が発生した場合に予想される各種の災害による通信連絡の途絶を防止するため、県防災情報ネットワークを地上系、衛星系および有線の 3 ルート化とし、市町、消防本部など防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保している。また、防災行政無線設備は、地震に備え、耐震構造とするとともに、耐震工法による機器の設置など予防対策を講じている。

また、緊急通信機能、県庁統制局の補完機能、衛星通信による情報伝達機能などを有する機動性のあるマルチメディア車として衛星車載局を導入している。県防災情報ネットワークを有効に運用することにより災害に対し万全の予防措置に努める。

(1) 巡視点検の強化

巡視点検の際には、機能点検にとどまらず、無線設備の固定状況や周辺の環境状況を確認し、必要に応じて適切な措置を行う。

(2) 通信訓練の実施

被害を想定した情報伝達の訓練ならびに幹線系、端末系および衛星系の通信途絶を想定した通信訓練を実施し、統制操作、回線復旧方法を早急に確立する。

(3) 新技術の採用

通信技術の進歩に柔軟に対応し、災害情報を迅速でかつ的確に収集、配信するのに必要な緊急通信手段の多様化を図る。

第 3 市町防災行政無線

災害時に被害の軽減を図るには、市町から住民に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であることから、市町防災行政無線のデジタル化や全国瞬時警報システム（J - A L E R T）との連動を促進するとともに、臨時災害放送局（コミュニティー放送局を含む）、携帯端末の緊急速報メール機能、地上デジタル放送、県が構築した災害情報インターネットシステム（市町が発する災害情報等を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する L アラート（災害情報共有システム）を含む）等新たな媒体の活用を図る。また、市町防災行政無線の未整備市町は、早期に同報無線および地域防災無線等の積極的な導入に努める。さらに、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備に努める。

第 4 電気通信設備

西日本電信電話(株)福井支店および携帯電話会社は、地震や津波が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルに基づき通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努める。

(1) 現況

① 通信用建物

耐震・耐火構造の建物設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防水堤等を設置している。

② 所内設備

ア 建物内に設備する電気通信機器は、振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を行っている。

イ 非常用予備電源として、蓄電池および発動発電機を設置している。

③ 災害対策用機器

- ア 通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、移動無線車等を配備している。
- イ 所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するために、非常用可搬型デジタル交換装置と衛星通信車載局を配備している。
- ウ 災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために移動電源車を配備している。
- エ 所外通信設備が被災した場合、応急措置として各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備している。

(2) 実施計画

- ① 災害を未然に防止するため、電気通信施設の建物内外の巡回点検による施設の補強等の予防対策を行う。
具体的には、準備警戒体制として下記の措置を実施する。
 - ア 情報連絡体制の強化
 - イ 応急復旧用機器等の点検整備
 - ウ 措置計画の点検確認
 - エ 設備記録類の点検確認
 - オ 被災危険設備の補強および防護
 - カ 回線等の応急措置の準備
 - キ 復旧体制の確立
- ② 公共機関等、重要な通信を確保するため、ケーブルの分散使用を行う。
- ③ 架空ケーブルは、地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地中化の望ましい区間は県・市町等と連携した地中化を推進する。
- ④ 交換機相互間を結ぶ通信経路の分散化を推進する。

第5 放送施設

日本放送協会福井放送局、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱および福井エフエム放送㈱は、地震や津波災害が発生し、または発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

(1) 平常時の措置

- ① 地震や津波災害に備えて、各種放送設備のほか、戸棚等備品についての耐震対策（固定化）を実施する。
- ② 非常用資機材および消耗品等を定量常備する。

(2) 警戒時の措置

災害発生時には、次の設備について整備、点検を行う。

- ① 電源設備
 - ア 自家発電装置の点検・試運転、燃料および冷却水の確保
 - イ 蓄電池の点検・充電
 - ウ 電力会社に対する受電線確保要請
- ② 給排水設備
 - ア 給排水・消火ポンプの点検整備、燃料補給
 - イ 構外設備の補強、緊急資材の配置
 - ウ 保有水の把握、管理
- ③ 中継・連絡回線
 - ア 西日本電信電話㈱に対する回線確保および代用線の要請
 - イ 非常用受信機、自営無線回線設備の点検・整備
- ④ 放送設備、空中線設備
 - ア 非常用放送装置の緊急点検・整備
 - イ 送受信空中線の緊急点検・補強、予備空中線材料等資材の確保

第 18 節 電力施設災害予防計画

第 1 計画の方針

電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

第 2 安全化対策

(1) 電力施設の耐震性等の強化

予測地震動や想定される津波高、施設の重要度や復旧の容易性を考慮した上で、各種基準に基づく耐震設計や耐津波設計を行う。

また、現在進められている全国規模における検討状況および関係法規の改訂等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

① 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

② 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準などに基づいて設計を行う。

③ 原子力発電設備

原子炉施設は、原子力規制委員会の規制基準に基づき、想定されるあらゆる地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に保たれるよう耐震性を持たせる。

④ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

⑤ 送配電設備

地震による被害を受けやすい軟弱地盤等にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

ア 架空電線路

地震力の影響は、氷雪、風圧および不平均張力による荷重に比べ小さいので、これによる設計とするが、耐震性能を明確にしておく。

また、山崩れや建物崩壊による被害を受けにくい地点の選定に努める。

イ 地中電線路

大きな地盤移動の発生が予想される地域での地中線施設は避ける。

それ以外の地域であっても軟弱地盤や液状化の可能性の大きいところではできるだけ避けて施設する。

また、一旦被災するとその復旧はガスや水道以上の期間を要することを十分考慮して施設する。

⑥ 通信設備

主要通信系統の多ルート化を促進するとともに、通信機器の分散配置等に努める。

(2) 電気施設予防点検の実施

電気施設が常に法令に定める技術基準に適合するよう維持することならびに事故の未然防止を図るために、それぞれの設備実態等に応じ定期的に巡視点検および検査を行

う。

(3) 災害対策用資機材等の確保および整備

- ① 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保と整備点検を行い、災害発生時の応急資機材の確保のための備蓄場所の検討や融通方法を決め、指導のガイドライン等により備蓄促進を行う。
- ② 災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両等の輸送力確保に努める。
- ③ 各電力供給機関等と電力融通ならびに災害対策用資機材・復旧要員等の相互融通体制を確立する。

(4) 通信連絡施設の整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じて無線伝送設備、有線伝送設備および通信電源設備について、整備点検を行う。

(5) 各種防災訓練の実施

各電力会社は従業員に対し、防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施する。

(6) 非常時動員、応援体制の確立

発生時期・時間帯、規模、距離等災害の状況を考慮にいたった発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルを事業者ごとに早急に作成、あるいは見直しを行う。

第 19 節 ガス施設災害予防計画

第 1 計画の方針

都市ガス事業者および液化石油ガス事業者は、地震や津波時のガス設備の被害の軽減対策の実施、ガスによる二次災害を未然に防止するために設備の耐震性の点検調査の実施等安全性確保対策を進める。

第 2 都市ガス

(1) 施設の安全化対策

施設、設備の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規ならびに建築学会、土木学会の諸基準および日本ガス協会基準に基づいて行う。

① 製造施設

ア 施設の重要分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上および安全性を確保する。

イ 緊急遮断弁、防消火設備、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

② 供給施設

ア 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて入替、もしくは補強を行う。

イ 緊急時には、二次災害の発生を防止するため、球形ガスホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、中圧導管内のガスを工場内有水ガスホルダーへ緊急減圧を行う。

ウ 導管については、鋼管工事の拡大や球状黒鉛鑄鉄管への切り替えを行うとともに、耐震性のある接合方法の採用を推進する。

エ ガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため、供給状態の安定度や地盤条件を考慮して低圧導管網のブロック化を行う。

オ 一般家庭における感震器内蔵のマイコンメータの設置を促進し、地震や津波発生後の漏洩事故の防止を図る。

③ 通信施設

ア 無線回線の整備

イ 可搬型無線回線の整備

ウ 災害時優先電話の指定

(2) 震災訓練の実施

地震や津波発生時の災害応急活動を迅速確実に遂行するため、通信連絡体制の確立、要員の動員体制の確認等を目的とした訓練を行う。

また、非常時を想定した緊急時措置訓練（設備の緊急停止訓練、停電対策訓練等）、消火訓練（消防機関の指導）および緊急連絡訓練、保安規程等に基づく各種事故処理訓練等の防災基本訓練ならびに防災総合訓練を定期的に実施する。

(3) 広報活動の充実

ガスによる二次災害を防止するため、平素から需要家に対し、次の事項について周知を図る。

① 元コックの閉止等地震や津波が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置

② ガス漏洩等の異常に気付いた場合の措置

③ その他災害予防に必要な事項

(4) 応援体制の確立

ガス事業者は、不測の事態を考慮した相互連絡体制を整え、情報の収集ならびに応援体制の確立に努めるほか、発生時期・時間帯、規模、距離等災害の状況を考慮にいたした発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルを作成、あるいは見直しを行う。

第3 液化石油ガス

(1) 施設の安全化対策

液化石油ガス事業者は、液化石油ガス設備について液化石油ガス法令等に定める技術上の基準に基づき設置し、定期的に調査・点検するほか、液化石油ガス容器の地震や津波時等における容器の転倒・転落、バルブの損傷等の防止措置を徹底するとともに、感震機能付きのガス漏れ防止のための安全機器等の設置促進に努める。

(2) 保安対策

① 液化石油ガス事業者

地震や津波時における緊急応援体制の整備および地震や津波を想定した緊急措置マニュアルの作成あるいは見直しを行い、従業員の教育・訓練に努めるとともに、液化石油ガス事業者および県エルピーガス協会は液化石油ガス消費者への保安啓蒙活動を実施する。

② 消費者

消費者の初期防災活動が、被害の拡大と二次災害の防止には重要なことから、「自らが保安の責任者」であるとの認識のもとに、液化石油ガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、液化石油ガスの安全についての知識を修得し、地震や津波時において的確な対応ができるようにする。

第20節 上水道・下水道施設災害予防計画

第1 計画の方針

上水道・下水道事業者は、施設の耐震性を強化して、震災時の被害を最小限にとどめ、施設の迅速な復旧を可能とするために必要な施策を実施する。

第2 上水道施設

水道事業者等は、地震や津波の発生に伴う断・減水を未然に防止するため、水道施設の耐震化事業計画に基づき、水道の基幹施設の耐震性の強化および防災上重要な施設や要配慮者への配水管路の耐震化を優先的に進めるとともに、応急対策を円滑に実施するための資機材の整備、訓練および平常時における広報等を実施する。

(1) 重要施設の耐震性の強化

施設の耐震設計に当たっては、「日本水道協会編：水道施設耐震工法指針・解説」および「日本水道協会編：水道施設設計指針」等に基づき行う。

① 貯水、取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造・材質とする。

水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震や津波時の原水、水質の安全が保持できるかどうかを確認し、複数水源間の連絡管の布設、地下水等予備水源の確保を図る。

② 浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備について耐震化を進めるため、整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う。

③ 送配水施設

送配水幹線については、耐震性の強化のため、耐震継手、伸縮可撓管等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、配水系統管の相互連絡を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロック化等を行って、断水地域の縮小に努める。

既設管については、石綿セメント管、経年管等のダクタイル鋳鉄管への布設替え等の措置を行う。

(2) 維持管理体制の強化

維持管理にあたっては、施設を適切に保守し、耐震性の確保に努めるものとし、点検マニュアルに基づく巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査等を実施する。

(3) 給水体制の整備

① 緊急時応急給水用の水を確保するため、水道事業者等は、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に進めるとともに、市町を主体として、避難所に緊急ろ水装置や、貯水槽の整備を行う。

また、地下水を利用するに当たっての水質条件等のガイドラインを早急に設定するとともに、早期に広域ブロックごとに給水車の整備を促進する。

② 水道事業者は、応急用資機材の確保体制の整備として、広域的な事業団体の相互融通ルール化を進めるとともに、応急用資機材の備蓄場所、融通方法等を定めたガイドライン等を策定し、備蓄促進を図る。

③ 水道事業者等は、防災担当部門と協力し、2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化について、住民等の自主的な取り組みが推進されるよう啓発する。

(4) 訓練および平常時の広報

地震や津波発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から次の事項を中心に訓練および広報活動を行う。

① 訓練

職員に対し、防災体制、応急復旧措置等に関する総合的な訓練を行う。

② 広報

住民に対し、平常時からの飲料水の確保等災害対策の広報を行う。

第3 下水道施設

下水処理施設は生活に必要不可欠であるばかりでなく、河川や海洋の汚染防止の観点からも重要である。

このため、下水道管理者は、計画的に施設の整備・強化を行い、下水道の被害を最小限にとどめるため、以下のとおり施設の耐震化、点検調査、代替施設・設備の整備等を推進する。

(1) 施設の耐震化

- ① 地盤条件を考慮し、管渠施設・ポンプ施設・処理場の各施設が地震や津波時においてもその根幹的な機能を保持するよう計画・設計に十分配慮する。
- ② 管渠および処理場または、ポンプ場の土木建築構造物・機械電気設備について補強・更新をはかる。
- ③ 非常用電力の確保

(2) 点検調査の実施

施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的の実施し、施設設備の改善に努める。

(3) 代替施設設備の整備

下水道施設に支障をきたした場合に備え、従来の仮設トイレの調達供給体制の確立を図るほか、マンホールトイレシステム（公共下水道接続型仮設トイレ）の整備についても検討する。

(4) 施設、設備の維持管理

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資器材の整備等に努めるものとする。

第２１節 危険物施設等災害予防計画

第１ 計画の方針

県および市町は、危険物施設管理者等に対し、自主保安体制の充実強化を指導し、地震や津波対策、地震や津波防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート地域の予防対策については、石油コンビナート等災害防止法に基づき福井県石油コンビナート等防災計画で定める。

第２ 危険物施設

(１) 施設の安全化指導

消防機関は、製造所、貯蔵所および取扱所の地震や津波による火災、爆発、漏洩等を防止するため、これら施設の設置または変更許可にあたっては「消防法令」および「危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示」に定める耐震基準により、地震や津波の影響に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、立入検査等により、その強化を指示し、災害の発生および拡大の防止を図る。

(２) 自主保安体制の確立

県および消防機関は、危険物施設の管理者、取扱者等に対し地震や津波災害予防体制の強化を図るため、講習会、研修会等を通じ指導を行い、保安体制の強化を図る。

この場合において、次の事項を重点に指導を行う。

- ① 地震や津波時における災害予防のための初動体制マニュアルの整備
- ② 消防、警察等の関係機関および施設保守業者と連携した保安体制の強化
- ③ 地震や津波時におけるヒューマンエラーの防止を含めた防災訓練の充実強化
- ④ 近隣の同様の危険物を取扱う事業所との相互応援に関する協定締結の促進
- ⑤ 自衛消防隊の組織化の推進強化
- ⑥ 非常用の電源、照明設備および緊急制御装置ならびに防消火に関する保安上必要な設備の整備点検の徹底

(３) 消防施設等の整備

- ① 消防機関および事業者は、化学消防車等の整備を図り、科学消防力の強化を推進する。
- ② 危険物事業所に、危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄を促進する。

第３ 火薬類貯蔵施設

(１) 施設の安全化

県および消防機関は、火薬類販売業者および火薬類消費者の火薬庫、庫外貯蔵所等火薬類を貯蔵する施設について、地震による爆発等の一次災害と火薬庫等の延焼による爆発火災の二次災害が発生する場合は考えられるので、立入検査等の実施により、その施設が火薬類取締法令に規定する技術基準に適合するよう指導徹底を図り、災害の発生および拡大の防止を図る。

(２) 自主保安体制の強化

県および消防機関は、火薬類を貯蔵する施設に対する立入検査等を実施するとともに、取扱保安責任者に対し、地震や津波に係る危害予防措置の指導を行い、保安意識の高揚と自主保安体制の確立を図る。

この場合において、次の各事項を重点に指導を行う。

- ① 地震や津波時における県、消防機関および警察等関係機関との迅速な連携体制の確立
- ② 地震や津波時の自主防災マニュアルの策定の指導の強化
- ③ 火薬庫の定期自主検査の完全実施による施設の安全化

第4 高圧ガス施設

(1) 施設の安全化指導

県および指定保安検査機関は、地震や津波による漏洩、爆発、火災等を防止するため、高圧ガスの製造、販売、貯蔵等にかかる施設の設置または変更許可の審査に当たっては「高圧ガス設備等耐震設計基準」により、地震や津波に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、保安検査等により、基準の遵守を徹底し、災害の発生および拡大の防止を図る。

(2) 自主保安体制の強化

県は、高圧ガス製造者等に対し、地震や津波対策を含めた危害予防規定の充実強化を指導するとともに、県および消防機関は施設に対する立入検査等の実施等により、地震や津波時における保安意識の高揚と自主保安体制の確立を図る。

この場合において、次の各事項を重点に指導を行う。

- ① 災害予防のための初動体制マニュアルの整備
- ② 県、消防、警察等関係機関および設備保守業者と連携した保安体制の強化
- ③ 従業員の動員の範囲、防災要員等の確保等地震や津波防災応急体制の確立、強化
- ④ 従業員および付近住民の避難の時期、方法等についての体制の確立、強化
- ⑤ 救急要員、救急資機材および救急薬剤の整備その他救急体制の確立、強化
- ⑥ 消火用機器、散水装置、貯水施設、保安用不活性ガス設備等についての防消火設備に関する作動テストおよび点検体制の確立、強化
- ⑦ 非常用電源、非常用照明設備、通報設備、緊急制御装置、ガス漏検知器、除害設備等についての保安上必要な設備および防災資機材の整備点検体制の確立、強化

第5 毒物・劇物取扱施設

(1) 施設の安全化指導

地震や津波による飛散、漏洩または流出等を防止するため、県は関係機関と連絡を密にし、毒物・劇物取扱施設への立入検査を行い、必要な措置を講ずるよう指導し、被害の発生および拡大の防止を図る。

(2) 自主保安体制の確立

県は、毒物・劇物取扱施設の管理者に対し、自主保安体制の確立を図るため、次の事項について指導する。

- ① 施設の毒物・劇物危害防止規程の作成
- ② 毒物・劇物の管理体制の確立
- ③ 施設および設備の定期点検等による自主管理
- ④ 毒物・劇物の飛散、漏洩または流出等による事故の際の措置
- ⑤ 従業員の定期的保安教育および訓練

第２２節 積雪時の地震災害予防計画

第１ 計画の方針

積雪時に地震や津波が発生すると、より大きな被害を及ぼすだけでなく、地震発生後の応急対策にも支障を及ぼすことが予想される。

このため、県、市町、防災関係機関は、各震災対策を講ずるに当たっては、特に積雪時を念頭におきながら対応するよう配慮する。

第２ 総合的かつ具体的な雪害予防対策の推進

積雪時の地震や津波の災害予防対策は、究極的には、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進によって確立されるものである。

このため、福井県雪害予防対策協議会は、「福井県地域防災計画（雪害対策編）」に定める雪害予防計画を具体化するため、毎年、降積雪期の前に「福井県雪害予防対策実施計画」を作成し、各関係機関が緊密に連携した総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

第３ 交通の確保

（１）道路交通の確保

地震や津波時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対応するため、道路交通の緊急確保を図ることが必要となる。このため、除排雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

① 除排雪体制の確立

ア 各道路の整合性のとれた除雪体制を確立するため、各道路管理者間相互のさらに緊密な連携の下に道路除雪計画を策定する。

イ 除雪機械の増強や除雪基地の計画的な整備を進める。

ウ 各道路管理者相互の連絡を一層密にし、除雪体制の情報交換を行う。

② 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

イ 山間地帯の冬期通行不能箇所の解消と代替路線の確保を図る。

ウ 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、スノーシェルター、雪崩防止柵等の施設の整備を促進する。

（２）航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的麻痺により、豪雪山間地では孤立する集落が多数発生することが予想される。これら孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図る。

① 空港（公共用ヘリポート）の除雪体制の整備

福井空港および若狭ヘリポートの除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を図る。

② 緊急時ヘリポートの整備

県および市町は孤立が予想される集落のヘリポートの整備を促進するとともに、除雪体制の確保を図る。

また、防災ヘリコプター等の活用により、積雪時における輸送機能の充実強化を図る。

（３）鉄道輸送の確保

地震や津波時には応急対策に伴い、遠距離かつ高速・大量輸送が必要になり、鉄道輸送の確保を図ることも必要になる。

このため、各鉄道事業者は除雪車両および除雪機械を改良・整備し、効率的な除雪体制を確立するとともに、流雪溝や消融雪装置および防雪柵等の整備を行う。

（４）海上輸送の確保

地震時には、大量の荷物を緊急に海上から輸送することが必要となるため、港湾管

理者等は輸送事業者や港湾運送事業者と協力し除雪体制を確立し、効率的な除雪に努めることで、海上貨物輸送路を確保する。

第4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 雪に強い住宅地づくり

県および市町は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、雪に強い住宅地づくりを促進する。

① 屋根雪下ろし

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしについて啓発する。

② 克雪住宅の普及促進

雪に強い家づくりを積極的に推進し、克雪住宅の普及を図る。

③ 雪に強い住環境整備

地域の特性に応じた集団的で一体的な住宅の克雪化、隣接地を考慮した建物の配置、共同雪処理施設の整備等を推進し、雪に強い住環境整備を図る。

(2) 積雪時の指定緊急避難場所および避難路ならびに指定避難所の確保等

県および市町は、積雪時において地震や津波が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう指定緊急避難場所および避難路ならびに指定避難所の確保等を図る。

① 指定緊急避難場所および指定避難所の確保

市町は、地域の人口および地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定緊急避難場所および指定避難所をあらかじめ指定する。

② 避難路の確保

県および市町は、積雪時において地震や津波が発生した場合に備え、住民が円滑に指定緊急避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずる。

ア 積雪および堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

③ 避難誘導標識の設置

市町は、住民が安全に指定緊急避難場所に到達することができるよう降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

(3) 集落雪崩対策

地震に伴う雪崩災害から住民の生命および財産を守るため、所要の対策を講ずる。

① 警戒避難体制の整備

ア 市町は地域防災計画に基づき雪崩危険箇所における警戒避難体制の整備に努める。

イ 県および市町は危険箇所に対するパトロールを定期的を実施する。

② 雪崩対策工事の計画的な実施

第5 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

(1) 防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。

(2) 防火水槽および自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。

(3) 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

第6 情報収集伝達体制の整備

関係機関相互の連携を一層強化し、情報の収集や伝達体制の整備充実に努めるとともに、交通、気象、防災等日常生活全般にわたる総合的な情報の提供を行う雪情報システムの活用を行い、除雪体制の整備を行う。

第7 非常持出品の確保

県および市町は、寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加え耐寒用品等の携行にも配慮するよう住民に対し周知を図る。

第23節 広域的相互応援体制整備計画

第1 計画の方針

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整える。

第2 県内広域相互応援体制

(1) 福井県・市町災害時相互応援協定

県および市町は、市町独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、当該市町が他の市町に要請する災害応急対策を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。

(2) 福井県広域消防相互応援協定

県および市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画した「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

第3 県外広域相互応援体制

県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した関係府県との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。

(1) 隣接県との協定

岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」

奈良県と締結している「福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定」

石川県と締結している「福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定」

(2) ブロック単位の協定

石川県および富山県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」

中部9県1市で締結している「災害応援に関する協定」

近畿2府7県で締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定」

近畿2府8県および近畿2府8県バス協会で締結している「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」

近畿2府8県、近畿2府8県放射線技師会および日本診療放射線技師会で締結している「原子力災害時の放射線被ばく防止に関する協定」

近畿2府8県、近畿2府8県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会および日本賃貸住宅管理協会で締結している「大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」

(3) 全国都道府県の協定

全国知事会の「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書」

第4 民間団体等との協定

現在締結されている協定は次のとおりであるが、県内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようにするため、必要に応じ、県域を統括する民間団体等とあらかじめ応援協定を締結する。

(1) 放送要請

日本放送協会福井放送局、福井放送株式会社、福井テレビジョン放送株式会社および福井エフエム放送株式会社とそれぞれ締結している「災害時における放送要請に関する協定」

(2) 医療救護

一般社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定」

一般社団法人福井県歯科医師会と締結している「災害時の歯科医療救護に関する協定」

一般社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する

協定書」

公益社団法人福井県看護協会と締結している「災害時の救護活動に関する協定書」

福井県医療機器協会と締結している「災害における医療材料等の供給等に関する協定書」

福井県医薬品卸業協会と締結している「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」

一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」

近畿臨床検査薬卸連合会と締結している「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」

(3) 応急生活物資供給

福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」

福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井市中央卸売市場協会、株式会社バロー、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、大塚製薬株式会社金沢支社、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートおよび株式会社セブン-イレブン・ジャパンとそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」

(4) その他

日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出動に関する協定書」

一般社団法人福井県産業廃棄物協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」

中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」

西日本高速道路株式会社と締結している「福井県と西日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」

一般社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における県有電気施設の応急対策業務に関する協定」

一般社団法人福井県建設業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」および「広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」

一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」

一般社団法人建築業協会と締結している「災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定」

公益社団法人土木学会関西支部と締結している「災害時における調査の相互協力に関する協定」

セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」

一般社団法人福井県トラック協会および公益社団法人福井県バス協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」

福井県漁業協同組合連合会と締結している「災害時等における緊急輸送活動に関する協定書」

一般社団法人福井県エルピーガス協会と締結している「災害時等における緊急用LPガス供給に関する協定書」

全国日本高速道路レッカー事業協同組合と締結している「災害時等における障害物撤去等に関する協定書」

福井県理容生活衛生同業組合と締結している「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書」

福井県美容業生活衛生同業組合と締結している「災害時における美容サービス業務の提供に関する協定書」

公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会と締結している「災害時における公共建築物の清掃および消毒等に関する協定書」

公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」

株式会社福井銀行と締結している「災害時等における相互協力に関する協定書」

福井県石油業協同組合と締結している「災害時等における石油燃料の供給に関する協定書」

石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」

福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」

国土交通省北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、一般社団法人日本埋立浚渫協会北陸支部、北陸港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会北陸支部、全国浚渫業協会日本海支部、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人海洋調査協会および一般社団法人港湾技術コンサルタント協会と締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」

福井県倉庫協会と締結している「災害時等における物資の保管等に関する協定書」

西日本段ボール工業組合と締結している「災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書」

福井県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における被災者への宿泊施設等の提供に関する協定書」

ヤフー株式会社と締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」

株式会社アクティオ、株式会社カナモトおよび株式会社レンタルのニッケンそれぞれと締結している「災害時等における資機材の供給に関する協定書」

株式会社ケンユーおよび株式会社ニードそれぞれと締結している「災害時等における災害用トイレ等の供給に関する協定書」

福井県行政書士会と締結している「災害時における行政書士による被災者支援に関する協定書」

国土交通省近畿地方整備局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社、中日本高速道路株式会社名古屋支社、中日本高速道路株式会社金沢支社、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および一般社団法人日本建設業連合会関西支部と締結している「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書」

N T Tタウンページと締結している「防災啓発情報の発信に関する協定書」

一般社団法人福井県タクシー協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」

福井県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の確保に関する協定書」

福井県テントシート工業組合と締結している「災害時等における物資の調達等に関する協定書」

丹南ケーブルテレビ株式会社と締結している「災害にかかる情報発信等に関する協定書」

第5 協定締結機関等との合同訓練等

応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法・窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第6 広域応援・受援体制の整備

県および市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。

第24節 交通輸送体系整備計画

第1 計画の方針

地震や津波発生時の災害応急対策を迅速に実施するには、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要であることから、交通輸送体系を整備する。

第2 緊急輸送路

県は、緊急輸送物資の種別による優先順位などの基本方針を確立するとともに、道路、鉄道、海路、空路の利用を相互に補完させるよう調整した総合的な緊急輸送路確保計画を早急に策定する。

第3 交通規制計画

県警察は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、緊急交通路指定予定路線等を定めた「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、被災地への車両の流入禁止規制、緊急交通路の指定等の交通規制について習熟を図る。

また、災害発生後、隣接・近接各府県との相互協定により、緊急交通路を確保するための交通規制を実施する体制について習熟を図るとともに、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化を図る。

さらに、交通総量削減のための広報、協力要請や運転者に対する啓発活動の強化を図るとともに、緊急通行車両等の事前届出制度により緊急通行車両等確認証明書の迅速な交付を行う。

第4 公共交通機関による輸送の確保対策

地震発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、県、市町等の関係機関においてマニュアル化を図る。また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保および義援物資受入の際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

第25節 緊急事態管理体制整備計画

第1 計画の方針

災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急事態に対する備えが重要であることから、機能的な活動体制の整備を図る。

第2 階層的防災生活圈構想の推進

消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、小学校区、(必要な場合には中学校区等)、市町、広域圏、県といった階層構造を防災生活圈として設定し、それぞれの防災生活圈ごとに包摂する下位の防災生活圈を支援する。

このために必要な機能(応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄)を備えた防災活動拠点や地域情報センターとなる施設を原則として小学校区にそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配に当たるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。

また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受入れ体制の整備として、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

表 防災生活圈の階層ごとの役割

階 層	役 割
自 治 会	自主防災組織の基礎的単位。避難所を設定。 基本的な防災資機材等を備蓄。
小学校区	自主防災組織の中核的単位。拠点避難所、地域情報センターを設定。拠点避難所は、避難所への物資等の供給拠点の役割も果たし、地域情報センターは区域内の情報収集・提供の拠点となる。耐震性防火水槽(貯水槽)を備え、防災資機材等を備蓄。
中学校区	高齢者に対するサービスの拠点である老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターの設置の単位。要配慮者に対するサービスの基本的単位ともなる。
市 町	防災活動の司令塔的単位。災害時における拠点避難所に対する食糧、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄に当たる。
広 域 圏	県内を福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の4圏域に分けて設定。市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る。
県	防災活動に関して、市町、防災関係機関、他都道府県、国との連絡調整に当たる。

表 階層ごとの施設、設備

階 層	施 設 ・ 設 備
自 治 会	町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄。
小学校区	小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽(貯水槽)を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。
中学校区	老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。
市 町	防災活動や拠点避難所、地域情報センターに対するコントロールタワーとして、指揮命令機能や情報通信機能等を有する総合防災センターを整備。拠点避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄。
広 域 圏	圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備。広域的に融通できるよう食糧、生活必需品等を備蓄。
県	県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報パソコンネットワークを整備。

第3 地域防災活動体制

市町は、住民や自主防災組織が災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

防災資機材の概要

初期消火用	可搬式動力ポンプ、消火器、組立型水槽等
救助活動用	携帯用無線機、ハンドマイク、発電機等
救護活動用	濾過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓練用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

コミュニティ防災拠点施設の概要

研修、会議、備蓄を行うことができる防災の拠点施設

第4 市町防災活動体制

市町は、物資の集積、救急・救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点、市町防災行政無線等の情報通信施設、食料・日用生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の非常用電源等の整備に努めるとともに対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。

また、災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。

災害時に孤立するおそれのある市町で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第5 市町消防活動体制

市町は、応急活動の中核となる消防における防災資機材等の整備充実に努める。

また、災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる消防庁舎については、耐震化を図る。

消防水利	耐震性貯水槽（防火水槽）の整備
車両	消防自動車、特殊車両（緊急消防援助隊用を含む。）等の整備
資機材	ファイバースコープ、音響探知器等の救助用貸機材

第6 県の緊急事態管理体制

（1）庁舎の耐震性の点検および強化

災害発生時に災害対策本部や現地災害対策本部または防災活動の拠点となる各種の庁舎については、震災によって機能が低下することがないように、耐震性を点検するとともに、耐震性の強化を図る。

① 庁舎の耐震診断体制の整備

県は、防災上の観点から耐震性の確保が必要な庁舎について、建築物耐震診断を実施するため、耐震判定指標・ランクの設定、モデル診断の実施、耐震診断判定委員会の設置等の県内建築物耐震診断体制を整備するとともに、防災上の観点から優先順位を付けて早急に計画的な耐震診断を実施する。

② 耐震診断・補強年次計画の策定

庁舎の耐震性を確保するため、防災上の観点から優先順位付けし、耐震診断・補強を年次計画により実施する。

③ 非常電源等庁舎運用面の点検、整備

庁舎の建築物としてのハード面だけでなく、運用のソフト面での耐震性を確保するため、電気、ガス、水道といったライフライン関係の耐震機能を強化する。このため、必要な庁舎については、非常用の電源設備等を整備する。

(2) 総合防災センターの機能充実

災害対策を強力に推進するためには、総合防災センターの機能の充実を図ることが必要であることから、雨量および降積雪量の影響、地震や津波の被害想定結果等幅広い対応を考慮し、職員に対する防災研修の実施、総合防災センターの設備等の充実等を推進する。

① 職員に対する防災研修の実施

災害対策本部を早急に立ち上げ、迅速かつ円滑に機能させるとともに、職員自身が自覚と責任を持って行動できるようにするため、本部に従事する職員だけでなく全ての職員に対する幅広い防災研修を実施する。

② 総合防災センターの設備等の充実等

災害発生後、迅速に災害対策本部を設置し、その業務を円滑に遂行できるよう、県は、総合防災センターの設備等の充実を図るとともに、県庁舎の被災に備えて、そのバックアップ機能を有するサブセンターの設置について検討する。

③ 情報収集システムの整備

災害情報を迅速に収集するため、震度情報ネットワーク、津波警報受信システム、ヘリコプターテレビ電送システム、無線電話、携帯電話等を有効に活用するとともに、大型のテレビ画面、地図情報等を用いた総合防災システムの整備を推進するほか、高層ビル屋上、山頂等へのテレビカメラの設置について検討する。

④ 広域的防災拠点となる地域防災基地の整備

県は、災害時に必要な物資の備蓄および各地から集まった支援物資の集積、配送を行うための施設として、広域圏ごとに地域防災基地を整備する。

この地域防災基地は、耐震耐火備蓄倉庫や執務室、宿泊室等を備え、備蓄機能のほか災害対策連絡事務所としての支援機能を備えたものとするよう配慮する。

また、福井市の防災センターおよび福井市防災ステーション等各市町が整備する地域防災拠点施設との緊密な連携を図り、物資等の広域的な集積、配送に努める。

⑤ 広域物流拠点の指定

大規模地震等が発生した際、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、市町に配送するため広域物流拠点を予め指定する。

<広域物流拠点>

区分	施設	住所
嶺北	福井県産業会館（1号館、2号館）	福井県福井市下六条町 103
	サンドーム福井（イベントホール）	福井県越前市瓜生町 5-1-1
嶺南	きらめきみなと館	福井県敦賀市桜町 1-1

(3) 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、県および市町の防災行政無線の整備や多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。

① 県および市町の防災行政無線の整備

県防災情報ネットワークについては、地上系と衛星系および有線の3重ルート化により防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保し、災害時における有効な活用を図る。

市町の防災行政無線については、移動系未設置町の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進する。

さらに震度や津波情報についても、防災行政無線によるネットワーク化を図る。

② 多様な媒体の活用

防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体やN T T等の電話回線、農協等の有線放送、さらには、テレビやラジオ、C A T V等の放送媒体など多様な媒体の活用を進める。

(4) 住民に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備

① 多様な媒体の活用

災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、県防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム(J - A L E R T)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた情報伝達の多重化、多様化を図る。

また、その他の媒体として、現在、広報に用いている電光掲示板、有線放送や県が構築した災害情報インターネット通信システム、S N S(ソーシャルネットワーキングサービス)および公共情報コモンズの活用を図る。

さらに、県内で設置されているC A T V局の活用を図ることとし、緊急時における利用や平常時のネットワーク化を進める。

② 伝達媒体との連携強化

県は、現在、放送要請協定により放送機関と協力体制をとっているが、あらゆる伝達媒体との連携を図るため、災害時における相互の情報交換、協力および情報提供のあり方等の検討を進める。

③ 要配慮者に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備

要配慮者に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備については、本章第7節「要配慮者震災予防計画」によるものとする。

(5) 緊急輸送路の確保体制の整備

消火、救出、医療等の防災活動を強力に実施するためには、広域的な体制の確立が不可欠であることから、陸海空による緊急輸送路の確保等について、積雪時等にも配慮しながら施策を推進する。

① 陸海空による緊急輸送路の確保

県は、緊急輸送物資の種別による優先順位などの基本方針を確立するとともに、道路、鉄道、海路、空路の利用を相互に補完させるよう調整した総合的な緊急輸送路確保計画を早急に策定する。

② 公共交通機関による輸送の確保対策

速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握(被害の程度、復旧の見込)、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、県、市町等の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保および義援物資受入の際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

(6) 市町との連携強化

災害時に防災活動を強力かつ円滑に推進するため、市町トップセミナーや市町防災担当者実務研修会を開催するとともに、円滑な防災活動のために地域別広域調整連絡会議の開催や市町間の相互広域応援体制の充実を図る。

① 市町トップセミナーの開催

県は、防災に関する第一線の行政機関である市町の首長などの幹部職員を対象に、県や国の防災に対する基本的な考え方や主要な施策を紹介し、防災行政に対する理解を深めるためのセミナーを開催する。

② 市町防災担当者実務研修会の開催

市町の地域防災計画の改定を推進するため、県は、実務担当者に対して、計画に関する研修会を開催するとともに、各種の情報を提供する。

また、定期的な実務研修会の開催により、市町の防災行政の積極的な推進を図る。

③ 広域的調整

県は、市町地域防災計画が他の市町や県の計画と整合性を持って作成されるよう、広域的調整に配慮する。

④ 市町間の広域応援協定の締結

県内で災害が発生した際、全ての市町が相互に協力し、広域的に各種の応援を実施、受け入れるため、県と全市町による包括的な相互広域応援体制を充実する。

⑤ 市町が被災情報を報告できなくなった場合の情報収集体制

被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県は、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努める。

(7) 企業等との連携強化

企業等と行政の連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備するほか、企業の震災時初期活動マニュアルの整備を促進する。

① 企業の震災時初期活動マニュアルの整備促進

商工団体、業界団体等は、福井県地域防災計画を基本とし、発災時の初期消化、避難誘導、負傷者の救出救護、関係組織への通報等の初期活動マニュアルを始めとする各事業者の防災計画の作成を指導する。

各事業者は、積極的に防災計画の作成を図る。

② 事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制の整備、連携の強化

県および市町は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県および市町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

県は、被災後、早急に産業復旧対策を講じるため、各事業者、各業種の被害状況について、パソコンネットワークやファックス等による連絡ルートの確立を図るとともに、営業再開に向けた復旧対策および支援体制等の整備、緊急雇用対策等を推進する。

また、震災時において、農林水産関係施設等の被害状況を早急に把握するため、県と市町、関係団体等との連絡体制および役割分担を定めたマニュアルを策定し、毎年更新する。

さらに、県内の市場における物資の保管、輸送および産地との連携調整等県内の市場間で相互支援が可能な体制を整備する。

③ 金融機関等との連携の強化

震災時の緊急な資金需要に対応するため、県および関係機関、金融機関等は、相互に連携しながら、必要な現金の引き出しに配慮するとともに、低利融資、信用保証の拡充等を図る。

(8) 震災時の生活支援相談体制の確立

震災時に生活全般にわたって相談に応じられるよう、国、県および市町による総合相談窓口の開設について早急に検討し、総合相談窓口のあり方の確立を図る。

この検討に当たっては、開設の主体、実施体制や福祉・物資・生活・安否情報等、相談項目等について十分に考慮するとともに、これらの情報の収集・発信方法についても配慮する。

第7 公的機関等の業務継続性の確保

県、市町等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄

積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、県および市町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食糧等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第8 公共建物等における番号標示

(1) 標示番号の周知

県は、近隣府県、自衛隊等のヘリコプターによる上空からの建物の識別を容易にするため公共建物等の屋上に整備した識別番号について、各建物の名称、住所、識別番号等を記載した一覧表を県警察本部、近隣府県、自衛隊、県内市町および消防本部等にあらかじめ送付し、周知を図る。

(2) 標示番号の管理

各建物の管理者は、災害時において他府県、自衛隊等のヘリコプターが上空から容易に当該建物を特定できるよう、標示番号が識別できる状態を確保する。

第9 活動体制の整備

活動体制の整備に当たっては、平成28年度を初年度とする「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づいて整備するほか、地域の実情に応じ計画的に整備する。

また、事業の実施に当たっては、防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業、国庫補助事業、県費補助事業等の活用を図りながら整備を進める。

第 3 章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

第1 計画の目的

地震や津波により県下において災害が発生し、または発生するおそれがある場合、県、市町および防災関係機関は迅速かつ的確に応急対策を実施する。

第2 県の配備体制

配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、次のとおりとする。

① 地震

配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制
第一注意配備	県内で震度3を観測した場合	危機対策・防災課3名以上
第二注意配備	県内で震度4を観測した場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員のうち <u>広報広聴課、財産活用課、統計情報課</u>、原子力安全対策課、地域福祉課、地域医療課、土木管理課、道路建設課、道路保全課、河川課、砂防防災課および建築住宅課のあらかじめ指定された職員
災害対策連絡室	(1) 県内で震度5弱または5強を観測した場合 (2) 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員全員 ・各部連絡員全員 ・震度5強の場合は職員全員
災害対策本部設置	(1) 県内で震度6弱以上を観測した場合 (2) 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	職員全員

② 津波

配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制
災害対策連絡室	県内の沿岸に津波注意報が発表された場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員全員 ・緊急時特別初動班員のうち <u>広報広聴課、財産活用課、統計情報課</u>、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、砂防防災課、河川課、港湾空港課のあらかじめ指定された職員
災害対策本部設置	(1) 県内の沿岸に津波警報または大津波警報が発表された場合 (2) 災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	職員全員

第3 第一注意配備体制

(1) 配備および解除基準

① 配備基準

県内で震度 3 を観測した場合

② 解除基準

災害の発生するおそれなくなった場合

(2) 職員の指定

危機対策・防災課長は、第一注意配備体制において対応する危機対策・防災課員をあらかじめ指定する。

(3) 職員の参集

指定された危機対策・防災課員は、勤務時間外または休日等において、職員参集装置による伝達があったときまたは県内に震度 3 以上の地震が発生したことを覚知したときは直ちに参集する。また、危機対策・防災課長は、被害の状況に応じて関係課の職員に参集することを伝達する。

(4) 業務内容

参集した職員は、情報の収集連絡を行う。

第 4 第二注意配備体制

(1) 配備および解除基準

① 配備基準

県内で震度 4 を観測した場合

② 解除基準

ア 災害の発生するおそれなくなった場合

イ 災害対策連絡室の設置が決定された場合

ウ 災害対策本部の設置が決定された場合

(2) 伝達および参集

① 勤務時間中における伝達および参集

危機対策・防災課長は、庁内放送および職員参集装置により緊急時特別初動班員に参集することを伝達するとともに、知事および副知事に報告する。伝達を受けた緊急時特別初動班員は、直ちに総合防災センターに参集する。

② 勤務時間外または休日等における伝達および参集

危機対策・防災課長は、職員参集装置により緊急時特別初動班員に参集することを伝達するとともに、知事、副知事、安全環境部長、安全環境部危機対策監、安全環境部副部長に報告する。緊急時特別初動班員は、職員参集装置による伝達があったとき、県内に震度 4 以上の地震が発生したことを覚知したときもしくは津波による被害が生じ、または発生するおそれがあることを覚知したときは直ちに総合防災センターに参集する。

(3) 業務内容

緊急時特別初動班員は、総合防災センターで情報の収集連絡を行う。

第 5 福井県災害対策連絡室の設置

(1) 設置および廃止基準

安全環境部長は、知事の命を受け災害対策連絡室を設置するものとし、その設置および廃止基準は次のとおりとする。

① 設置基準

ア 県内で震度 5 弱または 5 強を観測した場合

イ 県内の沿岸に津波注意報が発表された場合

ウ 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合

② 廃止基準

ア 災害応急対策がおおむね完了した場合

イ 災害の発生するおそれなくなった場合

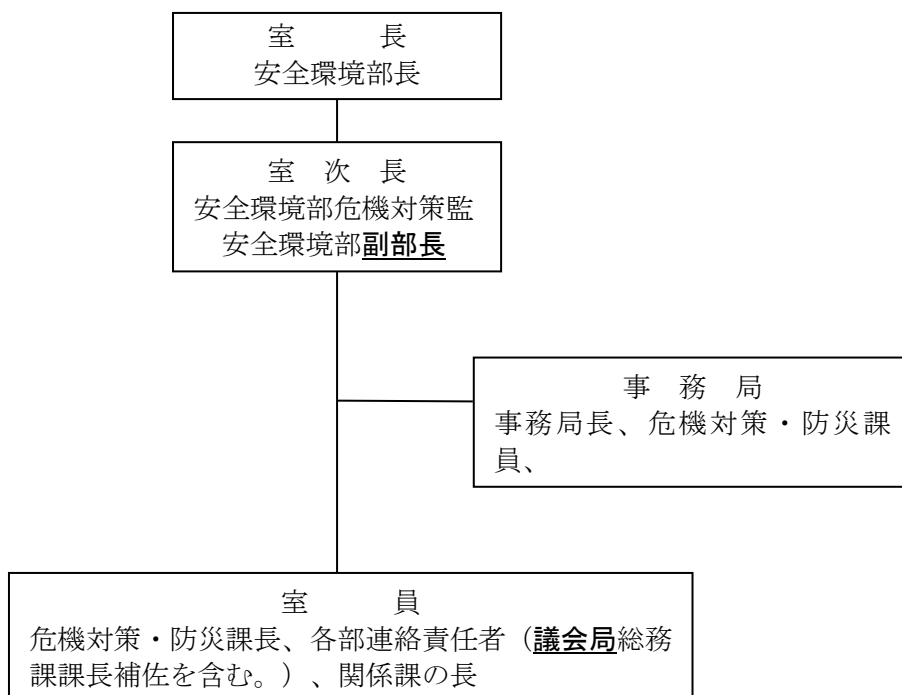
ウ 災害対策本部の設置が決定された場合

(2) 設置場所

災害対策連絡室は、県庁 10 階総合防災センターに設置する。

(3) 組織および業務内容

- ① 災害対策連絡室の室長は、安全環境部長をもって充て、災害対策連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 災害対策連絡室の室次長は、安全環境部危機対策監および安全環境部副部長をもって充て、室長に事故あるときは、安全環境部危機対策監の職にある室次長、安全環境部企画幹の職にある室次長の順序で、その職務を代理する。
- ③ 災害対策連絡室員は、危機対策・防災課長、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および当該災害に関係ある課（以下「関係課」という。）の長をもって充てる。
- ④ 室長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策連絡室会議を招集する。
災害対策連絡室会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。
 - ア 市町の被害状況および災害応急対策実施状況
 - イ 関係課の災害応急対策等の実施に関する事項
 - ウ 関係課相互の調整に関する事項
 - エ 防災関係機関との連携推進に関する事項
 - オ 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項
 - カ その他情報の収集連絡等に関する事項
- ⑤ 知事は、災害の状況に応じて、国等の関係機関との連携を図るため、必要に応じこれらの関係機関に対して災害対策連絡室会議への出席を求める。
- ⑥ 災害対策連絡室に危機対策・防災課長を長とする事務局を置き、危機対策・防災課員、各部連絡員および関係課の職員をもって構成する。
- ⑦ 災害対策連絡室の組織図については、次のとおりとする。



(4) 職員の指定

広報広聴課、財産活用課、統計情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、砂防防災課、河川課、港湾空港課の長は、津波注意報が発表された場合、災害対策連絡室に参集する所属職員をあらかじめ指定する。

(5) 設置の伝達等

① 勤務時間中における伝達

- ア 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、安全環境部危機対策監に伝達する。
- イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。

ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部副部長、各部連絡責任者（議会局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、庁内放送を行う。
また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。庁内放送により伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。

② 勤務時間外または休日等における伝達

ア 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、安全環境部危機対策幹に伝達する。

イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。

ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部副部長、各部連絡責任者（議会局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達する。

エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局副部長および各部連絡員に伝達する。

オ 伝達を受けた関係課の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。

（６）職員の参集

① 職員の参集

ア 地震の場合

危機対策・防災課員ならびに緊急時特別初動班員は、県内で震度５弱を観測したときまたは第二注意配備体制から災害対策連絡室体制に移行する伝達があったときは直ちに参集する。

全職員は、県内で震度５強以上を観測したときは直ちに参集する。

イ 津波の場合

危機対策・防災課員ならびに緊急時特別初動班員のうち広報広聴課、財産活用課、統計情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、河川課、砂防防災課および港湾空港課のあらかじめ指定された職員は、県内の沿岸に津波注意報が発表されたときは直ちに参集する。

ウ 室員および事務局員は、大規模または広範囲にわたる災害が発生し、もしくは発生するおそれがあることを覚知したときは、災害対策連絡室設置前であっても直ちに参集するものとする。

② 参集場所

原則として各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員については総合防災センターとし、その他の職員については、各所属とする。

ただし、交通機関等が途絶し通常の通勤方法が困難な場合で、平常時において徒歩２時間以内に各所属に参集できない職員については本庁および最寄りの合同庁舎または土木事務所（健康福祉部の職員については最寄りの健康福祉センター）に参集する。

③ 参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。

また、参集途中重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出を優先し、救出の状況等について所属や参集場所に連絡するよう努める。

④ 参集状況等の報告

各部連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、人事課へ報告する。

（７）市町災害対策本部への職員の派遣

知事は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。また、状況に応じ、職員を災害現場等へ直接派遣し、被害状況等の情報収集を行わせる。

（８）この計画に定めるもののほか、災害対策連絡室に関し必要な事項は、福井県災害対策

連絡室運営要綱で定める。

第6 福井県災害対策本部の設置

(1) 設置および廃止基準

知事は、次の場合に災害対策本部を設置または廃止する。

① 設置

ア 県内で震度6弱以上を観測した場合

イ 県内の沿岸に津波警報または大津波警報が発表された場合

ウ 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合

エ その他災害対策本部の設置の必要がある場合

② 廃止

ア 災害応急対策がおおむね完了した場合

イ 災害の発生するおそれがなくなった場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、県庁10階総合防災センターに設置する。

(3) 組織、事務分掌等

① 災害対策本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

② 災害対策本部副本部長は副知事をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

③ 災害対策本部員は、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、安全環境部危機対策監、会計管理者および警察本部長をもって充てる。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部副部長または安全環境部副部長をもって充てる。

④ 災害対策本部に次の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。
なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定める。

災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	農林水産部	農林水産部長
地域戦略部	地域戦略部長	土木部	土木部長
交流文化部	交流文化部長	会計部	会計管理者
安全環境部	安全環境部長	教育部	教育長
健康福祉部	健康福祉部長	警察部	警察本部長
産業労働部	産業労働部長		

⑤ 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員および報道主管者で構成する災害対策本部会議を置く。

⑥ 災害対策本部長（知事）は、必要と認める場合には、近畿地方整備局、福井地方気象台、敦賀海上保安部、陸上自衛隊第14普通科連隊、消防機関の代表、通信事業者、電力事業者、その他関係機関に対して災害対策本部会議への出席を求める。

⑦ 災害対策本部長（知事）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集する。

災害対策本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

ア 市町の被害状況および災害応急対策実施状況

イ 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する事項

ウ 災害対策本部内各部および現地災害対策本部相互の調整に関する事項

エ 防災関係機関との連携推進に関する事項

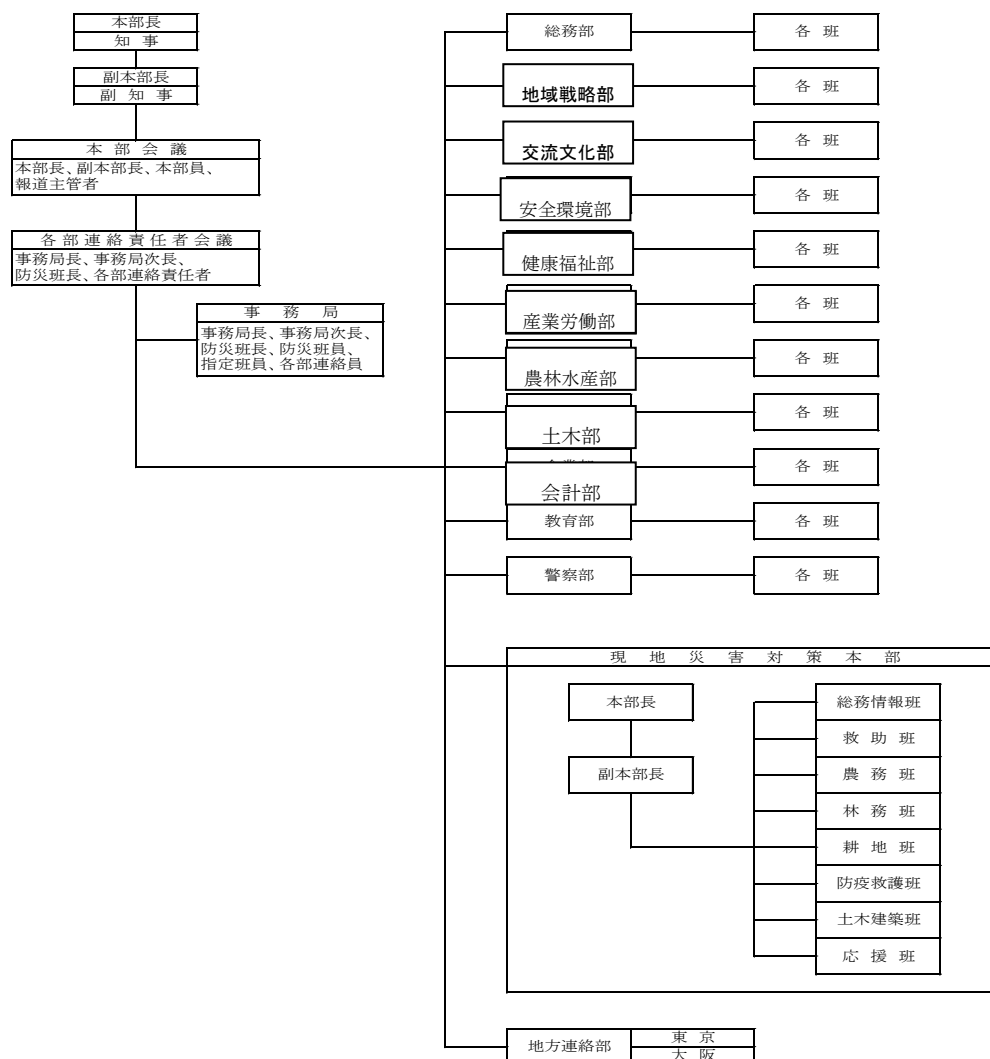
オ 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項

カ その他重要な災害対策に関する事項

災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、現地災害対策本部、関係市町等との情報の共有を図る。

- ⑧ 災害対策本部に、安全環境部長を長とし、安全環境部危機対策監および安全環境部副部長を次長とする事務局を置き、防災班長および緊急時特別初動班をもって構成する。
- ⑨ 震災発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、次の職員を指定する。
- ア 各部連絡責任者
各部局政策参事、会計局審査指導課課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図る。
- イ 各部連絡員
各部局毎に2名を指定するとともに、うち1名については事務局において所属部との連絡に当たる。
- ウ 緊急時特別初動班
防災班長の指示に従い、災害対策本部事務局において災害応急対策に当たる。
緊急時特別初動班の編成および業務は別に定める。
- ⑩ 災害対策本部に、事務局長、事務局次長、防災班長および各部連絡責任者（必要に応じて議会局総務課課長補佐を含む。）で構成する各部連絡責任者会議を置き、災害対策本部が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行う。各部連絡責任者会議は、事務局長が招集するものとし、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出る。
- ⑪ 災害対策本部の組織図については、次のとおりとする。

災害対策本部の組織図



（４）災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部が設置された場合、次に掲げる機関にその旨を通知または報告する。

- ① 県内市町
- ② 県防災会議構成団体
- ③ 内閣府および総務省消防庁
- ④ 隣接府県（石川県、岐阜県、滋賀県および京都府）

（５）設置の公表

本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、本部の標識を県庁舎正面玄関に掲示する。

（６）設置の伝達

① 勤務時間中における伝達

ア 県内で震度６弱以上を観測した場合または県内の沿岸に津波警報または大津波警報が発表された場合

（ア）危機対策・防災課長は、知事が災害対策本部の設置を決定したときは、副知事に報告するとともに、庁内放送等により職員に伝達する。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。

（イ）庁内放送により伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。

イ 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降に災害対策本部の設置が決定された場合

（ア）安全環境部長は、知事が災害対策本部に移行することを決定したときは、危機対策・防災課長に伝達する。

（イ）危機対策・防災課長は、庁内放送により職員に伝達するとともに、庁内電話により各部連絡責任者に伝達する。

（ウ）伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は部局内各課に伝達する。また、伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。

② 勤務時間外または休日等における伝達

ア 県内で震度６弱以上を観測した場合または県内の沿岸に津波警報または大津波警報が発表された場合

（ア）危機対策・防災課長は、知事が災害対策本部の設置を決定したときは、副知事、安全環境部長、安全環境部危機対策監および安全環境部**副部長**に報告するとともに、電話により各部連絡責任者に伝達する。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。

（イ）伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局**副部長**および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課に伝達する。

（ウ）伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。

イ 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降に災害対策本部の設置が決定された場合

（ア）安全環境部長は、知事が災害対策本部に移行することを決定したときは、危機対策・防災課長に伝達する。

（イ）危機対策・防災課長は、副知事に報告するとともに、電話により各部連絡責任者に伝達する。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。

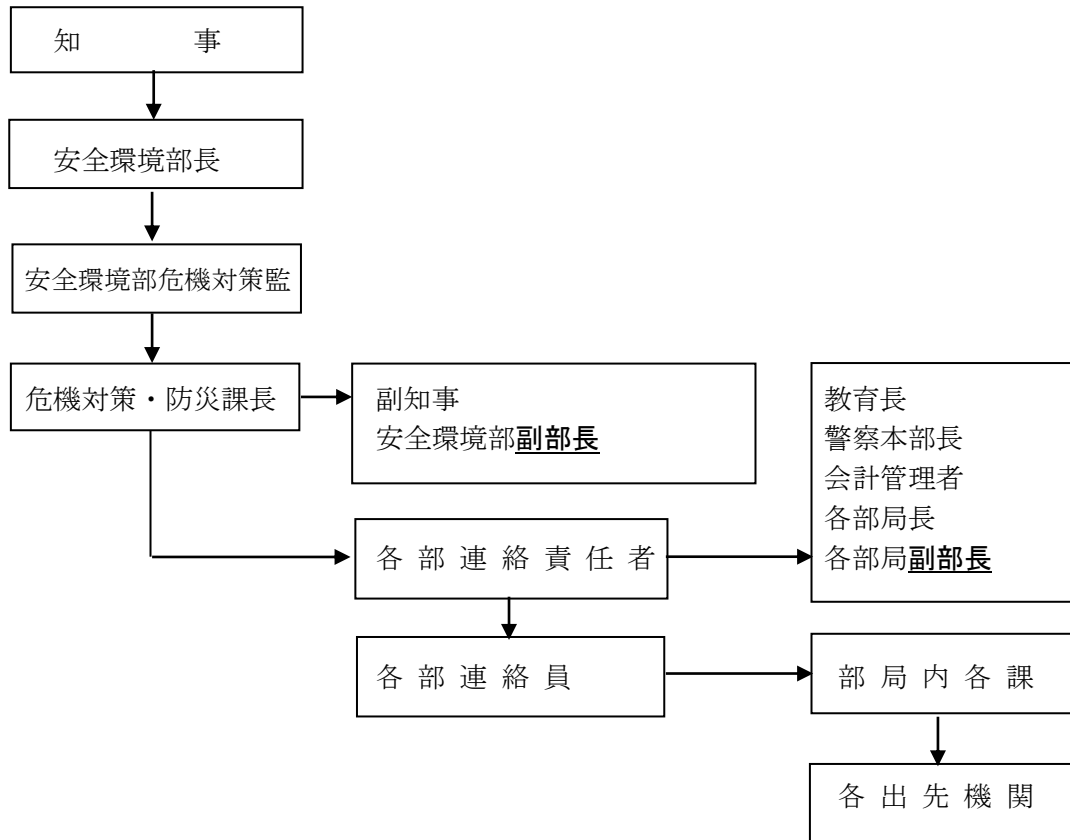
（ウ）伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課に伝達する。

（エ）伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達す

るとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。

③ 伝達系統

災害対策本部の設置（地震の警戒配備体制の場合を含む。）に係る伝達系統図は次のとおりとする。



（７）職員の参集

① 全職員の参集

全職員は、県内で震度６弱以上を観測したとき、県内の沿岸に津波警報または大津波警報が発表されたとき、もしくは第二注意配備体制または災害対策連絡室から災害対策本部に移行する伝達があったときは直ちに参集する。

② 参集場所

原則として本部員、報道主管者、防災班長、各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員については総合防災センターとし、その他の職員については、各所属とする。

ただし、交通機関等が途絶し通常の通勤方法が困難な場合で、平常時において徒歩２時間以内に各所属に参集できない職員については本庁および最寄りの合同庁舎または土木事務所（健康福祉部、環境政策課、循環社会推進課および自然環境課の職員については最寄りの健康福祉センター、土木部の職員については最寄りの土木事務所）に参集する。

③ 参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。

また、参集途中重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出を優先し、救出の状況等について所属や参集場所に連絡するよう努める。

④ 参集状況等の報告

各部局の連絡課の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、人事課へ報告する。

（８）市町災害対策本部への職員の派遣

災害対策本部長（知事）は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の総合調整等を行わせる。特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行う。

災害対策本部長（知事）は、地震等の大規模な災害が発生し、市町が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、土木職や保健師等で構成される市町災害対応支援班を派遣し、市町災害対策本部の運営等を支援するものとする。

（９）現地災害対策本部の設置

- ① 災害対策本部長（知事）は、被害の甚大な市町において、早期に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。
- ② 現地災害対策本部は、災害の状況に応じて、市町の設置する現地災害対策本部、各県合同庁舎、土木事務所等に設置する。
- ③ 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員またはその他の職員のうちから災害対策本部長が任命する。
- ④ 現地災害対策本部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定める。
- ⑤ 現地災害対策本部が設置されたときは、当該地方を管轄する県出先機関は、その指揮下に入るものとする。

（１０）地方連絡部

災害対策本部と総務省消防庁ほか中央省庁等との連絡に支障がある場合に備え、災害に関する中央省庁等との連絡、情報の交換を行うため、東京事務所、大阪事務所にそれぞれ地方連絡部を置く。

地方連絡部長には、各事務所長を充てる。

（１１）国の非常（緊急）災害現地対策本部との調整

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整を行う。

（１２）文書等の取扱い

- ① 災害対策本部が設置された場合は、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとし、文書の記号は「福災」とする。
- ② 各部班が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず防災班に合議する。
- ③ 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず班名を併記する。
- ④ 災害対策本部長公印は、総務部特命班（情報公開・法制課）にて保管する。
- ⑤ 災害対策本部から国、市町、防災関係機関等に対する連絡事項等の伝達および国、市町、防災関係機関等から災害対策本部に対する報告事項、要請事項等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録し、災害情報等の発信および受信の確実を期する。

（１３）職務の代理

- ① 災害発生時において、災害対策本部長（知事）および災害対策副本部長（副知事）がともに不在等の場合には、福井県知事の職務代理者に関する規則（昭和２６年３月２７日福井県規則第５号）第２条の規定に準じて総務部長がその職務を代理する。
- ② 災害発生時において、会計管理者が不在等の場合には、福井県会計管理者の事務の代理に関する規則（平成１９年５月１６日福井県規則第５２号）第２条の規定に準じて会計局審査指導課長が、また会計局審査指導課長も不在等の場合には会計管理者があらかじめ指名したものがその職務を代理する。
- ③ 災害発生時において、教育長が不在等の場合には、福井県教育委員会行政組織規則（昭和４６年６月１日福井県教育委員会規則第５号）第２７条第４項の規定に準じて教育庁企画幹がその職務を代理する。
- ④ 災害発生時において、県警察本部長が不在等の場合には、福井県警察の処務に関する訓令（平成１６年福井県警察本部訓令第１２号）第７条第１項の規定に準じて主管の部長が、また、県警察本部長および主管の部長がともに不在等の場合には、同条第

2 項の規定に準じて、主管の課長等がその職務を代理する。

- ⑤ 災害発生時において、部長が不在等の場合には、福井県事務決裁規程（昭和 5 0 年 4 月 1 日福井県訓令第 3 号）第 7 条の規定に準じてその部の企画幹が、また、企画幹も不在等の場合には部長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

第 7 市町の配備体制

市町は、市町地域防災計画および非常対応マニュアルの定めるところにより、災害対策本部を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第 8 指定地方行政機関等の配備体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令または防災業務計画、防災に関する計画に基づき、災害対策本部等を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第 9 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部、関係指定地方行政機関等と協議の上、必要に応じて「震災対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図る。

第 1 0 合同調整所の設置

県または市町は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第2節 広域的応援対応計画

第1 計画の方針

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になることから、広域の応援に対応できる体制を整える。

第2 広域応援要請

(1) 応援要請の判断

被災市町が応援要請の判断をすることを原則とする。

ただし、地震や津波被害が市町域を越えて同時多発するものであることから、広域的な観点から知事が必要な機関、自治体等に迅速に応援要請することができる。

(2) 応援要請の順位

応援要請は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じ、次の順位により要請する。

① 県内相互応援

災害対策基本法、消防組織法、福井県・市町村災害時相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定に基づく要請を行う。

② 県外からの応援

県外からの応援については、隣接県、ブロック単位、全国単位に災害対策基本法、消防組織法、相互応援協定（北陸3県、中部9県1市、近畿2府7県、岐阜県との協定、全国知事会等）に基づく要請を行う。

ただし、自衛隊の派遣要請は、必要に応じ市町からの要請を待つことなく迅速に行う。

第3 防災関係機関の応援等

(1) 災害対策基本法に基づく応援等

① 被災市町の応援要請

ア 県内市町に対する応援要請

被災市町長は、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき県内の市町に応援を求める。

応援を求められた県内の市町長は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由が無い限り応援を行う。

イ 県外市町村に対する応援要請

県外の市町村と個別に応援協定を締結している市町長は、その協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

ウ 知事への要請

(ア) 職員のあっせん

被災市町長は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、知事に対して必要な事項を示し関係指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(イ) 災害応急対策

被災市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

応援要請等を受けた場合、知事は、県の災害応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の支援を行う。

エ 指定地方行政機関等に対する要請

被災市町長は、当該市町区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、関係指定地方行政機関の長または関係指定公共機関に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

関係指定地方行政機関の長または関係指定公共機関は、被災市町長から職員の派

遣要請を受けたときは、その所掌事務に支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

オ 民間団体等に対する要請

被災市町長は、当該市町区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、民間団体等に協力を要請する。

② 県の指示・応援要請

ア 市町に対する指示等

(ア) 応急措置

知事は、被災市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために特に必要があると認めるときは、市町に対し被災市町を応援すべきことを指示する。

(イ) 災害応急対策

知事は、市町の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするために特に必要があると認めるときは、市町に対し被災市町を応援することを求める。

イ 他の都道府県に対する要請

知事は、大規模な災害が発生した場合において、県のみでは十分な災害応急対策が実施できないと認めたときは、隣接府県および全国知事会等との応援協定に基づき、協定締結府県の知事に対して応援を要請する。

ただし、協定締結府県の応援でもなお十分な応急対策が実施できないと認めたときは、協定外の都道府県知事に対して必要な事項を示し、応援を要請する。

ウ 内閣総理大臣に対する要請

(ア) 職員のあつせん

知事は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、内閣総理大臣に対して必要な事項を示し関係指定行政機関、関係指定地方行政機関または関係指定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(イ) 災害応急対策

知事は、アもしくはイの規定による要求のみによっては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求めるよう求める。

エ 指定行政機関等に対する要請

(ア) 職員の派遣

知事は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、関係指定行政機関の長、関係指定地方行政機関の長または関係指定公共機関に対し職員の派遣を要請する。

(イ) 応急措置

知事は、応急措置を実施するため、または市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があるときは、関係指定行政機関の長、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関等に対して応急措置の実施を要請する。

(ウ) 災害応急対策

知事は、災害応急対策（応急措置を除く。）を行うために必要な場合、関係指定行政機関の長または関係指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

オ 第八管区海上保安本部に対する要請

知事は、大規模な火災、爆発その他人命に危険が急迫する場合など緊急を要する事態に対し、巡視船艇や航空機による海上輸送等の救援が必要と認められたときは、第八管区海上保安本部に対し、必要な事項を明らかにして支援を要請する。

(2) 消防の応援

① 市町の応援要請

ア 県内市町消防に対する応援要請

消防機関は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

イ 県外市町村消防に対する応援要請

隣接する県外市町村の消防機関と個別に応援協定を締結している市町長は、その協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

ウ 他都道府県消防機関に対する応援要請

市町長は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき必要な事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

② 県の応援要請

知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合は、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊等の派遣および「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）に基づく他の都道府県および消防機関所有のヘリコプターの派遣要請等を行う。

(3) 県警察本部の応援要請

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、必要な事項を示して、警察庁または他の都道府県警察に対し、警察法第60条に基づく警察災害派遣隊の応援要請を行う。

(4) 自衛隊の災害派遣

① 市町が行う災害派遣要請依頼

市町長は、災害の発生に際し、当該市町村の住民の生命または財産の保護のため、必要があると認めたときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要請するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して連やかに所定の手続をとる。

② 県が行う災害派遣要請

知事は、被災市町長または警察署長もしくは指定地方行政機関から自衛隊の派遣要請依頼があり、住民の生命または財産の保護のため必要と認めるときは、直ちに関係自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

ただし、災害派遣要請は市町長等の要請依頼に基づき、知事が派遣を要請するのが原則であるが、知事は既に得られた被害状況等の判断に基づき、独自に行うことができる。

第4 応援要請等を行う場合に示す基本的事項

- ア 措置を必要とする理由
- イ 措置を必要とする人員、車両、装備、資機材等
- ウ 措置を必要とする場所
- エ 特に道路に損壊がある場合の県内経路
- オ 期間、その他必要な事項

第5 市町の応急措置の代行

県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる権限および現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限ならびに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町に代わって行う。

第6 応援の受入れ体制

(1) 受入れ機関

応援隊の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。

- ① 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れる。
 - ・警察災害派遣隊
 - ・緊急消防援助隊
 - ② 自衛隊の受入れは、基本的には要請市町が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。
 - ③ 自治体の受入れは、県または市町が行う。
- (2) 総合調整
- 応援隊は、県災害対策本部の総合的調整のもとで活動する。また、それぞれの受入機関は、県災害対策本部と密接な連携を図る。

第7 防災活動拠点

県および市町は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための活動拠点、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を確保する。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 計画の方針

地震や津波災害に際して、人命または財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続、受入等を定める。

第2 派遣要請の実施

知事は、地震や津波災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき、災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないときもしくは市町長から要請があったときは、直ちに自衛隊に対し災害派遣を要請する。

第3 派遣の内容

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動の支援
- (5) 道路または水路の啓開
- (6) 応急医療、救護および防疫
- (7) 人員および物資の緊急輸送
- (8) 消防活動の支援
- (9) 危険物の保安および除去
- (10) 炊飯および給水
- (11) 救援物資の無償貸付または譲与
- (12) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第4 自衛隊の情報収集

県内において震度5弱以上の地震が観測された場合において、各自衛隊は、航空機等により被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じ、県に伝達する。

第5 派遣要請の手続き

- (1) 知事が行う派遣要請の手続き

知事は、市町長から自衛隊の派遣要請の要求を受け、その要求の事由が適切と認めた場合、または自衛隊が収集した情報等既に得られた被害状況および市町との通信途絶の状況等に基づき自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を下記(4)に掲げる関係部隊に提出する。

ただし、事態が急を要する場合は、電話により下記(3)の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出する。

- (2) 市町長が行う派遣要請手続き

- ① 市町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事（危機対策・防災課）に提出する。

この場合において、市町長は、必要に応じて、その旨および当該市町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

なお、事態が急を要する場合は、電話により下記(3)の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出する。

- ② 市町長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要求するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

- (3) 口頭で要請する場合の連絡事項

- ① 災害の状況および派遣を要請する理由

- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域および活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(4) 派遣要請先

派 遣 要 請 先	電 話 番 号
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） （石川県金沢市野田町1-8）	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊267）	0761-22-2101

第6 自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- (5) 庁舎、営舎その他防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。

ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第7 派遣部隊の受入

- (1) 派遣部隊の受入体制

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市町長にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、市町その他関係機関相互の連絡調整に当たる。

- ① 派遣部隊と市町との連絡窓口および責任者の決定
- ② 作業計画および資機材の準備
- ③ 宿泊施設およびヘリポートや岸壁等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 派遣部隊の誘導

- (2) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

知事および市町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

- (3) 自衛隊は、部隊を派遣する場合、連絡を密にする必要があると認められるときは、県または市町の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や消防、警察等と情報の交換・共有を図るとともに、部隊の派遣等に関し連絡調整を行う。

第8 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう当該市町長および派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行う。

第9 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した市

町が負担する。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- (1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料
- (3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- (4) 市町が管理する有料道路料

第4節 ボランティア受入計画

第1 計画の方針

震災時には、行政のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティア等による活動が円滑に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動環境を整備する。

第2 ボランティアの受入体制

(1) 県の支援

県は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、災害対策本部にボランティア班を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

(2) 市町の支援

市町は、避難所、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

また、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行うとともに、市町ボランティアセンターの設置および活動の支援を行う。

第3 ボランティアの活動体制および活動拠点

県および市町は、第2で把握したボランティアニーズについて、あらかじめ災害ボランティア本部に情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。

また、ボランティアの受入に際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点にするなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援を行う。

なお、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画

第1 計画の方針

地震・津波に関する情報等を各機関の緊密な連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、早期の災害応急対策の実施を可能にする。

第2 津波関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市町、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波警報等の留意事項等

ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

ウ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

<津波予報の発表基準と発表内容>

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波警報等の発表区域

福井県が属する津波警報等や津波予報で用いる予報区の名称は福井県であり、気象庁本庁が発表する。

<福井県及び周辺の県が属する津波予報区>



(5) 津波情報

① 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

<津波情報の種類と発表内容>

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、表<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜最大波の観測値の発表内容＞

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ>1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ≤1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≥0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ<0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

② 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第3 地震関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市町、その他防災関係機関と連携し、地震情報(震度、震源、マグニチュード、地震の状況等)の解

説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

(1) 緊急地震速報

① 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

② 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

市町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

(2) 地震情報の種類とその内容

<地震情報の種類と発表基準・内容>

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

＜緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称＞

都道府県名	緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	市町名
福井県	福井県嶺北	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡〔永平寺町〕、今立郡〔池田町〕、南条郡〔南越前町〕、丹生郡〔越前町〕
	福井県嶺南	敦賀市、小浜市、三方郡〔美浜町〕、大飯郡〔高浜町、おおい町〕、三方上中郡〔若狭町〕

第4 地震・津波に関する情報等の伝達

(1) 津波警報等の伝達

① 気象庁本庁からの伝達

福井県の沿岸（津波予報区：福井県）に対する津波警報等は、気象庁本庁が伝達中枢および福井地方気象台を通じて、防災関係機関に通知する。

② 気象庁本庁からの津波警報等の伝達を受けた機関の措置

気象庁本庁から津波警報等の通知を受けた次に掲げる機関は別に定める伝達先および伝達系統により、他の通信または放送に優先して関係市町へ伝達または放送する。

ア 福井地方気象台……………第1図のとおり

イ 福井県警察本部……………第2図のとおり

ウ 敦賀海上保安部……………第3図のとおり

エ 東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社

オ NHK福井放送局、福井放送㈱および福井テレビジョン放送㈱は緊急警報放送を行う。

③ 福井地方気象台から伝達を受けた福井県の措置

危機対策・防災課職員（時間外は気象連絡員）は、県防災行政無線により県出先機関、市町および消防本部へ伝達する。

④ 市町の措置

市町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民および所在の官公庁等へ伝達する。

⑤ その他の防災関係機関の措置

それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に伝達する。

⑥ 津波警報受信システム

県庁に気象衛星を利用した津波警報受信システムを配備し、迅速な情報収集を行う。

(2) 地震・津波に関する情報の伝達

① 福井地方気象台からの伝達

気象庁地震火山部および福井地方気象台が福井県を対象区域として地震・津波に関する情報を発表した場合、前出の「津波警報等の伝達」を準用して、通報する。

② 情報の伝達を受けた機関の措置

福井地方気象台から地震および津波に関する情報を受けた機関は、前出の「津波警報等の伝達」を準用して、通報または放送を行うように努める。

(3) 震度情報ネットワークの形成

県内の全ての市町に震度計を設置し、震度情報を市町、県、国間のネットワークにより迅速に把握するとともに、被害予測システムにより各市町の被害を推定するなど、国、県、市町の初動活動体制と広域応援体制の充実強化を図る。

第5 沿岸住民の避難、誘導体制

(1) 沿岸住民等への避難指示（緊急）等

沿岸市町は、津波による被害を防止するため、津波警報等が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市町長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸および河口部付近の住民等に対し避難するよう指示する。

津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達する。

（２）避難指示（緊急）等の助言

指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難指示（緊急）の対象地域および判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。また、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言する。

市町は、避難指示（緊急）を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

（３）避難誘導體制

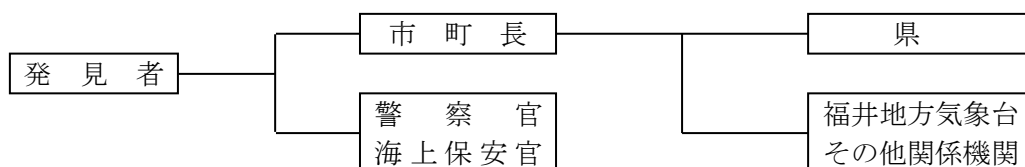
沿岸市町は、海浜にいる者および付近の住民に避難するよう指示した場合は、状況に応じた指定緊急避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、水防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。

また、海岸付近の住民は、津波警報等が発表された場合や震度４以上の強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された指定緊急避難場所に速やかに避難する。

その際、避難行動要支援者の避難支援を協力して行う。

第６ 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法５４条に基づき、遅滞なくその旨を市町長または警察官もしくは海上保安官に通報し、市町長は、すみやかに県および福井地方気象台、その他の関係機関に通報する。



（１）市町長が福井地方気象台等に通報すべき事項

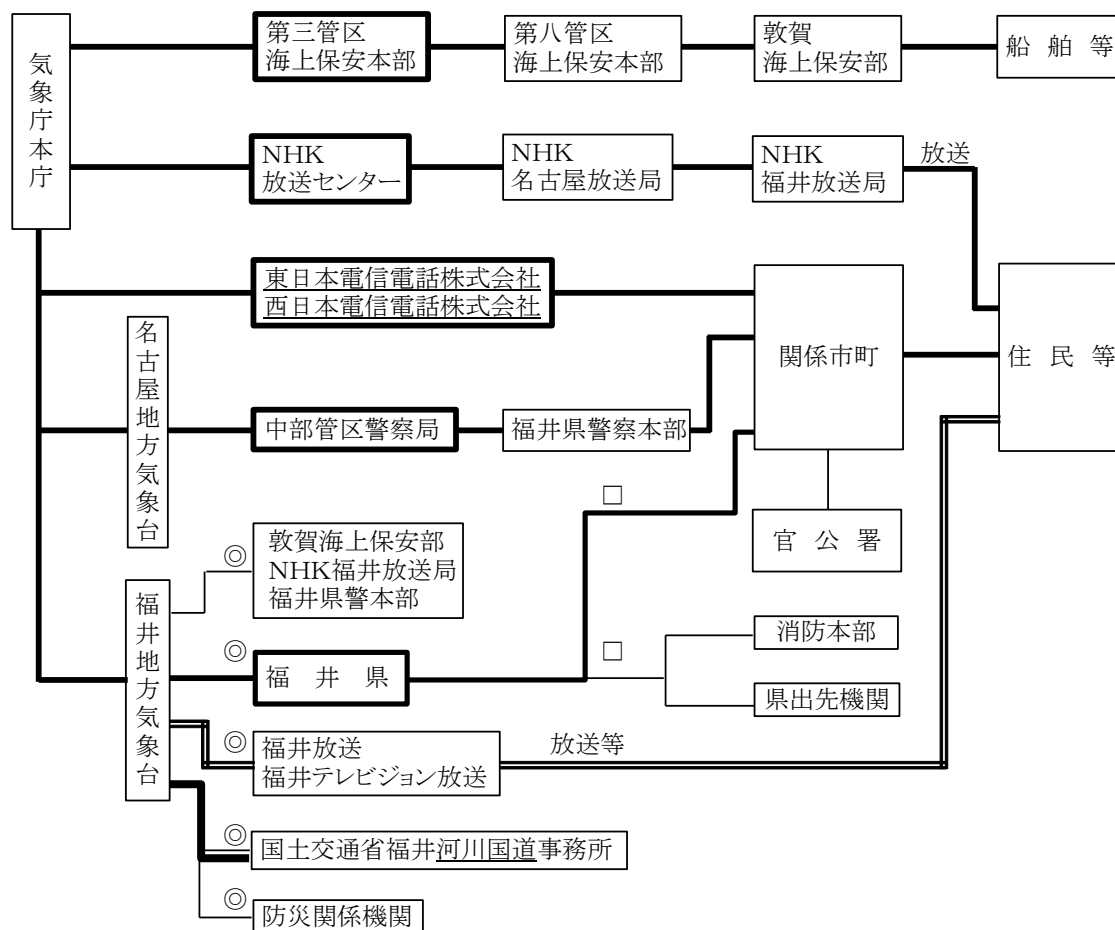
ア 異常な高波・うねり・潮位・河川水位等があったとき。

イ 震度４以上の地震があったとき。

ウ 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

（２）市町長からその他の関係機関への通報は第３章第６節に定めるところにより行う。

第1図 津波警報等伝達系統図



◇凡例

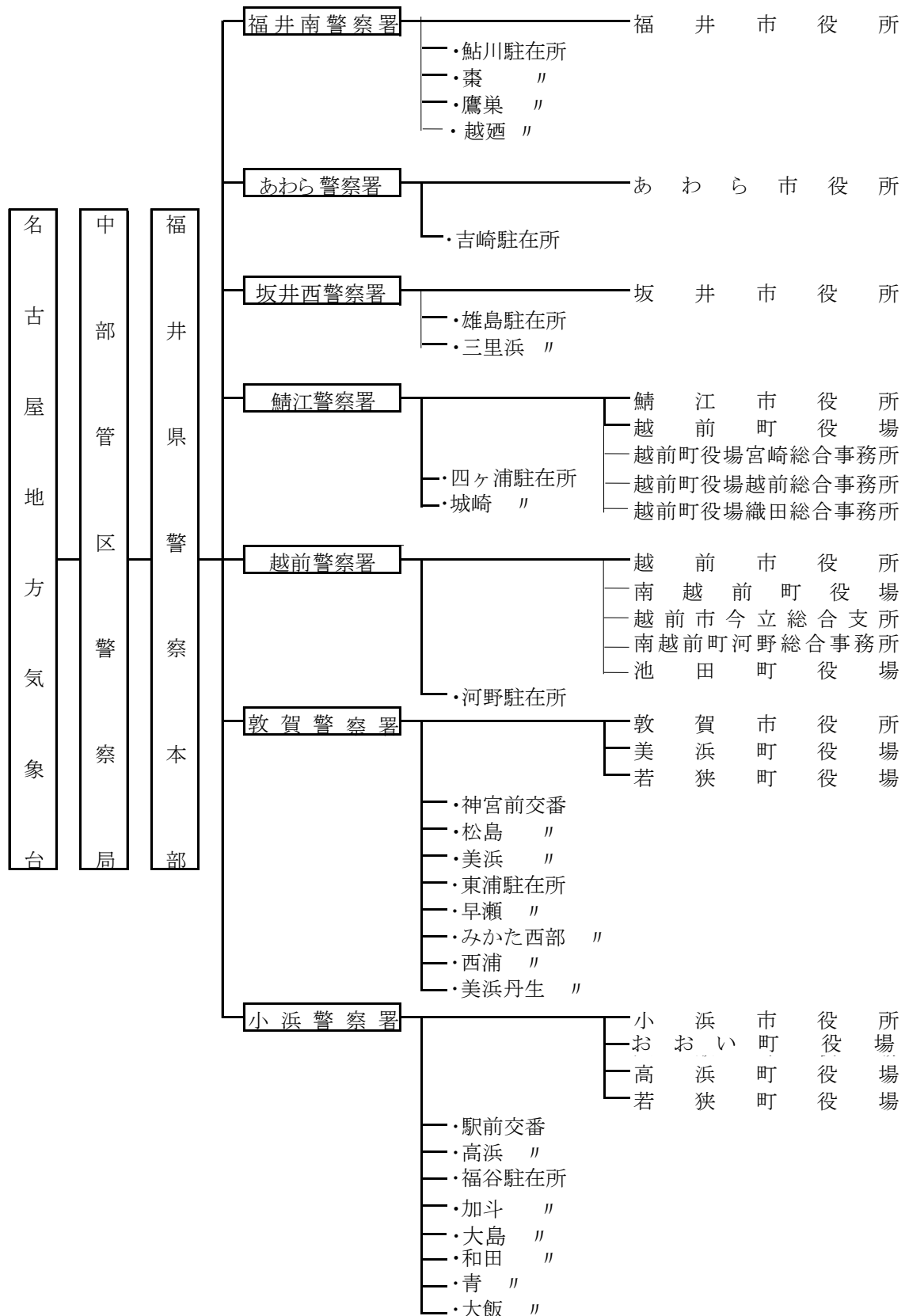
—	法令（気象業務法等）による通知系統
==	法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼および周知系統
—	地域防災計画・行政協定・その他による伝達系統
◎	防災情報提供システム
□	県防災行政無線
□	法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

◇通信途絶時の福井地方気象台からの代替伝達経路

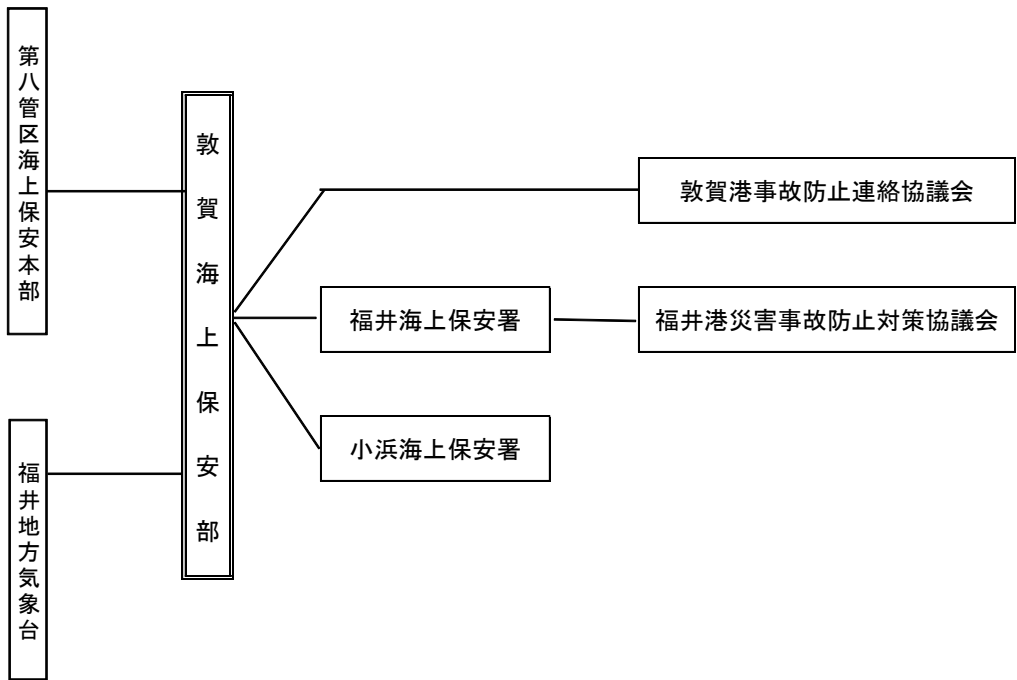
障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。
代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で加入電話、気象台職員による使送、無線設備設置機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

機関名	県防災行政無線
福井県	○
敦賀海上保安部	○

第2図 県警察の津波警報等伝達系統図



第3図 敦賀海上保安部津波警報等連絡



第6節 災害情報収集伝達計画

第1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要であることから、関係機関は所掌の情報を積極的に収集把握して、県に報告する体制を確立する。

第2 震災に関する情報の収集および伝達

(1) 防災関係機関相互の連絡体制の確立

県は、市町および防災関係機関との迅速な情報交換を行うため、総合防災情報システムを中枢とする災害情報センターを整備し、防災通信ネットワークの形成に努める。

(2) 県の実施体制

被害規模を早期に把握するために、自衛隊が収集し県に伝達する情報を活用するほか、災害情報の積極的な収集を行う。

① 市町からの収集（被災市町のほか、隣接市町を含む）

市町から情報を収集する場合その対象とする事項

ア 被害発生情報（日時 場所 原因）

イ 被害概況（後述の被害状況に準じ、内容によってはそのまま被害状況報告に移行してよい。）

ウ 市町の応急対策の概況（災害対策本部の設置状況）

エ 県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）

オ その他応急対策の実施に際し必要な事項

ただし、県の応急対策活動の決定を行うに当たり、市町からの情報によりがたいときは、消防本部の情報や被害予測システムなどにより、被害の状況を推測することがある。

② 警察および通信・電力・交通機関等からの収集

災害発生や応急対策に関連ある事項について、各機関から情報を収集する。県警察本部は、警察署等で把握した被害情報および行方不明者相談などの関連情報を集約し、災害警備本部を通じ県災害対策本部に報告するとともに、県警察航空隊は、ヘリコプターテレビシステム等の装備を活用し、空中偵察により被害状況等の情報収集に努める。

③ ヘリコプター等による情報の収集

県は、震災に関する情報の収集に当たっては、ヘリコプター、ヘリコプターテレビシステムを通じ、さらに無線通信設備を活用して迅速かつ的確に災害状況等を把握するよう努める。

ただし、上記ヘリコプターのみでは、対応不可能な場合、県は、自衛隊および他府県に対し、応援を要請する。

また、県はヘリコプターの緊急離着陸基地としてヘリポートの整備に努める。

④ 衛星車載局による情報の収集および伝送

県は、震災による被災状況、応急対策実施情報などの情報を衛星車載局の画像伝送、衛星通信などの機能を活用して迅速かつ的確に収集および伝送する。また、災害現場の被災映像情報を県内防災関係機関をはじめとして国や他の都道府県などへ配信する。

また、県警察のヘリコプターテレビシステムとの連携により、県内すべての地域での画像情報の収集を行う。

県および市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

⑤ 参集途上職員の情報収集

参集途上にある職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後所属班長に報告し、各部は、職員の報告内容を災害対策本部事務局に報告する。

⑥ 地域住民からの収集

被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合には、公民館長、消防団の分団長、区長等の地域住民から情報を収集する。

なお、収集した情報は、内容に応じて、市町に伝達する。

⑦ 関係機関への伝達

県は、上記情報のうち重要なものおよび県の対策について、次の機関へ伝達または報告する。

ア 関係市町

イ 自衛隊

ウ 国（総務省消防庁）

エ 報道機関

オ その他の関係機関

⑧ 国（総務省消防庁）に対する報告

関係機関に伝達する事項のうち、災害対策基本法に基づき国（総務省消防庁）に報告すべき災害は次のとおりとする。

なお、この報告は、消防組織法に基づく「災害報告取扱要領」および「火災・災害等即報要領」により行う総務省消防庁への報告と一体的に行う。

ア 災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要が認められる災害

ウ 上記に定める災害になるおそれのある災害

エ 市町から、被害が確定した場合における確定報告

⑨ 関係機関への情報連絡手段

防災関係機関は、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、報告するときの状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。

⑩ 通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、パソコン通信利用者といった通信関係のボランティアの協力を得ることとし、そのための募集方法や活用方策を検討する。

⑪ 人的被害の数

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

（３）市町の実施体制

① 情報収集伝達体制の確立

市町は、災害情報収集伝達体制について、被害規模を早期に把握するための情報の積極的な収集に配慮し、市町地域防災計画に具体的に定めておく。

特に、災害初期の状況は、自主防災組織等を通じて直ちに市町に通報されるよう、住民による情報収集伝達体制を確立しておく。

② 情報収集伝達手段の確保

市町は、携帯電話の不感地域で、道路の寸断や電話回線の途絶等により孤立化することが予想される集落について事前に把握するとともに、衛星携帯電話の配備など、情報収集伝達手段の確保を図る。

③ 被害状況の報告

被害状況の報告は、県（危機対策・防災課）に報告することを原則とするが、県に報告することができない場合は、国（総務省消防庁）に報告を行い、県との連絡が取

れるようになった場合は、県に対して報告する。

また、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、隣接市町は、被災市町における被災状況等の情報収集に積極的に努め、収集した情報を県に対して速やかに報告する。

④ 行方不明者の把握

市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）または都道府県に連絡する。

（４） １１９番通報の状況報告

地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町は直ちに消防庁および県に対し報告する。

（５）情報の優先順位

情報収集および通報は、人的被害および住家被害に関連あるものを優先する。

第３ 被害状況報告

市町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

（１）被害状況等の報告

市町および防災関係機関は地震や津波災害発生後に調査収集した被害状況等について、次により速やかに報告する。

県は、報告を受けた被害状況について集計を行い、速やかに国（総務省消防庁）に対し報告を行う。

なお、被害状況の報告は次のとおりである。

① 通常時（消防庁応急対策室）

ア 電話番号

０３－５２５３－７５２７（ＮＴＴ回線）

９０－４９０１３（消防防災無線）

発信特番－０４８－５００－９０－４９０１３（地域衛星通信ネットワーク）

イ FAX番号

０３－５２５３－７５３７（ＮＴＴ回線）

９０－４９０３３（消防防災無線）

発信特番－０４８－５００－９０－４９０３３（地域衛星通信ネットワーク）

② 夜間・休日等（消防庁宿直室）

ア 電話番号

０３－５２５３－７７７７（ＮＴＴ回線）

９０－４９１０２（消防防災無線）

発信特番－０４８－５００－９０－４９１０２

イ FAX番号

０３－５２５３－７５５３（ＮＴＴ回線）

９０－４９０３６（消防防災無線）

発信特番－０４８－５００－９０－４９０３６

（２）報告の種類

- ① 災害即報 災害を覚知したとき、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。
- ② 災害確定報告 応急対策終了後 10 日以内に行う。
- ③ 国への確定報告 応急措置の完了後 20 日以内に国に対して県が行う。

なお、災害即報については、市町は、地震が発生し、当該市町の区域内で震度 5 強以上を記録したとき、または津波により死者または行方不明者が生じたときは、第一報を県に対してだけでなく、国（総務省消防庁）に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとし、さらに要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、国（総務省消防庁）に対して行う。

(3) 報告の方法

- ① 各関係機関は、予め被害状況報告責任者を定めておくものとする。
- ② 報告様式
 - ア 災害即報は、市町にあっては県地域防災計画に定める第 1 号様式または第 2 号様式により、関係機関にあっては第 1 号様式または別に定める様式により報告する。
 - イ 災害確定報告は第 2 号様式により報告する。なお、関係機関にあっては別に定める様式により報告することができるものとする。
 - ウ 災害救助法が適用されたとき、または同法の適用基準に達する見込みがある場合に、市町は災害即報と併せて、第 3 号様式により報告する。
 - エ 国に対する確定報告は、災害対策基本法第 53 条第 2 項に基づく内閣総理大臣あて文書および消防組織法第 40 条に基づく内閣総理大臣あて文書を各 1 部ずつ消防庁に提出する。
- ③ 報告の方法

災害即報等は、原則として県防災行政無線または一般加入電話により行うものとするが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。

災害確定報告は、必ず文書により報告する。

被害情報連絡体制

情報連絡内容	情報収集・連絡系統図
I 被害・復旧の状況	
① 人的被害・家屋被害 火災状況	
② 道路状況・交通状況	
③ 堤防・護岸・港湾施設の状況	
④ ライフライン・輸送機関状況	
⑤ 文教施設関係状況	
⑥ 病院施設関係状況	
⑦ 廃棄物処理場関係状況	
⑧ 火葬場関係状況	
⑨ その他の施設の状況	
II 対策の実施状況	
① 住民避難の状況	
② 救護物資・避難所運営・ボランティアの受入れ状況	
③ 治安の状況	
④ その他の対策の状況	

第4 孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、被災市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。また、県および被災市町は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

第7節 通信運用計画

第1 計画の方針

県、市町および防災関係機関は、災害に関する予報、警報および情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信の疎通を確保するため、通信施設の適切な運用を図る。

第2 地震発生直後の機能確認と応急復旧

地震や津波発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧に当たるとともに、携帯電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、職員を派遣して通信の確保を図る。

第3 通信手段の確保

(1) 災害時の通信連絡

県、市町および防災関係機関が行う災害に関する予報、警報および情報の伝達もしくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、または無線通信により速やかに行う。

(2) 通信の統制

地震や津波災害発生時においては、加入電話および無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

(3) 各種通信設備の利用

① 電話および電報施設の優先利用

ア 電話の優先利用

(ア) 非常緊急通話用電話の承認

各機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつふくそうを避けるため、非常緊急通話用電話（加入電話）をあらかじめN T T支店に申請し、承認を受ける。

(イ) 非常通話

天災その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする市外通話については、すべての通話に優先して接続される。

申し込みに当たっては、あらかじめ（ア）によりN T T支店の承認を得た非常緊急通話用電話から申し込むものとする。

(ウ) 緊急通話

緊急通話は、火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で別に定める事項を内容とするものに対して一般通話に優先して接続される。

申し込みに当たっては、あらかじめ（ア）によりN T T支店の承認を得た非常緊急通話用電話から申し込むものとする。

イ 電報の優先利用

(ア) 非常電報

地震や津波その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。

電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、あらかじめ電話による電報サービス取扱所と事前に発信方法等について協議しておくものとする。

(イ) 緊急電報

非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する

事項を内容とする電報については、緊急電報とし、非常電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たって電話により緊急電報を発信する場合は、あらかじめ電話による電報サービス取扱所と事前に発信方法等について協議しておくものとする。

② 警察通信設備の優先利用

県は、災害対策基本法５７条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、加入電話および県防災行政無線が使用不能になったときは、警察通信設備を優先的に利用する。

③ 非常通信の利用

県、市町および防災関係機関は、加入電話および防災行政無線等が使用不能になったとき、北陸地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信施設を利用する。この場合において、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

④ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者または管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害をうけた通信設備が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

⑤ 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第５７条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、法５５条の規定に基づく通知または要請について加入電話および県防災行政無線が使用不能になったときは、放送機関（日本放送協会、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱、福井ケーブルテレビ㈱、㈱嶺南ケーブルネットワーク、丹南ケーブルテレビ㈱、㈱ケーブルテレビ若狭小浜、美方ケーブルネットワーク㈱、さかいケーブルテレビ㈱、こしの国広域事務組合、南越前町、高浜町、おおい町、若狭町、福井エフエム放送、ＮＰＯ法人たんなん夢レディオ、敦賀ＦＭ放送㈱）に対し連絡のための放送を要請する。

この場合において、特に必要と認めるときは、緊急警報放送を利用する。

第４ 県防災行政無線の運用

（１）災害時の通信連絡

県が行う気象予警報および災害時における災害情報の伝達もしくは被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は、県主要機関、市町および防災関係機関に整備した県防災行政無線を有効に活用し行う。

（２）県防災行政無線の運用

福井県防災行政無線の運用については、「福井県防災情報ネットワーク管理運用綱」、「福井県衛星車載局管理運用要綱」および「福井県防災行政無線通信取扱要領」に基づき、災害時の通信連絡を迅速かつ確実に伝達するために必要な通信回線を確保する。このため、災害発生により通信がふくそうした場合またはふくそうの恐れがある場合には、通信回線の統制を行い緊急回線を確保する。また、現地対策本部など緊急に通信回線を必要とする機関に対し、衛星車載局および可搬型地球局による臨時通信回線の設置を行う。

応急対策活動に衛星車載局や県警察のヘリコプターテレビシステムを活用した被災画像情報を県災害対策本部、市町・消防本部、国等ヘリアルタイムに配信する。また、必要に応じ関係機関との間でテレビ会議方式による災害対策会議等を開催する。

① 無線通信の種類と取扱い順位

ア 無線通信の種類

（ア）緊急通信

地震、津波、台風その他緊急の事態が発生し、または発生するおそれがあるときに行う緊急を必要とする通信

（イ）一般通信

緊急通信以外の通信

(ウ) 一斉通信

複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信

イ 取扱い順位

災害時における無線通信の取扱い順位は、原則として次のとおりとする。

(ア) 緊急一斉通信

(イ) 緊急通信

(ウ) 一般一斉通信

(エ) 一般通信

② 無線通信の手段

無線通信は、音声またはファクシミリにより行う。無線ファクシミリ設置機関は、災害時における災害情報の受伝達、被害状況の収集その他正確かつ詳細な情報伝達を行うため無線ファクシミリを活用する。

③ 統制局（県庁）で行う通信の運用

ア 一斉通信

気象予警報、地震・津波情報、警戒宣言その他応急対策に必要な指示、伝達等を県機関、市町および防災関係機関へ同時に迅速かつ的確に行う必要がある情報の伝達は、統制局（県庁）の一斉指令卓から一斉通話（音声により行う一斉通信）、または一斉ファクシミリ通信（ファクシミリにより行う一斉通信）により行う。

イ 一斉通信業務の体制

統制局（県庁）から行う一斉通信は、危機対策・防災課職員が行う。

ウ 県災害対策本部設置の対応

県災害対策本部設置時の防災行政無線の運用は、統制管理者（安全環境部長）の指示に従い、県災害対策本部事務局員（危機対策・防災課職員）が一斉通信等の業務を行う。

県災害対策本部設置時は、緊急通信を優先して行い、必要に応じて一般通信の規制、制限を行う。

エ 通信の統制

災害の発生時等に、通信がふくそうした場合、または通信のふくそうのおそれがある場合の統制は、原則として、県災害対策本部で行う。

(ア) 一次統制

緊急通信以外の通信を制限する必要がある場合には、無線回線を自動交換接続から手動交換接続に切り替えて通信の統制を行う。

(イ) 二次統制

通信量が増大し、緊急通信の確保が困難な場合、または通信のふくそうが予想される場合には、内線電請から無線回線への接続を全て規制し、無線用電話機だけが使用できるように通信の統制を行う。

オ 緊急時仮設電話の設置

県災害対策本部設置時には、状況に応じ、総合防災センターに設置される本部に臨時電話を設置する。

④ 支部局で行う通信統制の運用

ア 支部統制業務の実施

支部局に現地災害対策本部を設置した時、または大規模災害等により統制局と支部局の間の通信が途絶した場合には、衛星車載局を配備し、管内市町等の被害状況の収集および一斉通信等の業務を行う。

イ 県災害対策本部との通信の確保

支部局から衛星車載局で管内市町等へ一斉通信を行うときは、県災害対策本部と緊密な連絡を図りながら、県災害対策本部の指示に従う。

ウ 支部局の主な通信業務

(ア) 管内市町等からの被害状況の受伝達

- (イ) 管内端末局の通信の統制
- (ウ) 一斉通信による管内市町等への災害情報の伝達、指示等
- (エ) 移動無線局による情報の収集、応急対策活動等

第5 市町における通信の運用

市町における通信の運用は、「第3 通信手段の確保」に準じて行う。

また、防災行政無線が設置されている市町においては、住民への警報等の伝達、避難の勧告および指示等について、防災行政無線を有効に活用する。

第8節 広報計画

第1 計画の方針

地震や津波発生時におけるパニックの発生を防止するため、被災地および隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供し、民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を確保する。

第2 県災害対策本部における広報

(1) 情報収集の要領

- ① 広報課(班)は、災害時の広報に関し、危機対策・防災課および各部連絡課と相互に緊密な連絡を図る。
- ② 各部関係課は、各部連絡課を通して、刻々の情報を防災班に連絡する。
- ③ 広報課(班)は、必要に応じ職員を現地に派遣し、情報収集ならびに写真取材を行う。

(2) 広報の内容

- ① 災害発生状況
- ② 地震・津波に関する情報
- ③ 道路および交通情報
- ④ 電気、ガス、上・下水道等ライフライン施設状況
- ⑤ 災害応急対策の状況
- ⑥ 医療、救護所の開設状況
- ⑦ 給食、給水実施状況
- ⑧ 衣料、生活必需品等供給状況
- ⑨ 河川、港湾、橋梁等土木施設状況
- ⑩ 住民の生活確保、指導に関する措置
- ⑪ 避難措置その他の住民の保護措置
- ⑫ ボランティア活動の状況
- ⑬ 県民の心得等民心の安定および社会保持のための必要事項
- ⑭ 原子力発電所の状況
- ⑮ その他必要事項

(3) 広報の方法

① 報道機関への広報の要請

ア 報道機関を通じて、県民や被災者に対して必要な情報や注意事項および県の対策などを周知徹底する。報道機関への発表は報道主管者（総務部企画幹または安全環境部企画幹）が行う。

イ 知事は放送機関との「災害時の放送要請に関する協定」に基づき、随時、地震や津波情報・被害情報の広報、県民に対する協力要請等を行う。

ウ 県および市町が発する災害情報等については、それらを集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するLアラート（災害情報共有システム）を市町と連携を図りながら活用し、周知する。また、携帯端末の緊急速報メール機能や、必要に応じて臨時災害放送局（コミュニティ放送局を含む）を活用する。

発表・要請先

機関名	〒	所在地	電話番号	連絡窓口
日本放送協会 福井放送局	910-8680	福井市宝永 3-3-5	(0776) 28-8873 28-8850（代表）	放送部
福井放送株式会社	910-8588	福井市大和田町 37-1-1	(0776) 57-7802 57-1000（代表・夜間）	報道部
福井テレビジョン 放送株式会社	918-8688	福井市間屋町 3-410	(0776) 21-2234 21-2239（夜間） 21-2233（代表）	報道部
福井ケーブル	910-0857	福井市豊島 1 丁目	(0776) 20-3377	

テレビ株式会社		3-1		
株式会社嶺南ケーブルネットワーク	914-0814	敦賀市木崎 40-8-1	(0770) 24-2211	
丹南ケーブルテレビ株式会社	915-8588	越前市塚町 101	(0778) 21-5040	
株式会社ケーブルテレビ若狭小浜	917-0082	小浜市小浜津島 76-1	(0770) 52-7202	
美方ケーブルネットワーク株式会社	919-1123	三方郡美浜町久々子 31-2-1	(0770) 32-3400 32-3401(夜間)	
さかいケーブルテレビ株式会社	919-0463	坂井市春江町江留上昭和 131	(0776) 58-0505	
こしの国広域事務組合	910-1212	吉田郡永平寺町東古市 10-5	(0776) 63-1231	
南越前町	919-0292	南条郡南越前町東大道 29-1	(0778) 47-8013 47-3000(時間外)	企画財政課
高浜町	919-2292	大飯郡高浜町宮崎 71-7-1	(0778) 72-7711 72-1111(時間外)	企画情報課
おおい町	919-2111	大飯郡おおい町本郷第 136 号 1 番地 1	(0770) 77-1111 77-9030 77-1111(時間外)	電子情報課
若狭町	919-1393	三方上中郡若狭町中央第 1 号 1 番地	(0770) 45-1111	企画環境課
福井エフエム放送株式会社	910-8553	福井市御幸町 1-1-1	(0776) 21-2100 (代表)	業務部
NPO 法人たんなん夢レディオ	916-0026	鯖江市本町 2 丁目 2	(0778) 53-2562	
敦賀 FM 放送株式会社	914-0051	敦賀市本町 2 丁目 12-3	(0770) 23-3370	

② その他の広報

ア 市町の広報体制を活用した広報

イ 県広報車による広報

ウ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

エ ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による、避難勧告・指示等に関する情報のサイトのトップページへの掲載

(4) 資料の保有

広報課(班)は収集ならびに取材した資料や写真を保存・整理するとともに、必要に応じて特別広報を行う。

(5) 相談窓口、情報提供窓口の開設

災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。

また、国、県、市町等の総合相談窓口の開設を行い、被災者等からの幅広い相談に応じる。被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

第3 市町における広報および安否情報の提供

市町は第一義的な広報機関として、関係機関と調整の上、次の事項等について広報する。

また、この場合、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する Lアラート(災害情報共有システム)を活用する。また、携帯端末の緊急速報メール機能や必要に応じて、臨時災害放送局(コミュニティ放送局を含む)を活用する。

(1) 地震や津波発生直後の広報

① 地震・津波災害の予測

- ② パニック防止の呼びかけ
 - ③ 避難の勧告・指示
 - ④ 出火防止の呼びかけ
 - ⑤ 人命救助の協力呼びかけ
 - ⑥ 各市町内被害状況の概要（建物破壊、火災発生時等）
 - ⑦ 各市町の応急対策実施状況
 - ⑧ その他必要な事項
- （２）災害の状況が静穏化した段階の広報
- ① 地震・津波災害の現況
 - ② 被害情報および応急対策実施情報
 - ③ 安否情報
 - ④ 生活関連情報
 - ア 電気・ガス・上下水道
 - イ 食料、生活必需品の供給状況
 - ⑤ 通信施設の復旧状況
 - ⑥ 道路交通状況
 - ⑦ 交通機関の運行状況
 - ⑧ 医療機関の活動状況
 - ⑨ その他必要な事項
- （３）避難者への情報伝達
- 市町は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報ニーズの把握に努め、情報を伝達する。その際、避難者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる避難者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- （４）安否情報の提供
- 県または市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県または市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第４ 指定地方行政機関等における広報

指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等は、各々の災害時の広報計画に基づき広報を実施する。重要な事項の広報については、事前に県、関係市町および関係防災機関に通報する。

第５ 災害情報インターネット通信システム等の活用

震災が発生した際には県外への情報発信が重要であることから、県は、災害情報インターネット通信システム、ホームページおよびメールマガジン等を活用し、被災地の安否情報、生活情報など住民のニーズにあった災害情報を住民のみならず、国内外に提供する。

第9節 避難計画

第1 計画の方針

住民を災害の状況に応じ速やかに避難させ、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

第2 避難態勢

(1) 避難を必要とする場合

- ① **地震**等により、被害の拡大や二次災害発生のおそれがある場合
- ② 延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
- ③ 津波の襲来が予想され、または襲来した場合
- ④ 崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、または発生した場合

(2) 避難の勧告・指示

① 避難の勧告・指示

ア 市町長の措置（災害対策基本法第60条）

市町長は、建築物の倒壊、火災、崖崩れ、津波等の災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、立ち退きの勧告および指示を行う。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

イ 警察官または海上保安官の措置（警察官職務執行法第4条、災害対策基本法第61条）

警察官は、地震や津波に伴う災害の発生により危険な事態が切迫したと認めるときは、警告を発し、特に急を要する場合においては、必要な限度で避難の措置をとる。

また、警察官または海上保安官は、市町長が行う避難の指示について、市町長がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市町長から要請があったときは当該地区の住民に対し立ち退きの指示を行う。

この場合、警察官または海上保安官は、速やかにその旨を市町長に通知する。

ウ 自衛官の措置（自衛隊法94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、当該地域住民の避難について必要な措置をとる。

エ 知事等の措置（地すべり防止法第25条、水防法第29条）

知事およびその命を受けた職員は、地震に伴う津波の襲来および地すべりにより著しく危険な地域の住民に対し、立ち退きを指示する。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

オ 知事による避難の指示等の代行（災害対策基本法第60条第6項）

知事は、災害の発生により、市町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難の指示等を当該市町長に代わって実施する。

② 避難の勧告・指示の内容

避難の勧告・指示を行う者は、以下の事項を明示する。

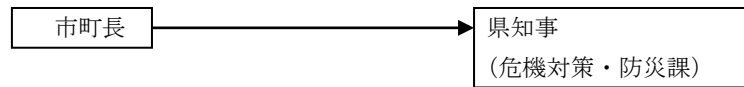
- | | |
|---|-------------|
| ア | 要避難対象地域 |
| イ | 避難先 |
| ウ | 避難経路 |
| エ | 避難の勧告・指示の理由 |
| オ | 避難時の注意事項等 |

③ 避難措置の周知等

ア 関係機関への通知

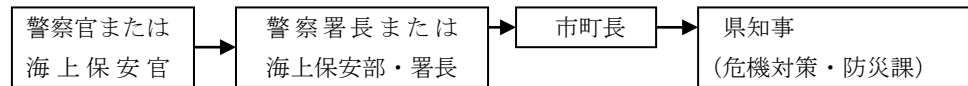
避難の勧告または指示を行った者は、おおむね次により必要な事項を通知する。

(ア) 市町長の措置

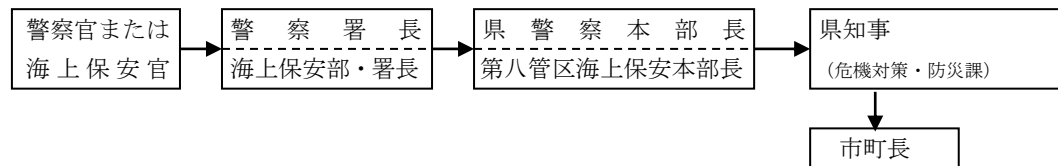


(イ) 警察官または海上保安官の措置

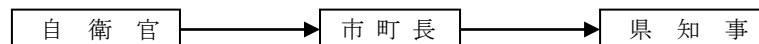
- ・災害対策基本法に基づく措置



- ・職権に基づく措置



- ・自衛官の措置



イ 住民への周知

県および市町は、自ら避難の勧告または指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、関係機関と協力して同報無線、広報車および放送等による広報やその他実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

④ 避難の誘導

市町職員は、警察官または消防職（団）員等避難措置の実施者や、自治会単位の防災リーダー等避難誘導員と協力して、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

避難に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会ごとの集団避難を行い、高齢者、幼児、障がい者、病人等の避難行動要支援者を優先して誘導する。

なお、津波の襲来が予想され、または襲来した場合、市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

⑤ 運送事象者による被災者の運送

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人ならびに運送すべき場所および期日を示して、被災者の運送を要請する。

県は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(3) 避難所の開設

- ① 市町長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長）は、避難が行なわれるときは直ちに避難所を開設するとともに設置場所等を速やかに被災者に周知する。また市町長は、避難所の開設状況について速やかに知事および関係機関に情報提供または通報する。

なお、市町長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。

市町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、

避難準備情報・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

- ② 市町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。

ア 避難所設置の方法

避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設するほか、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により臨時避難所を開設する。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

市町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。資材の確保が困難な場合は、県において必要な資材をあっせんする。

この場合において、地域の実情に応じ、小学校区等ごとに地区内の各避難所を包摂する拠点避難所を設け、情報の収集、伝達体制を整備する。

イ 避難所開設状況連絡

市町長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりであり、とりあえず電話または電報で情報提供する。

(ア) 避難所開設の日時および場所

(イ) 箇所数および収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(4) 避難所の運営

避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市町は、避難所の運営を自治組織と連携するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努め、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

また、市町は、避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、市町は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

また、保健衛生面はもとより、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。

特に、避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努める。

なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努める。

県および市町は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

県および市町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニー

ズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織で協議を行う。

① 維持管理体制の確立

市町は、避難所維持管理責任者等の職員を配置し、配置された職員は、避難所運営のための自治組織を構築し、各業務ごとに自治組織のリーダーをサポートする者を選任しておく。

② 行政と自治組織等との連携

避難所運営上の諸問題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設ける。

③ 平常体制への復帰体制

避難者の減少に伴い、避難所の規模縮小・統合・廃止の措置をとる場合は、円滑な移行に努める。

第3 学校、病院、社会福祉施設等の避難対策

学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底させるとともに、訓練等を実施し避難に万全を期する。

(1) 情報収集活動

学校、病院、社会福祉施設等の職員は速やかに被害状況等の情報収集に努める。

(2) 避難誘導活動

① 避難誘導活動は、自力避難が困難な者を優先して行う。

② 避難は、先頭と最後尾に誘導員および情報員を配置して行う。

(3) 要配慮者の避難所の確保

要配慮者の避難所の確保に当たっては、次の点に留意し保護の場所（二次避難所の設置も含む。）を確保する。

① 避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保

② 医療機関との連絡体制の確保

③ 防災関係機関との連絡体制の確保

④ 家庭との連絡体制の確保

第4 警戒区域の設定

(1) 市町長の措置（災害対策基本法第63条）

市町長は、災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人命または身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官または海上保安官の措置（災害対策基本法第63条）

警察官または海上保安官は、市町長もしくは警戒区域の設定等を行うことについて委任を受けた市町の吏員が現場にいないとき、または市町長等から要求があったときは、警戒区域の設定ならびにそれに基づく立入り制限、禁止および退去命令の措置をとる。

この場合、警察官または海上保安官は、速やかにその旨を市町長に通知する。

(3) 自衛官の措置（災害対策基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官および海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定ならびにそれに基づく立入り制限、禁止および退去命令の措置をとる。

(4) 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

知事は災害の発生により市町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域の設定ならびにそれに基づく立入り制限、禁止および退去命令の措置を当該市町長に代わって実施する。

第5 広域避難の調整

(1) 地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

(2) 災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難および応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

県は、市町から協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。

県は、被災市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる県内市町および当該市町における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

第 10 節 被災者の救出計画

第 1 計画の方針

地震や津波は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救出者が生ずることが予想されるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

県・市町、県警察本部、敦賀海上保安部等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。

第 2 陸上における救出対策

(1) 自主防災組織

自主防災組織は、消防団員や地域住民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救出活動に努める。

(2) 市町

消防機関職員等による救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、警察機関と協力して迅速に救助に当たる。

市町自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を必要とするときは、福井県広域消防相互応援協定や県・市町災害時相互応援協定に基づき、県、他の市町、他の市町消防に応援を要請する。

なお、普段から以下に掲げる救助体制等の整備に努める。

① 救助体制の整備

震災時の救助活動計画を定め、救助資機材を備えた自主防災組織を育成するとともに、高度救助隊、特別救助隊または救助隊の整備を図る。

② 救急救護体制の整備

集団救急救助活動計画を定め、救急医療情報体制の整備および救急資機材の整備を図る。

③ 傷病者搬送体制の整備

救急活動を効率的に行うため、救急車等の増強を図る。

④ 要配慮者に対する救護体制の確立

要配慮者に関する情報のオンライン・ネットワーク化を図る。

(3) 県警察本部

災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講ずるとともに、災害が発生した場合は、次による被災者の救出措置をとる。

① 要救出者および死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動

② 消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送活動

③ 行方不明者がある場合には、その速やかな搜索活動

④ 救出救護活動の迅速円滑を図るために必要な交通整理規制等の所要活動

(4) 県

市町から救出作業について応援要請があったとき、または必要と認めるときは、隣接市町、県警察本部、自衛隊、その他防災関係機関に協力を要請し、救出の万全を期する。

第 3 海上における救出対策

(1) 敦賀海上保安部

① 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機によりその搜索救助を行うとともに、必要に応じ特殊救難隊等の派遣要請を行う。

② 海上火災発生時において消火および救出活動を実施する。

③ 避難の勧告もしくは指示の発令時において避難者の誘導および海上輸送を行う。

④ 海上漂流者の救出および収容を行う。

⑤ 船舶内における人命、負傷者、患者の救出および収容を行う。

(2) 県警察本部

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、敦賀海上保安部、市町その他の関係機関と連携協力し、次の措置をとる。

- ① 避難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の確認措置をとる。
- ② 救助活動および救出救護活動時に、陸上で緊急輸送の確保が必要になった場合は、交通整理規制その他の所要措置をとる。
- ③ 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配等の措置をとる。

第4 空からの救出対策

航空機やヘリコプターを活用した救出を行うために、市町はあらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。

- (1) 県防災ヘリコプター
- (2) 県警察ヘリコプター
- (3) 自衛隊
- (4) 海上保安庁

第 1 1 節 要配慮者応急対策計画

第 1 計画の方針

地震や津波発生時には、要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第 2 迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

県は、被災市町および被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や、市町、他府県等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、県内外の他施設への緊急避難についての情報や県内市町または各施設への避難受入についての情報の収集、提供を行う。

第 3 市町における対応

市町は、要配慮者を支援するため、防災担当部局と福祉部局との連携の下、次の措置を講じる。

- (1) 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。
- (2) 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
- (3) ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- (4) 特別な食料を必要とする場合は、その確保・提供を行う。
- (5) 生活する上で必要な資機材を避難所等に設置・提供する。
- (6) 避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
- (7) 老人福祉施設、障がい者施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。

第 4 県における対応

(1) 介護体制の確立

県は、市町の要請や必要に応じ、市町を支援するとともに、関係団体や他府県に対し、応援を要請するほか、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を確立する。

(2) 社会福祉施設への配慮

社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者に要請する。

(3) 巡回健康相談の実施

県は、市町等と協力し、県健康福祉センター・市町保健センター等を拠点として、在宅ならびに避難所の要配慮者を対象に巡回健康相談を実施する。

(4) 児童に係る対策

保護者の死亡や傷病により養育が困難となった児童については、児童相談所が緊急一時保護を行うとともに、児童の態様に応じて児童福祉施設へ入所の措置をとる。

なお、県内の施設および里親等による対応が困難な場合には、近隣府県の協力を得て入所の措置をとる。

第 1 2 節 医療救護計画

第 1 計画の方針

地震や津波災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、負傷者の救護を図る。

第 2 医療救護活動体制の確立

(1) 実施体制

① 市町の措置

ア 負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置ならびに医薬品等の手配等必要な措置を講ずる。

イ 市町の医療活動のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。

② 県の措置

ア 市町から要請があったとき、または必要と認めたときは、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置ならびに医薬品等の手配・分別等必要な措置を講ずる。

イ 県立病院は災害時医療に当たる。また、医療救護所の後方支援病院としても役割を果たすとともに、救急救命センターとして救命救急に当たる。

ウ 健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行う。

エ 市町から要請があったとき、または必要と認めたときは、日本赤十字社福井県支部、福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努める。

オ 必要に応じて、災害派遣医療チーム（DMAT）、および災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

カ 県内または他都道府県からの災害派遣医療チーム（DMAT）、および災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に係る調整を行うとともに、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図る。

キ 必要に応じ、災害医療コーディネーターを災害対策本部と現地災害対策本部に配置し、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言および支援を行う。また、DMATロジスティックチームを活用し、病院支援や情報収集等を行う。

ク 県は、DMAT等の活動場所および必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

③ 指定地方公共機関の措置

ア 日本赤十字社福井県支部

県から要請があったとき、または必要と認めたときは、救護班の派遣等による医療救護を行うほか必要な措置を講ずる。

イ 福井県医師会

県から要請があったときは、救護班の編成・派遣等による医療救護を行うほか、郡市医師会、後方支援病院に対する連絡調整を行う。

④ 病院・診療所等の措置

ア 被災時の病人等の収容・保護

イ 負傷者等の医療・助産救助

[illegible]

① 救護班

派遣機関	班数
県立病院	5
公の病院	18
県医師会	33
合計	56

災害急性期（救命率が高い48時間以内）に活動する災害派遣医療チーム（DMAT）については、1チームあたり概ね5名程度（医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。

DMAT 指定病院（機関）	チーム数
福井県立病院	3
福井県済生会病院	3
福井大学医学部附属病院	3
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3
公立丹南病院	1
福井勝山総合病院	2
市立敦賀病院	2
杉田玄白記念公立小浜病院	4
福井総合病院	<u>2</u>
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1
合計	24

日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成される医療チームであり、救護班等と連携を取って災害医療に当たる。

④ 災害派遣精神医療チーム（D P A T）

精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、1チームあたり3～5名程度（医師1名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。災害急性期（発災から48時間以内）に活動するチームをD P A T先遣隊とする。

⑤ 医療救護所

患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。

⑥ 拠点医療救護所および後方支援病院

救急告示病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受入れ・調整等を実施する。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、基幹災害拠点病院として、広範囲熱傷や控滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。

⑦ 航空搬送拠点

県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に航空搬送拠点を設置する。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設（S C U）を設置し、広域搬送の支援を行う。

（3）医療救護資機材の確保

① 医療救護活動に必要な医薬品等は、従事する医療関係者（医療機関）の手持医薬品等を繰替使用する。

② 市町は、医薬品等が当該地域において確保不能または困難であるときは、県または関係業者に対し、調達・あつせんを要請する。

③ 県は、市町から要請があったとき、または必要と認めたときは、医薬品等を提供、または関係業者を通じ調達する。

（4）患者等の搬送力の確保

市町は、患者、医療従事者および医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

要請を受けた県は、消防等関係機関との連携により広域的な搬送体制を確保するとともに、自衛隊、警察庁等関係省庁に輸送手段の優先的確保についての配慮の要請を行う。

また、県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の航空搬送拠点として、福井空港等の活用を図る。

第3 こころのケア体制

こころのケア体制の確立を図るため、精神保健福祉センターを中心に精神科救護所を開設し、精神科医等による巡回相談を実施する。

県は、被災市町から要請があったとき、または、必要と認めたときは、被災者および救護者のこころのケアのため、災害派遣精神医療チーム（D P A T）を編成し、救護班と連携して精神科医療および精神保健活動にあたるものとする。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置する。

注）災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）：自然災害や犯罪事件および航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

第4 医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心にあらかじめ作成した計画に基づき、応急復旧が円滑に行われるように努める。

第 13 節 消防応急対策計画

第 1 計画の方針

市町は、地震発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとし、県は市町の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第 2 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は住民や自主防災組織により行われることになるが、県、市町および防災関係機関は地震発生直後、あらゆる手段、方法により住民に対し出火防止、初期消火を呼びかける。

この場合は、次の事項を中心に広報活動を行う。

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

さらに、避難時等必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

第 3 地震時の消防活動

(1) 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

(2) 市町

① あらかじめ定められた大地震発生直後の消防職（団）員の初動体制をとり、初期の消防活動を実施する。

② 消防活動を円滑に実施する上で重要な消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集計画をあらかじめ定める。

③ 大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、次の活動指針に基づき、消防活動を実施する。

ア 避難所、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、防火地域および準防火地域を優先に消防活動を行う。

ウ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分および市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動に当たる。

エ 防災上重要な建築物優先の原則

防災上重要な建築物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、防災上重要な建築物の防護上に必要な消防活動を優先する。

④ 道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防ぐ。

(3) 県

知事は、大地震時の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町長または消防機関に対し消防相互応援の実施、その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をする。

第4 応援要請

(1) 県内市町間の広域応援体制

市町は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

(2) 県外市町村に対する応援要請

隣接する県外の市町村と個別に応援協定を締結している市町長は、協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

(3) 緊急消防援助隊の出動要請

① 市町長は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき次の事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

- ア 災害発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 災害の種別および状況
- エ 人的および物的被害の状況
- オ 応援活動を開始する日時
- カ 必要応援部隊
- キ 応援部隊の集結場所および到達ルート
- ク 指揮体制および無線統制体制
- ケ その他必要な事項

② 他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け、次の事項に留意し、受入れ体制を整えておく。

- ア 応援消防機関の誘導方法
- イ 応援消防機関の人員、器材数、指導者等の確認

③ 消防庁長官への要請

知事は、市町長から他都道府県の応援要請を求められた場合、または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに①の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の出動等消防庁長官に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町長に連絡をするとともに、福井県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整えておく。

なお、緊急消防援助隊の出動要請先は次のとおりである。

ア 通常時（消防庁応急対策室）

（ア）電話番号

03-5253-7527（NTT回線）

90-49013（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49013（地域衛星通信ネットワーク）

（イ）FAX番号

03-5253-7537（NTT回線）

90-49033（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49033（地域衛星通信ネットワーク）

イ 夜間・休日時（消防庁宿直室）

（ア）電話番号

03-5253-7777（NTT回線）

90-49102（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49102（地域衛星通信ネットワーク）

（イ）FAX番号

03-5253-7553（NTT回線）

90-49036（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49036（地域衛星通信ネットワーク）

④ 知事は県内に災害発生市町が2以上あるとき、または1の場合であっても知事が必要と認める場合は、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行う。

(4) 広域航空消防応援の要請

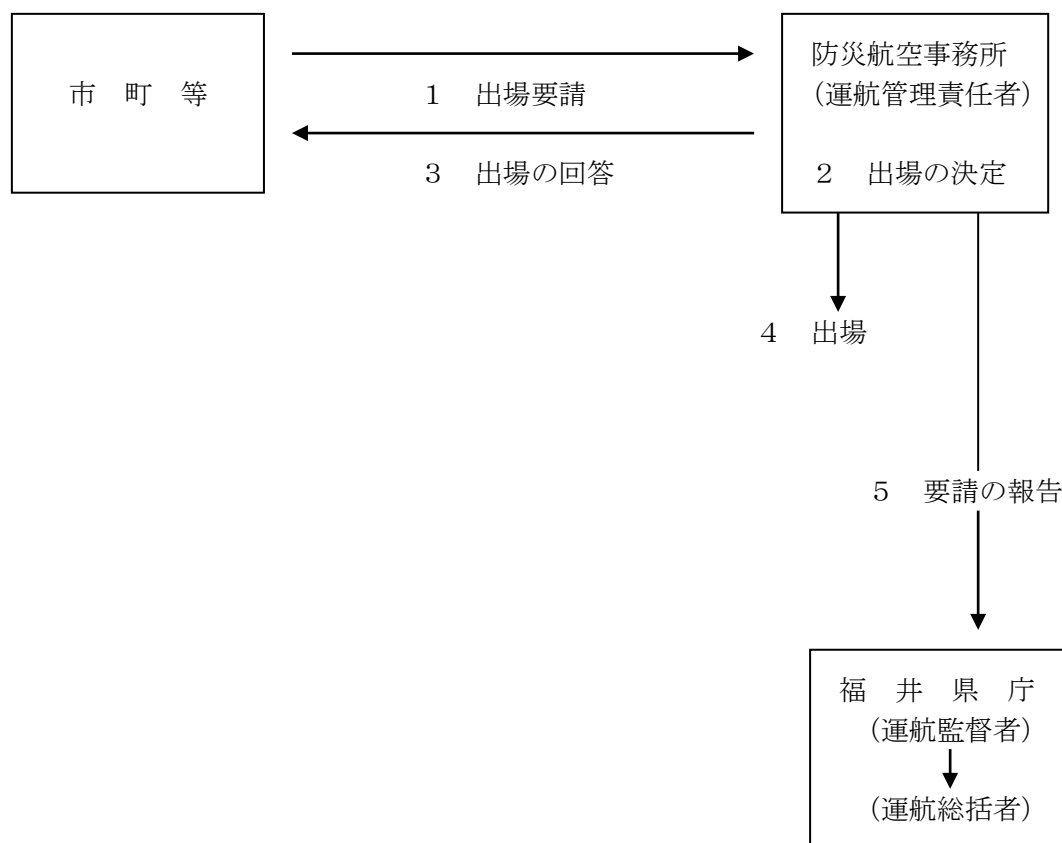
大規模特殊災害発生地在市町が、消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合の手續等は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱による。

第5 惨事ストレス対策

救助・救急または消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

緊急運航要請フロー



第5 防災ヘリコプター等の運用拠点としての福井空港および若狭ヘリポートの活用

災害の発生に伴い、近隣府県、自衛隊等の防災関係機関にヘリコプター等の航空機の出動を要請した場合、複数の航空機を効率的かつ安全に運用するための拠点として、福井空港および若狭ヘリポートの活用を図る。

第6 災害対策用ヘリポートの活用

あらかじめ指定した「福井県防災ヘリコプター場外離着陸場」の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、関係機関にその周知徹底を図る。

第7 航空機の運用調整

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空運用調整班を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT 県調整本部の航空運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

第 15 節 土砂災害応急対策計画

第 1 計画の方針

地震により土砂災害が発生した場合もしくは発生する恐れがある場合、迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

第 2 現地状況の把握

市町および関係機関は、所管する各危険区域等のパトロールを実施し、現地状況を把握する。

また広域的な大規模災害が発生した場合は、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる斜面判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

第 3 砂防等施設の応急対策

地震により砂防等施設が被害を受ける恐れがある場合もしくは被害を受けた場合に、各施設の管理者は迅速な応急処置を実施し、被害の拡大防止に努める。

(1) 砂防等施設の巡視・点検

砂防等施設の管理者は具体的な基準震度を定めて、施設の巡視・点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ、関係機関および地域住民に連絡する。

(2) 応急復旧工事の実施

各施設の管理者は迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

第 4 緊急調査の実施および土砂災害緊急情報の通知・周知

国または県は、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町が適切に住民への避難指示（緊急）の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町に通知し、住民へ周知する。

第 1 6 節 水防活動計画

第 1 計画の方針

地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害の発生に対応するための水防活動を実施する。

第 2 水防活動

地震が発生し、浸水が予想される場合もしくは被害が発生した場合に、水防管理団体は、所要の対策を講じ、被害の拡大防止に努める。

(1) 水防管理団体の措置

① 出水危険箇所等の巡視、点検

大規模な地震の発生に際しては、水防管理団体は、直ちに区域内の河川等を巡視し、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。

② 出水時の対策

大規模な地震により、出水時の災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、その区域を所管する水防管理団体は、県水防計画および各水防管理団体の定める水防計画に準拠して水防活動を実施する。

(2) 県の措置

① 大規模な地震の発生に際しては、県は水防計画に準拠して、自ら水防態勢および水防組織を確立する。

② 応急対策施行者との協力体制を確立し、円滑な水防活動を実施する。

第 3 河川施設等の応急対策

地震により河川施設等が被害を受けるおそれがある場合もしくは被害を受けた場合に、各施設の管理者は迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

(1) 河川施設等の巡視・点検

河川施設等の管理者は福井県内で震度 4 以上の地震が観測された場合、施設の巡視・点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ、関係機関および地域住民に連絡する。

(2) 河川施設等の緊急措置

① 水門、樋門、閘門、堰堤、ため池の管理者は、洪水に関する通報を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。なお、その開閉については、所轄土木事務所と相互に緊密な連絡をとる。

② 排水機の管理者は、上下流の水位の状況を把握し、溢水、破堤等の危険が生ずるおそれのある時は、排水機の運転を停止する。

③ ダム施設の管理者は、ダム施設が決壊するおそれがあると認めた時は、ダムの貯水位下げる操作を行う。

(3) 応急復旧工事の実施

各施設の管理者は、迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

第 17 節 災害警備計画

第 1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体および財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集および県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第 2 災害警備対策

(1) 陸上における災害警備

県警察は、大規模な地震が発生した場合には、「福井県警察大規模災害警備計画」に基づき、早期に警備体制を確立する。

① 警備体制

ア 職員の参集

職員は、震度 6 弱以上の地震が発生したとき、および大津波警報が発表されたときは、速やかに参集して災害警備活動に従事する。

イ 災害警備本部の設置

震度 6 弱以上の地震が発生したとき、および津波警報、大津波警報が発表されたときであって、県警察の総力をあげて対処する必要がある場合には、警察本部に災害警備本部を、各警察署に署災害警備本部を設置する。

ウ 災害警備本部の改廃

災害応急対策が完了し、体制を維持する必要がなくなったときは体制を改廃する。

② 大規模地震発生時の警備活動

ア 情報の収集および伝達

イ 被害の実態把握

ウ 被災者の救出救助

エ 住民の避難誘導

オ 行方不明者相談への対応および捜索

カ 死体の検視または調査および身元確認

キ 警戒区域等への立入制限

ク 避難路および緊急交通路確保のための交通規制

ケ 被災地域における犯罪の未然防止および検挙

コ 現場広報

サ その他必要な警察活動

(2) 海上における災害警備

敦賀海上保安部は、海上保安庁防災業務計画に基づき、防災業務の総合的かつ計画的な実施を図る。

① 対策本部の設置

地震による災害が発生したときは、敦賀海上保安部は、別に定めるところにより対策本部を設置する。

② 応急対策

ア 通信の確保

イ 警報等の伝達

ウ 情報の収集

エ 海難救助等

オ 排出油等の防除

カ 海上交通安全の確保

キ 危険物の保安措置

ク 治安の維持

- ケ 物資の収容、保管等
- コ 広報の実施

第3 交通規制対策

大規模地震発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の通行路（緊急交通路）を確保する。

（1）交通支障箇所の通報連絡

- ① 道路管理者は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、必要に応じ関係機関に通報または連絡する。
- ② 県土木事務所長は、管内道路橋梁等の支障箇所について、関係警察署長および当該地域の市町長に通報または連絡する。
- ③ 市町長は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、県土木事務所長および関係警察署長に通報または連絡する。

（2）交通規制措置

① 規制の実施および緊急交通路の指定

県警察は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、**交通規制**または県指定交通規制を実施する。

当該計画の中で、**緊急交通路指定予定路線に選定している北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道**の各道路を**必要に応じて**指定し、警察庁の調整のもと、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。

また、県指定交通規制は、県内における被災地の状況を判断し、県内の**主要幹線道路を必要に応じて**指定する。

② 規制区間における消防本部、自衛隊等の措置命令等

通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第3項の規定に基づき、車両その他の物件の移動等必要な措置命令を行うことができる。

また、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3第4項の規定に基づき、同様の措置を行うことができる。

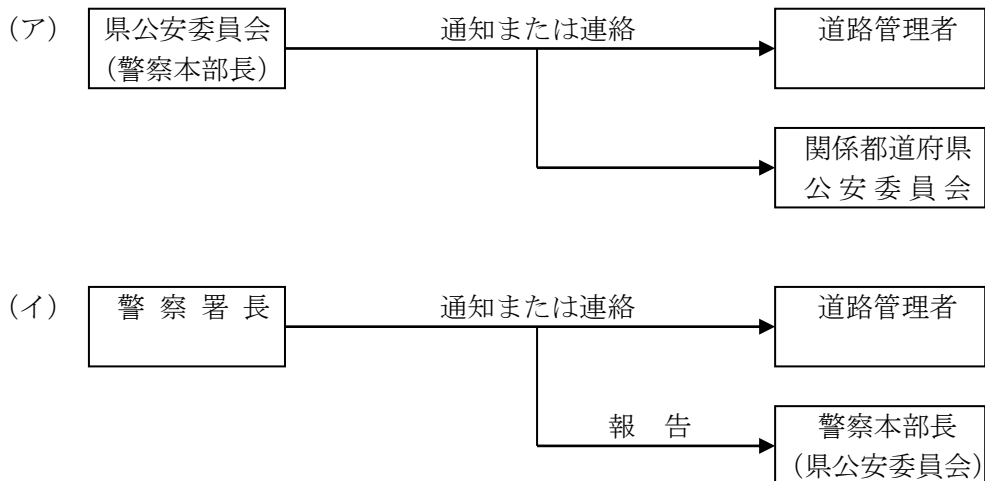
なお、自衛官および消防吏員が、この措置を行ったときは、直ちに、当該命令をし、または措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

③ 公安委員会から道路管理者への要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

④ 規制情報の連絡および周知

ア 関係機関への連絡等



イ 一般住民への周知

県公安委員会および警察署長は、上記(2)の交通規制を行う場合、一般住民への周知を図るため報道機関に協力を要請するほか、(公財)日本道路交通情報センター 福井センター、交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等を広報する。

なお、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する場合は、災害対策基本法施行規則第5条の規定に基づく標示を設置する。

(3) 緊急通行車両等の確認等

① 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車および災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第32条の2第2号の規定に基づき、下記に掲げる車両とする。

○ 第一局面 (大規模災害発生直後) で通行可能な車両

車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等
自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両 (特殊ナンバー車両)
緊急通行車両	必要	可	指定行政機関が行う避難勧告・救難・救助 等の関係車両等
事前届出対象の 規制除外車両	必要	可	民間事業者等による災害対策対応車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・ 重機車両

○ 第二局面 (道路復旧が進み、ある程度の交通容量が可能) で通行可能な車両

車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
事前届出対象外 の規制除外車両	必要	不可	規制除外車両の拡大 ※ タンクローリー (燃料輸送)・バス (被 災者等輸送)・霊柩車・大型貨物自動車 (生 活用品輸送)

② 緊急通行車両等確認標章および証明書の交付

知事または県公安委員会は災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき、緊急自動車、自衛隊車両等を除く緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両の利用者等の申請により、警察本部、各警察署および交通検問所において、事前届出車両等に対し、優先的に災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく確認標章および

証明書を交付する。

この場合、県が所有し、または調達した車両については知事が行い、市町等公共団体およびその他の者が所有し、または調達した車両については県公安委員会が行う。

③ 緊急通行車両等の事前届出制度の運用

災害応急対策等に従事する関係機関等は、緊急自動車、自衛隊車両等を除く災害応急対策に必要な車両について、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度により、あらかじめ届出を行っておくものとする。

④ 事前届出対象外の規制除外車両の運用

第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両も可能となった局面をいう。）においては、事前届出対象外の規制除外車両を順次拡大するものとするが、範囲の拡大については、災害が他府県にわたる場合は、警察庁が調整する。

また、確認標章および証明書の交付は、警察本部、各警察署および交通検問所において車両の使用者等の申請により、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行い、確認された場合は、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく確認標章および証明書を交付する。

⑤ 事前届出に関する周知徹底

県公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認および事前届出車両以外の確認手続等について、関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

（4）道路管理者の措置

道路管理者は、管理する道路に被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、または制限する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

（5）県知事からの指示

県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

（6）自動車運転者のとるべき措置

地震発生時において、自動車運転者は次に定める事項をとるものとする。

① 走行中

ア できるだけ安全な方法により車両を左側に停車させる。

イ 停車後はカーラジオ等により地震情報および交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるかぎり路外に停車させる。

やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

② 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

第18節 飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画

第1 計画の方針

地震や津波災害時における住民の生活を確保するため、飲料水、食料品、生活必需品等の確保および供給に関して必要な施策を講ずる。市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市町に対する物資を確保し輸送を行う。

第2 給水対策

地震や津波災害時には水道等給水施設の損壊が予想されるため、早期に給水体制を確立し、1人1日当たり最低必要量3リットルの水を供給するように努める。

(1) 給水体制

① 水道事業者および市町

飲料水供給の直接の実施者は、水道事業者（水道施設）および市町とする。

ただし、当該水道事業者および市町限りにおいて実施できないときは、県および他の市町に県・市町災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

② 県

県は、水道事業者および市町から要請を受けた場合には、国、他県、自衛隊等の協力を得て供給する。

(2) 飲料水および給水資機材の確保

市町は、非常災害時に使用できる水源の現況および応急給水資機材の保有状況を把握し、備蓄等により確保に努める。

(3) 給水方法

市町は給水の実施に当たっては、給水場所、時間等を十分に広報し、自主防災組織等の協力を得て、円滑に行うよう努める。

① 備蓄飲料水の供給

市町は、応急時において速やかに備蓄した飲料水を供給する。

県は、市町からの要請があったときまたは必要と認めるときは、県が備蓄した飲料水および応援協定により確保した飲料水を供給する。

② 輸送による給水

ア 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等）による補給、水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。

イ ドラム缶、ポリタンク、飲料水袋等の容器に貯水し、給水基地へ車両等によって輸送を行う。

③ ろ水器による給水

局地的給水、または陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ水器による給水基地を設営する。

④ 家庭用井戸水等による給水

ア 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の被災者のために飲料水として給水する。

イ 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、ろ過および消毒等により飲料水として確保する。

第3 米穀等食料の供給

地震や津波災害時に被災者および災害応急対策従事者等に対する米穀等食料の円滑な供給を実施する。

(1) 備蓄品等の供給対策

① 市町の供給

市町は、応急時において速やかに備蓄品を供給する。

この場合において、供給場所、時間等を十分広報し、自主防災組織等の協力を得て円滑に供給するよう努める。

市町限りにおいて実施できないときは、県および他の市町に県・市町災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

② 県の供給

県は、市町からの要請があったときまたは必要と認めるときは、県の備蓄品を供給するとともに、あらかじめ業界団体等と締結した協定に基づき食糧品の調達供給を行うほか、国、他県、県内市町に協力を要請する。

③ 国の供給

農林水産省は知事からの供給要請があったときは、(ア)米穀、(イ)応急用食料(精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パンおよび水(ペットボトル))、(ウ)生鮮食料品、(エ)その他加工食料品を関係団体等に対し出荷を要請するものとし、必要に応じ政府所有米穀を供給する。また、関係業者・団体等から被災地への応急用食料の無償提供の申し出があった場合、速やかにその取りまとめを行い、県との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行う。

(2) 炊き出し等による食品の給与

市町長(災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長)は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

① 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所内またはその近くの適当な場所を選んで実施する。
その際市町は、各現場に実施責任者を指定する。

第4 生活必需物資の供給

地震や津波災害時には生活必需品を喪失または破損し、日常生活を営むことが困難な者が生ずる可能性があるため、これらの物資を迅速確実に供給するよう努める。

(1) 実施体制

① 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は市町が行う。

② 災害救助法適用の場合は次による。

ア 物資の確保および輸送は原則として県が行う。

イ 被災者り災者に対する物資の給貸与は原則として市町が行う。

(2) 供給対策

① 備蓄品の供給

市町は、応急時において速やかに備蓄品を供給する。

県は、市町からの要請があったときまたは必要と認めるときは県の備蓄品を供給する。

② 燃料および光熱材料の確保

県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、当該県の区域内の個々の要請案件を「燃料調達シート」の様式に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

地震や津波災害時、特に冬期における燃料および光熱材料については、関係団体等との緊密な連携の下に調達供給に万全を期するとともに、その輸送の安全確保に努める。

なお、調達に当たっては、以下の機関に協力を要請する。

ア 福井県石油業協同組合

イ 日本石油(株)

ウ 東西オイルターミナル(株)

エ 昭和シェル石油(株)

オ (株)ジャパンエナジー

③ 寝具、衣服およびその他日用品の供給

関係業界との連携のもと、放出可能量の把握に努め、地震や津波災害時に連やかに供給できるようにする。

第5 救援物資の受入れ、集積および配分

(1) 必要とする物資等の把握・情報提供

県は、被災市町の情報を連やかに把握し、県内で調達ができない物資の種類と数量、受入れ場所を国、応援協定を締結している府県等に連絡し、応援を要請するとともに、報道機関の協力により全国に物資の提供を要請する。

また、被災市町に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整し、物資の適切な供給に努める。

(2) 物資の受入れ・集積場所

県は、広域圏ごとに整備する地域防災基地において救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

また、国や他都道府県からの大量の支援物資を受け入れる場合は、予め指定する広域物流拠点の中から、被災状況等を踏まえて、開設する拠点を決定する。広域物流拠点における物資の受入れ・仕分け・配送については、民間団体等の協力を得て行うものとする。

市町は、あらかじめ受入れ・集積場所を選定しておくものとし、地震や津波災害時には職員を配置し、救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

(3) 配付方法

避難所に配布された物資は、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて、要配慮者を優先しながら配付する。

避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配付する。

配布に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するよう努める。

第 19 節 緊急輸送計画

第 1 計画の方針

地震や津波発生時の災害応急対策を実施するための要員、緊急物資および復旧資材等の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を可能にする。

第 2 緊急輸送の順位

市町および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

- 第 1 順位 県民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第 2 順位 地震や津波災害の被害拡大防止のために必要な輸送
- 第 3 順位 地震や津波災害の災害応急対策のために必要な輸送
- 第 4 順位 その他の人員、物資の輸送

第 3 緊急輸送の範囲

- (1) 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- (2) 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- (3) 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (4) 後方医療機関・被災地外へ搬送する負傷者および被災者
- (5) 食料、水等生命の維持に必要な緊急物資および他府県からの援助物資
- (6) り災者を収容するために必要な資機材
- (7) 二次災害防止用および応急復旧の資機材
- (8) その他緊急に輸送を必要とするもの

第 4 緊急輸送体制の確立

県は輸送路・輸送手段・交通機能を確保するため、交通施設の被害状況等を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。なお、緊急輸送計画の作成に当たっては、乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量および輸送手段の相互補完を勘案する。

(1) 各機関の措置

① 市町の措置

市町は震災時における輸送車両等の調達運用について、各々の地域防災計画の中に定めるとともに、調達不可能となった場合には、輸送条件を示して県に調達あっせん
の応援を要請する。

また、緊急物資の集積場所をあらかじめ定めておく。

② 県の措置

県は、県有車両、船舶の配備・運用に適切な措置を講ずるとともに、輸送力に不足が生じたときは、下記により輸送力の確保に努める。

ア 自衛隊、敦賀海上保安部への支援要請

イ 中部運輸局福井運輸支局への車両等の調達あっせん要請

ウ 運送事業者である指定公共機関および指定地方公共機関への物資運送の要請
または指示

エ 応援協定に基づく他府県への応援要請

オ 民間運送事業者との協定に基づく協力要請

③ 自衛隊の措置

自衛隊は、必要に応じ、又は県からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶を用いて緊急輸送活動を実施する。

④ 敦賀海上保安部の措置

敦賀海上保安部は、必要に応じ、又は県からの要請に基づき、自ら保有する船舶、

航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。

⑤ 中部運輸局福井運輸支局の措置

中部運輸局福井運輸支局は、防災業務計画等に基づき必要な措置を講じるとともに、県の要請により輸送車両等の調達あっせんを行う。

また、災害応急対策の実施のため必要があると認める時は、運送事業者である指定地方公共機関に対し、物資運送の要請または指示を行う。

⑥ 運送事業者である指定地方公共機関への要請または指示

ア 災害応急対策必要物資の輸送

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資または資材並びに運送すべき場所および期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

県は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資または資材の運送を行うべきことを指示する。

イ 被災者の輸送

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所および期日を示して、被災者の運送を要請する。

県は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

⑦ 応援協定に基づく他府県への応援要請

県は、岐阜県との「災害時の相互応援に関する協定」、石川県および富山県との「北陸三県災害相互応援に関する協定」、中部9県1市との「災害応援に関する協定」、近畿2府7県との「近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定」、全国知事会による「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書」に基づき、応援要請を行う。

⑧ 民間運送事業者との協定に基づく協力要請

県は、一般社団法人福井県トラック協会および公益社団法人福井県バス協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」、福井県漁業協同組合連合会と締結している「災害時等における緊急輸送活動に関する協定書」に基づき、協力要請を行う。

(2) 輸送体制

発災直後は緊急を要するため、航空輸送により、災害応急対策要員・医療従事者、無線通信施設の保安要員、医薬品・資機材等を輸送するものとする。

被災後1～6日程度の間は、航空輸送・海上輸送および利用可能な手段により、重傷者、生命維持に必要な物資、緊急輸送道路復旧に必要な人員・資機材等の輸送を行い、被災後7日目程度以降は、陸上および海上輸送を中心に輸送を実施し、孤立地帯等の陸上交通が不可能な地域に対して航空輸送を継続する。

① 陸上輸送

県は、基本的には陸上輸送を中心に緊急輸送を行うとともに、復旧活動を実施する。

ア 道路輸送

(ア) 道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

(イ) 県は、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。

(ウ) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更に計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

(エ) 県警察は、被災地域への流入車両等を抑制する必要がある場合には、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき交通規制を実施する。

隣県との連携が必要な場合には、警察庁の調整のもとに、隣接・近接各府県

の相互協力による交通規制を実施する。

イ 鉄道輸送

鉄道によって輸送する場合は、それぞれの実施機関においてＪＲ等と協議して行う。

② 航空輸送

緊急輸送および交通途絶のための孤立地帯への輸送は航空機によるものとし、県は、防災ヘリコプターの活用を図るとともに、必要に応じ、県警察、自衛隊、海上保安庁の航空機の派遣要請を行うほか、航空運送事業者に対しても協力を要請し、民間機の借上げを行う。

なお、航空輸送は、市町があらかじめ指定した「福井県防災ヘリコプター場外離着陸場」の中から災害対策用ヘリポートを開設するとともに、関係機関にその周知徹底を図る。

③ 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、海上自衛隊、敦賀海上保安部および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、敦賀港(桜E耐震岸壁)、福井港(北耐震岸壁Ⅰ)、和田港(外港耐震物揚場)の耐震岸壁等を活用して震災時における緊急物資および避難者の海上輸送を実施する。

国、港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

④ 自転車、オートバイ等による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合または自転車等による輸送が適当な場合には、自転車、オートバイ等による輸送を行う。

(3) 燃料の確保

県災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料の確保を行う。

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

(4) 道路情報の収集・伝達

県は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に情報提供できる体制を整える。

第20節 交通施設応急対策計画

第1 計画の方針

各交通施設の事業者および管理者は、震災により交通施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止することにより人命の安全を確保するとともに、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を維持する。

第2 鉄道施設

(1) 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

① 活動体制

ア 対策本部および現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に支社対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

イ 社員の動員

社員は、緊急時の連絡体制および招集計画表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

② 災害時の初動措置

ア 旅客に対する広報

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地対策本部長および駅長は、地震被害の状況を考慮して旅客および公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、地震規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺および沿線の被害状況等についての周知に努める。

イ 避難誘導

駅長および乗務員は、列車または線路構造物の被害もしくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令または近接の市町と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。

現地対策本部長および駅長は、地震の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅および駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、老人、婦女子等を優先して混乱を招かないよう配慮する。転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

ウ 救護措置

現地対策本部長および駅長は、被害の状況により救護所を開設し、関係防災機関および隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

③ 関係施設の応急復旧

支社と社員および外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って食糧その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

④ 震度による運転規制

各線区の拠点に地震計を設置しているほか、次により列車防護を行う。

ア 震度8.0ガル以上の取扱い

全列車を一旦停止させ、全線地上巡回による点検。

（但し、気象庁発表震度が4以下と判明した場合、各担当箇所打ち合わせのうえ、15km/h以下で最寄り駅まで運転することができる。）

地上巡回による点検で、線路に異常は無く列車走行は可能と確認できた場合は、諸列車は30km/h以下で運転。

イ 震度4.0ガル以上～8.0ガル未満の取扱い

（ア）要注意箇所がない場合

- i) 初列車は速度 15 km/h 以下で運転、これによれない場合は工務社員による地上巡回。
 - ii) 次列車は、初列車の乗務員又は工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け速度 45 km/h 以下で運転。
 - iii) 前項 ii) で乗務員からの線路に異常が無い旨の報告を受けその後の列車は所定速度での運転となる。
- (イ) 要注意箇所がある場合
 - i) 初列車は速度 15 km/h 以下で運転、これによれない場合は工務社員による地上巡回。
 - ii) 次列車は、初列車の乗務員又は工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け速度 45 km/h 以下で運転。
 - iii) 前項 ii) で乗務員からの線路に異常が無い旨の報告及び要注意箇所のスポット地上巡回で異常の無いことを確認しその後の列車は所定速度での運転となる。
- ウ 震度 4.0 ガル未満の取扱い
規制はなし
- ※ なお、要注意箇所とは、次の箇所をいう。
 - 1 過去に地震に起因して変状が生じた構造物
 - 2 耐震評価上の弱点となる構造物等
 - 3 降雨、増水により運転規制を実施している箇所
- (2) えちぜん鉄道株式会社の措置
 - ① 活動体制
 - ア 「災害対策本部規程」に定めるところにより災害対策本部を設置する。
 - イ 職員は「緊急時における緊急体制内規」に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。
 - ② 災害時の初動措置
 - ア 旅客に対する広報
 - (ア) 乗務員は、運転指令所からの指示、情報等のうち必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。
 - (イ) 駅長または駅係員は、地震被害の状況を考慮し、旅客の動揺、混乱を招かぬよう避難場所や列車の運行状況等の周知に努める。
 - イ 避難誘導
 - (ア) 乗務員は、列車、線路構造物の被害または二次災害の発生する危険が大きいと予測した時もしくは、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断した時は、速やかに運転指令所と連絡の上、旅客を安全な場所に誘導する。
 - (イ) 駅長または駅係員は、地震の規模、二次災害発生の危険が高い建造物の状況、駅および駅周辺の被害状況、転倒、落下物等を考慮して旅客を安全な場所に誘導する。
 - ウ 救護措置
 - (ア) 被害の状況により災害対策本部を設置し、救護班は関係防災機関および医療機関の救護を求める。
 - (イ) 平素から救護選定方法や救急病院の選定基準を整えるとともに、旅客取扱者に対し救護上必要な教育を周知徹底する。
 - ③ 関係施設の応急復旧
 - 地震時の非常災害に際しては、「福井本社災害対策本部規程」に基づき災害対策本部を設置し、関係施設の応急復旧にあたる。
 - ④ 震度による運転規制
 - 地震による運転規制については、次の各項により行う。
 - ア 地震が発生した時、運転指令者は、各駅長および各列車に対して、地震が発生し

た旨を急報し、不適当な場所を避けて各列車および車両の運転を中止するよう指令する。

イ 運転指令者は、列車を停止させた後、福井地方気象台に震度や状況を確認、乗務員、駅長、保線および電気区長に対して次の名号による指令または要請を行う。

(ア) 震度4相当

停止させた待機中の列車に対し、震度を明示し、最徐行運転により運転を再開するよう指令する。

(イ) 震度5弱以上

停止させた待機中の列車に対し、震度を明示して運転中止指令を行い、送電を停止するとともに保線および電気区長に対して巡回点検を要請する。

(3) 福井鉄道株式会社の措置

① 活動体制

ア 災害対策本部および現地対策本部の設置

災害発生時には「災害対策実施要綱」に定める基準に従い、本社内に災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を統轄する。

イ 職員の動員

災害発生時には「緊急時における緊急体制心得」の定めにより、災害の状況に応じた動員体制をとり、必要な要員の非常招集を行う。

② 災害時の初動措置

ア 旅客に対する広報

旅客に対する案内広報については、関係駅区との連絡を緊密に行い、災害の状況、代替輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。

また、報道機関に対しては、広報担当者が情報の提供を行う。

イ 避難誘導

(ア) 異常発生時に旅客の避難誘導が円滑に行えるよう、関係者に対し防災教育・訓練を行い、周知徹底を図る。

(イ) 駅および車両に非常口を明示するとともに、旅客に対し異常事態発生時には鉄道係員の指示に従って行動するよう適宜広報活動を行う。

ウ 救護措置

救護を必要とする事態が発生した場合は、最寄りの医療機関に収容するものとし、あらかじめ関係医療機関と協議することとする。

③ 関係施設の応急復旧

現地本部と密接な連絡をとって、正確な状況把握を行い、災害対策本部において応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保等の配備手配を行う。

④ 震度による運転規制

地震による運転規制については「地震発生時の取扱方」(資料編参照)に定めるところによる。

ア 運転指令者は、地震を感知した場合、直ちに電話で各駅長に対し地震が発生した旨を急報し、全列車・車両の運転を中止させる手配をする。

イ 乗務員は、列車運転中地震を感知した場合、または運転指令者から地震発生旨の通告があったときは直ちに列車を停止させる。この場合、停止位置が不適当と判断したときは、列車を安全な場所に移動する。

列車停止後振動がおさまったときは、付近の状況を判断し必要に応じて転動防止をし旅客の避難誘導に努めるとともに運転指令者に報告し、指示をうけるものとする。

ウ 運転指令者は、列車を停止させた後、福井地方気象台に問い合わせる等の方法で震度を確認、その震度により乗務員、駅長、土木および電気管理区長に対して次の各号による指令または要請を行う。

(ア) 震度 4 相当

停止して待機中の列車に対して震度を明示し、注意運転による運転継続を指令する。

(イ) 震度 5 以上

停止して待機中の列車に対して震度を明示し、運転中止を指令するとともに送電を停止する。土木および電気管理区長に対しては、要注意箇所巡回点検を要請する。

第3 道路施設

(1) 災害対策用緊急輸送道路の確保

地震により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

(2) 一般道路

各道路管理者は安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講ずる。

① 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

② 点検措置の実施

大地震の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。

駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

③ 応急復旧の実施

地震による災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没および亀裂、構造物と取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

④ 占用物件等他管理者への通報

上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

緊急のため、そのいとまがない場合は通行禁止等、住民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

⑤ 交通止め等緊急処置

所管する道路の陥没および亀裂等、地震による災害が発生した場合、所轄の警察署、消防署等の協力を求め、通行の禁止または制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための必要な措置を講ずる。

(3) 高速道路

中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社は、地震による災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合は「防災業務要領」に従い、直ちに災害応急対策に入る。

① 防災体制

ア 災害が発生するおそれがある場合は警戒体制をとり、点検を実施する。

イ 災害が発生した場合は緊急体制をとる。

ウ 非常かつ重大な災害が発生し、通行止めを必要とする場合は非常体制をとり、直ちに災害対策本部を設置する。

② 防災関係機関等への連絡

中日本高速道路株式会社は、地震による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

③ 点検措置

地震の発生直後、道路等の点検を直に行い、災害が発生した場合は応急復旧計画を策定し、応急復旧工事を実施する。

④ 応急復旧工事の基本方針

通行止めを実施する場合の応急復旧工事に当たっては、上下線各一車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

⑤ 交通規制

ア 実施基準

(ア) 計測震度4.0以上(震度4以上)の地震が発生した場合は速度規制を行う。

(イ) 計測震度4.5以上(震度5弱以上)の地震が発生した場合は通行止めを行う。

イ 実施方法

速度規制を実施する場合は、道路情報板および規制標識を表示する。

また、通行止めを実施する場合には、巡回車、情報板、ラジオ等により、その旨を通行車両に通知するとともに、避難誘導措置を講ずる。

⑥ 初期消火および火災防止活動

高速道路上において衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

⑦ 救出および応急手当

地震により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、中日本高速道路株式会社は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

⑧ 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

地震により高速道路において危険物、高圧ガス等が運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動の要請をし、同機関の行う除去作業に協力する。

⑨ 緊急輸送道路としての位置付け

高速道路は、広域的あるいは地域的な輸送路として輸送能力、機動性に優れていることから、震災時の緊急輸送道路として震災時には優先して交通の確保を図る。

第4 港湾施設等

(1) 基本方針

地震により、水域施設・外郭施設・係留施設等の港湾または漁港が被害を受けたときは、速やかに応急措置を行うとともに被害を最小限にとどめるよう努める。

(2) 応急措置

福井・敦賀港湾事務所、小浜土木事務所(漁港の場合は市町、越前漁港事務所、嶺南振興局水産漁港課)は、直接または関係民間団体の協力を得て応急措置を講ずるとともに、緊急必要物資等の輸送基地としての役割を十分果たせるよう港湾施設等の維持に努める。

また、事前に発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。

第5 空港(公共用ヘリポート)施設

(1) 基本方針

地震により、福井空港および若狭ヘリポートの滑走路、エプロンその他空港施設が被害を受けたときは、速やかに応急措置を行うとともに被害を最小限にとどめるよう努める。

(2) 応急措置

施設に被害を受けた場合には、緊急物資等の輸送機能の維持および確保に必要な応急措置に努め、空港業務を部分的にでも再開できるようにする。

第 2 1 節 電力施設応急対策計画

第 1 計画の方針

電力供給機関は被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、事故の拡大を防止し、電力の供給を維持する。

第 2 活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部を置いて災害対策業務を遂行する。

(2) 情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は通信の確保を図り、被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行う。

(3) 応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

被害が多大で当該電力供給機関のみでは早期復旧が困難な場合は本部を通じて、他の電気供給機関等に応援を要請し、要員を確保する。

第 3 応急対策

(1) 危険予防措置の実施

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害および火災の拡大等に伴い、感電等の二次的災害のおそれがある場合で電力供給機関が必要と認めた場合または消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 復旧資材の確保および輸送

① 資材の調達

対策本部の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

② 資機材の輸送

非常対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、航空機等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材の置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、県および市町の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(3) 応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

① 水力、火力、原子力発電所設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

③ 変電設備

機器損壊事故に対し、電力系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

④ 配電設備

その場の状況に応じた臨機応変の仮工事により迅速確実な復旧を行う。

⑤ 通信設備

可搬型電源、移動無線等の活用により通信連絡を確保する。

(4) 災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。

特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

第4 災害時における広報活動

(1) 住民に対する広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電のめど、公衆感電事故防止および復旧後の通電時の火災発生防止についてのPRを主体とした広報活動を、広報車およびテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(2) 地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、市町、警察、消防機関等とも密接な連絡を取り行う。

その手段は防災無線を活用する。

第5 代替施設設備の活用

避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

第２２節 ガス施設応急対策計画

第１ 計画の方針

ガス事業者および液化石油ガス事業者は地震や津波の発生によりガス施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

第２ 活動体制

地震や津波によりガス工作物に甚大な被害の発生またはそのおそれがある場合、応急対策および復旧対策を円滑、適切に行うため、ガス事業者にあつては災害対策本部を、液化石油ガス事業者にあつては県エルピーガス協会またはその支部において対策本部を設置する。

第３ 都市ガス

(１) 初動対策

① 消費者による初動対策

消費者は、地震や津波が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに、元栓を閉止するほか、要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置に当たる。

② 災害時情報収集および応援体制

ガス事業者は事故または災害に際し、個々に所轄官庁および関係機関に速やかに連絡するとともに、情報の収集に努め、必要に応じて日本ガス協会等に応援の要請を行う。

③ 被害調査および巡視点検の実施

地震や津波情報と防災ガス施設情報を早期に収集し、速やかに施設の被害調査および巡視点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。

④ ガス製造設備の緊急停止および遮断

球形ガスホルダー入口の緊急遮断弁を閉止する。

なお、ガス発生設備は地震や津波発生と同時に自動的に緊急停止する。

⑤ 減圧

一定震度以上の地震や津波が発生した場合、または異状なガスの送出が感知された場合は、球形ホルダー出口の緊急遮断弁を閉止する。

有水ホルダーは出口元弁を閉止する。

⑥ 供給停止

地震や津波によりガス導管や、その他のガス施設に損傷が発生した場合は、火災・中毒の二次災害を防止するため、中圧導管内のガスを有水ガスホルダーへ減圧する。

⑦ その他の措置

地震や津波により導管の一部に被害を生じ、供給を継続している場合は、現地へ出動し次の措置をとる。

ア 局地的な被害が発生し、供給を継続している場合または、二次災害の発生のおそれおよび供給継続に支障をきたすおそれのある場合は、その区域をブロック化し、健全地区と切離し、バルブおよび整圧器を閉止する。

イ 被害が僅少で若干の供給操作により容易に応急修理ができるものに対する措置。

ウ 橋梁、架管、道路の部分的損傷に対しても、ア、イと同様な措置をとる。

(２) 応急復旧

① あらゆる施設が被害を受ける中で、早期に復旧するため次のように行う。

ア 第１次復旧作業

(ア) ガス発生設備ならびに工場内各種設備および受電設備・原料貯槽・ガスホルダー等の復旧を行う。

(イ) 中圧導管および地区整圧器の復旧は、各整圧器を遮断し被害状況調査に基づき

ブロックごとに復旧を行う。

イ 第2次復旧作業

中圧導管、低圧導管の復旧工事が完了後、次の順位で供給管の復旧工事を行う。

第1順位 医療施設、避難所

第2順位 公共施設

第3順位 その他

- ② 応急復旧に当たっては、路線被害の分析をもとに供給ルートを検討し、ブロックごとに地区被害を把握して早期復旧順位を決定する。

早期復旧地区より低圧導管網のブロック化を行い、各需要家のメーターコックを閉止し漏洩検査を行う。

第4 液化石油ガス

(1) 初動対策

① 消費者による初動対策

消費者は地震や津波が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するほか、要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置に当たる。

② 液化石油ガス事業者による初動対策

液化石油ガス事業者は地震や津波が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設および集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。

点検については常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設および大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。

③ 容器の回収

液化石油ガス事業者は、消費者の要請または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

(2) 応急復旧

液化石油ガス事業者は巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

第5 災害時における広報活動

次の場合には需要家の二次災害防止を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、チラシ、広報車等を利用して広報を行う。

(1) ガスの供給停止が予想される時

(2) ガス供給停止時

(3) 復旧完了における再供給時

第6 代替施設設備の活用

避難所等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ、LPガス等の代替施設設備の活用を図る。

第２３節 通信および放送施設応急対策計画

第１ 計画の方針

通信の途絶防止および放送電波の確保のための諸施策を講ずるとともに、設備の早期復旧を図る。

第２ 県防災行政無線

(１) 震災時の初期活動体制

① 要員の確保

機器操作・監視要員ならびに応急復旧要員を確保するため職員を招集するとともに、必要に応じ関係業者に対し待機または出動の要請をする。

② 通信の統制

通信の状況を監視し、ふくそうがある場合には、統制局または支部局において適切な統制措置を講ずる。

③ 機器動作等の監視強化

無線設備の被害状況を把握するため、統制局の遠方監視制御装置により各局の状態を確認するとともに、回線試験を実施し不通回線の有無を確認する。有人局にあっては、目視により、無線設備の状態を確認し異常がある場合には、統制局に連絡するとともに、応急措置を実施する。

④ 移動局の適正配置

情報収集および同線障害時の臨時回線設定に備え、衛星車載局、可搬型地球局、全県移動局、地区移動局の適正配置に努めること。

⑤ 予備電源の確認

停電に備え、蓄電池設備の確認、非常用発電機の確認・試運転を実施する。

(２) 応急対策

① 通信施設の被害実態把握

(１)③により障害が認められた無線局へ、保守要員が出動し状況確認を行うとともに、応急復旧策を検討する。

② 仮復旧作業の実施

①の検討を踏まえ、必要機材、要員を確保し、早期仮復旧を図る。

③ 臨時回線の設定

①②に並列して臨時回線を設定し応急連絡体制を確立する。

ア 幹線移動障害時および現地災害対策本部などの臨時仮設通信の確保

衛星車載局、可搬型地球局および全県移動局を適正に配備し、通信を確保する。

イ 端末局障害時

同系支部局より地区移動局を配備し、通信を確保するとともに、可搬型全県移動局を設置し回線数を確保する。

第３ 電気通信設備

西日本電信電話（株）福井支店および携帯電話会社は、公共機関等の通信確保を図るとともに、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、迅速かつ的確な応急作業を実施する。

(１) 応急対策

① 震災時の通信確保体制

災害の規模等により、災害情報連絡室および災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策および復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制とする。

② 初動措置

ア 電源の確保

イ 災害対策用無線機、移動無線車等の発動

ウ 予備電源設備、移動発電装置等の発動

③ 重要通信の確保

各種災害応急対策の実施に不可欠な重要通信を優先的に、復旧を行う。

④ 特設公衆電話の設置

災害または大規模故障により特定の地域が全面的に通信困難となった場合には特設公衆電話を設置する。

⑤ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款に基づき、臨機に通信の利用制限等の措置を行う。

(2) 広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知させる。

① 通信途絶、利用制限の理由および内容

② 災害復旧に対してとられている措置および復旧見込時期

③ 通信利用者に協力を要請する事項

④ その他、必要な事項

(3) 復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧に当たっては、電気通信施設等の機能、形態を被災前の状態に復旧するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張、改良工事等を折り込んだ復旧工事を実施する。

第4 放送施設

(1) 日本放送協会福井放送局

地震や津波災害の発生に際して放送施設に障害を受けた場合は、被害箇所を優先的に復旧するとともに、迅速・適切な応急措置により放送の継続および放送電波の確保を図り、公共放送としての使命を達成する。

① 活動体制

災害の状況に応じ体制を定め、要員を確保する。

② 資機材等の確保

ア 放送用・取材用等の機材の他、電源関係・回線関係設備についても必要な機材を確保する。

イ 送受信空中線を補強し、予備空中線材料等の資材を確保する。

ウ あらかじめ特約した業者等から、応急対策に必要な機材を、緊急借用または調達により確保する。

③ 応急対策

ア 放送機等障害時の措置

(ア) 障害等のため、長時間平常の運用が困難なときは、原則として次の優先順位により放送を実施する。

第1順位 ラジオ第1放送

第2順位 総合テレビジョン

第3順位 FM放送

第4順位 ラジオ第2放送

第5順位 教育テレビジョン

(イ) 放送機等の障害のため、ラジオ第1放送または総合テレビジョンによる放送が不能の場合は、それぞれFM放送、ラジオ第2放送または教育テレビジョンにより必要な番組を送出する。

(ウ) 停電または受電設備に障害が発生した場合は、自家発電装置によって給電するが、自家発電装置運転不能の場合には、仮設電源の設置または被害箇所の応急措置等により対処する。

イ 回線障害時の措置

- 西日本電信電話（株）に対し早期回復を要請するとともに、次の措置を講ずる。
- （ア）放送回線の場合には、無線中継の実施、F P U等による臨時回線の措置、衛星放送の活用、非常用番組の送出等、障害程度に応じた措置を講ずる。
- （イ）局間打合回線の場合には、原則として次の順位により、代替回線を単独に、あるいは併用して使用する。

- 第1順位 加入電話
- 第2順位 短波連絡
- 第3順位 NHKの基地局・陸上移動局・簡易無線局
- 第4順位 N T T専用回線
- 第5順位 放送回線
- 第6順位 アマチュア無線局
- 第7順位 非常通信協議会加盟通信網
- 第8順位 非常通信協議会に加盟しない他の官公署等通信網
- 第9順位 放送電波

ウ 演奏所障害時の措置

演奏所が使用不能となった時には、放送所等に臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

④ 視聴者対策

災害時における受信の維持・確保のため次の措置を講ずる。

ア 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

イ 情報の周知

避難所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置・速報板等を設置するとともに、状況により広報車・船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

⑤ 復旧対策

ア 被災した施設および設備等については、迅速・的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

イ 復旧の順位は放送内容・障害状況等を考慮しつつ、原則として放送実施の優先順位に従う。復旧工事の実施に当たっては、人員・資材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

（2）民間放送会社（福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱、福井エフエム放送㈱）

① 活動体制

災害の状況に応じ、体制を定め要員を確保する。

② 資機材等の確保

ア 電源関係諸設備を整備、確保する。

イ 中継回線、通信回線関係を整備、確保する。

ウ 送受信空中線補強のための資材および予備空中線材料を整備、確保する。

エ あらかじめ特約した業者等から、応急対策に必要な機材を、緊急借用または調達により確保する。

③ 応急対策

ア 放送機等障害時の措置

放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組のみの送出継続に努める。

イ 回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

④ 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講ずる。

ア 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

イ 情報の周知

避難所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置・速報板等を設置するとともに、状況により広報車、船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

⑤ 復旧対策

ア 被災した施設および設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

イ 復旧の順位は放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施に当たっては、人員、資材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

第24節 上水道・下水道施設応急対策計画

第1 計画の方針

地震や津波の発生に際し、上水道施設および下水道施設の防護に努め、あわせて迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第2 上水道施設

各水道事業者は、震災時における被害を最小限にとどめ、生活機能を維持するため、システム全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧体制

① 水道事業者および市町

災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制および応急復旧資機材の調達体制を確立する。

② 県

災害時の行動指針に基づき水道事業者等と協力し、広域的な情報収集・連絡体制を確立する。

(2) 応急措置および復旧

① 被害状況の収集

地震や津波が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努める。

② 第1次復旧工事

導水管、送水管および主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事をめどとする。

③ 第2次復旧工事

第1次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で各戸給水をめどとして復旧工事を施工する。

ア 給水管の分岐は配水管およびその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に給水管の分岐工事を開始する。

イ 給水装置の整備は被害状況に応じて次の方法により整備する。

(ア) 既設管を生かす。

(イ) 仮配管より既設管に通水して生かす。

(ウ) 仮配管より各戸に給水する。

④ 恒久復旧工事

水道事業者等は、復旧に当たっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化、緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

ア 改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施工する。

イ 地震や津波後の地域復旧計画と連携を保って施工する。

ウ 石綿セメント管および老朽管はできる限り取り替える。

エ 配管状態の図面整備に完全を期する。

(3) 代替施設設備の活用

医療施設や避難所等に対する飲料水等確保のため、給水車（水槽付き消防車も含む。）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水などの活用を図る。

第3 下水道施設

下水道管理者は震災時における下水道の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、管路施設・ポンプ場および処理場施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、施設の復旧作業を実施する。

(1) 防災体制

① 防災組織の確立

下水道本部および各職場の各段階における防災組織を確立する。

② 配備体制の確立

職員の配備については、震災時に一般通信網および交通機関が利用できないことを考慮して、各下水道管理者の実情に応じ、地震や津波時の非常配備体制を確立する。

(2) 要員および応急対策用資材等の確保

要員、応急対策用資材等の確保および施設復旧について、民間企業および他の下水道管理者に対し、広域的な支援を要請する。

(3) 応急対策

① 被害状況の調査および施設の点検

震災発生後、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査および点検を実施する。

② 応急復旧計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場および処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

ア 応急復旧の緊急度および工法

イ 復旧資材および作業員の確保

ウ 設計および監督技術者の確保

エ 復旧財源の措置

③ 応急措置および復旧

下水道管理者は、災害発生時において、公共下水道などの構造等を勘案して、速やかに、公共下水道などの巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

ア 管路施設

(ア) 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を講ずる。

(イ) マンホール等からのいっ水の排除

可搬式ポンプを利用して、雨水管からのいっ水は雨水管渠、河川または他の下水道管渠あるいは排水路等へ、汚水管からのいっ水は他の下水道管渠へ緊急排水する。

(ウ) 吐き口等における浸水防止

河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講ずる。

イ ポンプ場および処理場施設

(ア) ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

損傷および故障箇所は直ちに復旧にかかるとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講ずる。

(イ) 処理場の機能が停止した場合の措置

設備の損傷、故障の程度等を確認の上、停電が生じた場合には自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

(ウ) 自動制御装置の停止に伴う代替措置

自動制御装置が損傷・故障により停止した場合には、手動操作により速やかに運転を再開する。

(エ) 危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、震災後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときには、あらかじめ訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講ずる。

(4) 下水の排除制限および仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、住民に対し下水排除の制限を行うほか、

下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

(5) 代替施設設備の活用

避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図り、環境衛生面で支障のないよう対応する。

第25節 危険物施設等応急対策計画

第1 計画の方針

危険物施設等の管理者は、地震や津波の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者および周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第2 危険物施設

危険物施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等は地震や津波が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講ずる。

(1) 危険物の取扱作業および運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急停止措置を行う。

(2) 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。

(3) 危険物施設からの出火および流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

(4) 災害発生時の応急措置

危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

(5) 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し、状況を報告する。

(6) 従業員および周辺地域住民に対する人命安全措施

災害発生事業所は、消防、警察等関係機関と連絡を密にし、従業員および周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第3 火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等により次の保安措置を講ずる。

(1) 保安責任者等は、地震による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。

ア 施設の安全確認および爆発・火災に対する適切な措置

イ 危険な状態の場合、付近の住民に対し、警告する措置

ウ 火薬類の数量等の確認

エ その他災害の発生防止または、軽減を図るための措置

(2) 県は、災害の発生の防止または公共の安全の維持を行うため、必要に応じて保安責任者等に対して火薬類の持出し等緊急措置命令を行う。

第4 高圧ガス施設

高圧ガス施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規定により、次の保安措置を講ずる。

(1) 製造者等は、地震や津波による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。

ア 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置

イ 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避または安全措施

- ウ 落下防止、転倒防止等の安全措置
 - エ その他災害の発生の防止または、軽減を図るための措置
 - オ 従業者および付近の住民に対し退避するよう警告する措置
- (2) 県は、災害の発生の防止または公共の安全の維持のため、必要に応じ製造者等に対し、操業の一時停止等の緊急措置命令を行う。

第5 毒物・劇物取扱施設

県は、毒物・劇物取扱施設が、地震や津波により被害を受け、毒物劇物が飛散漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、または、そのおそれがあるときは、施設等を管理する者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するとともに、警察、消防等関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

第26節 住宅応急対策計画

第1 計画の方針

応急仮設住宅の設置や被害家屋の応急修理の実施または既存公営住宅等の活用により、被災住民の住居の確保を図る。

第2 実施体制

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理は原則として市町が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事は同法に基づき応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理を実施する。

知事は、状況により必要と認めた場合は、これらを市町長に委任することができる。

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。

第3 応急仮設住宅の建設

災害のため、住宅が全壊、全焼により滅失したり、被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設または応急的な修理を施し一時的な居住の安定を図る。

(1) 設置場所

市町において決定する。なお、市町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとし、二次災害に十分配慮する。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(2) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、市町が行うが、災害救助法が適用された場合には、県が当該市町の協力を得て行う。

(参考) 入居者基準

ア 住家が全壊（焼）、流出した世帯

イ 居住する住家がない世帯

ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯

生活保護法の被保護者および要保護者

特定の資産のない失業者

特定の資産のない母子家庭

特定の資産のない老人、病弱者および身体障がい者など

(3) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者に配慮した住宅の建設を考慮する。

(4) 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分および石綿の飛散のおそれのある個所については、石綿の飛散・ばく露防止の措置を行う。なお、石綿の応急の飛散防止措置は、原則として建築物の管理者・持主等が行う。

(5) 協力要請

県は、市町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、社団法人福井県建設業連合会や協定を締結している社団法人プレハブ建築協会等関係業界団体に対して協力を要請する。

第4 応急仮設住宅の運営管理

県および市町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとす

る生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第5 公営住宅等の活用

県および市町は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

また、必要に応じて、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび活用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借上げ等により、避難所の早期解消に努める。

第6 応急危険度判定制度

市町は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

県は、建築物の地震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、市町の要請により、被災地に応急危険度判定士を派遣する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示および使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。判定する際、アスベストの飛散による危険性を応急的な調査により判定し、周辺住民に対してアスベストの飛散の可能性について情報提供を行うと共に、被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対して情報提供を行う。

第7 被災宅地危険度判定制度

県は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、市町の要請により、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を市町および使用者に対して行う。

第8 各種被災建築物調査の説明

市町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、市町の活動の支援に努める。

第9 石綿応急措置の実施

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、県および市町が周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

第２７節 廃棄物処理計画

第１ 計画の方針

震災時には、建築物の倒壊、津波や火災等によって一時的にがれき（石綿含有廃棄物を含む）等が大量に発生し、かつ避難所等からは多量のごみが排出されることが予想される。

また、倒壊家屋、焼失家屋や避難所における仮設トイレ等のし尿くみ取り、その処理需要が発生するほか、し尿処理施設および下水道施設の損壊による機能低下が予想される。

このため、被災地における廃棄物の収集処理を適切に実施し環境衛生に万全を期する。

第２ ごみ処理

（１）処理体制

① 市町は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。

また、市町は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

なお、廃石綿等は原則として、一時保管場所への受入れを行わないこととし、やむを得ず、一時保管場所に廃石綿等を受入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行う。石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管する。

② ごみ処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り市町の現有の体制で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県あるいは近隣市町へ応援要請する。

③ 県は、被災地におけるごみの発生状況と処理状況を適切に把握し、市町からの応援要請に対しては、県域内での処理体制の調整を図るとともに、処理状況を考慮して必要があると認めたときは、他府県への応援を要請するなど、広域的な処理について適切に対処する。

（２）処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮する。

なお、解体等する際は、事前調査を実施し、石綿の使用の有無を確認する。石綿の含有が確認された場合には、作業計画を作成すると共に、県および福井労働基準監督署等と協議を行う。解体等作業の実施に当たっては、解体作業を行う者の責任において、掲示を分かりやすい場所へ設置し、作業の安全確保と石綿の飛散防止を適切に行う。

第３ し尿処理

（１）処理体制

市町は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。

特に仮設トイレ、避難所のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

（２）処理方法

し尿処理の方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第４ 災害廃棄物の発生への対応

県および市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものと

する。また、市町は十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

県および市町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。

第5 損壊家屋解体への対応

県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第 2 8 節 防疫、食品衛生計画

第 1 計画の方針

地震や津波の発生に伴う家屋、工作物等の倒壊、水道断水、浸水等は、生活環境の悪化を招き、感染症の発生の危険を高めることから、家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等感染症予防のための各種措置および食品の衛生監視など防疫に関する措置を講じ、感染症流行等の未然防止を図る。

第 2 防疫対策

地震や津波災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるので、県および市町は、防疫対策を迅速かつ的確に実施する。

特に、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

(1) 警戒体制の確立

地震や津波災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、ただちに警戒体制をとり、状況の変化に応じ所要の人員機材器具などの動員確保および配置を行う。

(2) 状況の把握

県は、関係機関と連絡をとり情報の早期把握に努め、危険地域の健康福祉センター、市町と緊密な情報交換を行う。

(3) 予防教育および広報

事前に準備されているパンフレット等の利用や報道機関の協力を得て行う。

(4) 検病調査および健康診断

県は、検病調査を実施するため、検病調査班（医師 1 名、保健婦（または看護婦） 1 名および助手 1 名）を編成し、緊急度に応じて計画的に実施する。

この場合、浸水地域の住民および集団避難所の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施する。

検病調査の結果必要があるときは、検便などの健康診断を実施する。

(5) 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者または病原体保有者が発生したときは、次の対策を実施する。

① 感染症患者等の入院（県が勧告・措置）

② 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施（県において実施）

③ 家屋、台所、便所、排水溝等の消毒の実施（市町において実施）

(6) 臨時予防接種

知事は、感染症予防上必要のある時は、臨時予防接種を実施する。

(7) 市町に対する指導および指示等

県および各健康福祉センターは、り災市町に対し実情に即応した防疫指導を行う。

特に被害激甚な市町に対しては、ただちに職員を派遣しその実情を調査して、防疫計画の実施方法および基準を示し、指導に当たらせる。

(8) 代執行

市町の被害が激甚なため、またはその機能が著しく阻害されたため、知事の指示命令により市町が行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認めたときは、市町に替わり代執行を行う。

第 3 食品衛生対策

被災地における食品関係営業者および臨時給食施設の実態を把握し、被災者に対して効果的な栄養調理指導を行い、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施する。

(1) 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

① 臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携をとり実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により、食中毒等事故の発生を防止する。

② 食品衛生関係業者に対する監視指導

乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店等を重点的に監視するとともに、保存または製造されている食品の検査を実施することによって不良食品の販売供給を防止する。

(2) 避難所等における食品衛生の確保

健康福祉センターは、食中毒防止に関するパンフレット等を活用して、次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所の運営責任者等を通じて啓発を行う。

また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市町の協力を得て原因を究明する。

① 救援食品の衛生的取扱い

② 食品の保有方法、消費期限等の遵守

③ 配布された弁当の適切な保管と早期喫食

④ 手洗い・消毒の励行

(3) 食中毒発生防止の措置

市町は、避難所への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

① 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。

② 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整

③ 避難者等に対し、早期喫食を指導

第29節 遺体の搜索、処理、埋葬計画

第1 計画の方針

地震や津波災害時における搜索および死亡者の収容・処理・埋葬を実施する。

第2 遺体の搜索

遺体の搜索は、市町が搜索に必要な資機材・機械器具類を借り上げて実施する。

ただし、市町において実施困難な場合には、県警察本部、海上保安庁等関係機関からの協力を得て実施する。

第3 遺体の収容

市町は、遺体の身元識別のため、または死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、遺体の安置場所を確保し、関係機関に連絡する。

なお、搬送車両が不足する場合や、柩、ドライアイス等が不足する場合には、県に応援要請をする。

県は、搬送車両等の手配要請があった場合には、県トラック協会や葬祭業者等に要請する。

第4 遺体の検案および処理

市町は、日本赤十字社福井県支部、福井県医師会および福井県歯科医師会と協力して、県警察本部または海上保安本部の行う検視の立会（搜索）および医学的検査を実施するとともに、遺体の身元確認を行う。

県警察本部または海上保安本部は、収容された遺体について、各種の法令等に基づき遺体の検視または調査を行うほか、身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

日本赤十字社、福井県医師会および福井県歯科医師会は、県からの要請等により、検視立会および医学的検査を実施するとともに、終了した遺体について、洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

第5 遺体の埋葬

市町は、地震や津波災害の際死亡した者について、混乱期のためその遺族が埋葬または火葬を行うことが困難な場合、もしくは死亡した者の遺族がいない場合に、次の方法により応急的な埋葬または火葬を行う。

(1) 方法

埋葬または火葬の実施に当たっては次の点に留意して行う。

- ① 遺体は、県警察本部または海上保安本部の行う検視等を経た後、同機関から引継ぎを受けて埋葬または火葬する。
- ② 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬または火葬する。
- ③ 被災地以外に漂流した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬または火葬は行旅死亡人として取扱う。

(2) 実施体制

市町は、自ら遺体の埋葬または火葬の実施が困難な場合には、近隣市町または県に応援要請を行う。

県は、市町から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町、近隣府県および全国都道府県への応援要請を行う。

第30節 教育再開計画

第1 計画の方針

地震や津波災害により通常の実業が行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

第2 教科書、文具の確保と給与

県教育委員会は、教科書についてその不足数の把握に努め、教科書供給所および文部科学省との連絡調整により、できるだけ速やかな供給を図る。

また、学習用機材については、県内外への調達依頼によって確保する。

災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行規則に基づき、県健康福祉部と連携をとり迅速な措置を講ずる。

第3 教職員の確保

県教育委員会は、授業再開に必要な教職員の確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を行う。

また、退職教職員や教員採用候補者名簿登載者等を基に、補充教職員を必要とする関係市町への便宜を図る。

第4 通学路の安全確保

県および市町は、授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

第5 授業等再開対策

県または県教育委員会は、非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数および教室等について検討し、当面の週時程および日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

また、私立学校に対しては、これに準じた対策を行うよう指導する。

第6 その他の対策

(1) 転学手続き

被災した児童生徒の中で、転学を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入れを要請する。

(2) 大学入試手続き

被災による受験不可能な生徒数と受験希望大学を把握し、追試験の要請や入学手続きの延期など関係大学との連絡調整および関係高校への指示等の措置を講ずる。

(3) 高校入試手続き

被災時の高校入試については、入試期日・出願資格・出願手続き・検査場所・募集人員・入学手続きの延期等の弾力的な対応および高校や中学校との連絡調整等の措置を講ずる。

(4) 企業の採用試験、採用手続き等

関係機関との連絡調整、関係学校への指示等の措置を講ずる。

(5) 児童生徒の精神保健対策

カウンセリングが必要な児童生徒数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

第 3 1 節 災害救助法の適用計画

第 1 計画の方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、福井県災害救助法施行細則等の定めるところによるが、必要と認めたときは速やかに所定の手続を行う。

第 2 災害救助法の適用

- (1) 市町長は、地震や津波災害により災害救助法を適用する必要があると認めたときは、知事に対しその旨要請する。
- (2) 知事は、市町長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

第 3 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条に規定するところによる。

- (1) 市町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が別表の基準 1 号以上であること。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が 1 0 0 0 世帯以上に達した場合で当該市町の滅失世帯数が別表の基準 2 号以上であること。
- (3) 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が 5 0 0 0 世帯以上に達した場合、または災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であつて、多数の世帯が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

別 表

市町の区域内の人口	住 家 滅 失 世 帯 数	
	基準 1 号	基準 2 号
5、000 人未満	30 世帯	15 世帯
5、000 人以上 15、000 人未満	40 世帯	20 世帯
15、000 人以上 30、000 人未満	50 世帯	25 世帯
30、000 人以上 50、000 人未満	60 世帯	30 世帯
50、000 人以上 100、000 人未満	80 世帯	40 世帯
100、000 人以上 300、000 人未満	100 世帯	50 世帯
300、000 人以上	150 世帯	75 世帯

第 4 被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流出等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2 世帯で 1 世帯とし、床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住不能となった世帯にあつては、3 世帯で 1 世帯とみなす。

第 5 災害救助法の適用手続

- (1) 市町の手続き
 - ① 災害に際し、市町における災害が前記の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、当該市町長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。
 - ② 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供しその後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。
- (2) 県の手続き
 - ① 知事は、災害救助法を適用したときは、当該市町および関係指定地方行政機関等に通知し、内閣総理大臣に情報提供する。
 - ② 災害救助法を適用したときは、速やかに公告する。
 - ③ 知事は、第 3 「災害救助法の適用基準」(3) のうち災害が隔絶した地域に発生し

たものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合および第3の(4)に該当する場合に災害救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣に技術的助言を求めることができる。

第6 個別適用計画

(1) 避難所の開設および供与

知事の救助事務を委任された市町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難所に供与し保護する。

① 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

② 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持および管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費および購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費とする。

ただし、福祉避難所（高齢者、障がい者等に配慮した避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

③ 避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。

④ 避難所開設状況報告

市町長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりで、とりあえず電話または電報で情報提供する。

ア 避難所開設の日時および場所

イ 箇所数および供与人員

ウ 開設期間の見込

(2) 応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

① 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

② 設置場所

市町において決定する。なお、市町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

③ 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町の協力を得て行うが、状況に応じ当該市町長に救助事務の一部として委任できる。

（参考）入居者基準

ア 住家が全壊（焼）、流失した世帯

イ 居住する住家がない世帯

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯

生活保護法の被保護者および要保護者

特定の資産のない失業者

特定の資産のない母子家庭

特定の資産のない老人、病弱者および身体障がい者など

④ 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

(3) 炊き出しその他による食品の給与

市町長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長）は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

① 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

② 供給の実施については第18節第3 米穀等食料供給による

③ 給与のための費用

主食、副食および燃料費等の経費とする。

④ 炊出し等の方法

炊出しは、避難所内またはその近くの適当な場所を選んで実施する。その際市町は、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

(4) 飲料水の供給

知事の救助事務を委任された市町長は、災害のため飲料水が枯渇しまたは汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

① 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

② 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水および浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費および燃料費、薬品費ならびに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

③ 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

(5) 被服寝具その他生活必需品の給貸与

知事は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失または毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与または貸与する。

① 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、大地震により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

② 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

ア 被服、寝具および身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具および食器

エ 光熱材料

(6) 医療および助産

知事は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療のみちを失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

① 適用期間

災害発生の日から14日以内（助産は分べんした日から7日以内）とする。

ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

② 医療のための費用

ア 医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料および医療器具の修繕費等の実費

イ 一般の病院または診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合

協定料金の額以内

③ 医療の方法

医療救護班は、医療機構の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施する。

医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、国立病院・療養所による医療救護班、福井大学による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班ならびに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

(7) 災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された市町長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、または救出してその者を保護する。

① 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。

ただし、地震の揺返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になかったか判明し難いとき等、この期間を延長する必要がある場合には、市町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

② 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費または購入費、修繕費および燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(8) 住宅の応急修理

知事は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

① 適用期間

1箇月以内に完成する。

② 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。

③ 協力要請

県は、市町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

(9) 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒および高等学校等生徒（特別支援学校の児童および生徒を含む。）に対して行う。

① 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

② 適用期間

教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に給与を完了しなければならない。

③ 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として市町長が行うが、教科書については、県が、市町教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講ずることもある。

(10) 遺体の捜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して捜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

① 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

(11) 障害物の除去

知事は、災害のため住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

① 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

② 適用期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

(12) 応急救助のための輸送および賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員および物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げおよび輸送手段の借上げは市町が実施するが、市町から要請があった場合は、県があっせんする。

① 輸送および賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲および適用期間

範 囲	期 間
被災者の避難	1日～2日以内(内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ。)
医療および助産	7日～14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

② 輸送および賃金職員等の雇用のための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上科、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

③ 輸送力の確保

ア 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。

イ 県、市町は動員できる車輛(ジープ、大型トラック等)船艇を把握しておく。

ウ 救助連絡班は輸送各班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

第1 計画の方針

災害復旧は、地震や津波発生時被災した各施設の復旧とあわせ、再度震災の発生を防止するため必要な施設の新設、または改良を行う等将来の震災に備える事業計画を樹立し、震災応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

第2 実施責任者

震災により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において早期復旧を目標にその実施を図る。

第3 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川災害復旧事業
- ② 海岸災害復旧事業
- ③ 砂防設備災害復旧事業
- ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑦ 道路災害復旧事業
- ⑧ 港湾災害復旧事業
- ⑨ 漁港災害復旧事業
- ⑩ 下水道災害復旧事業
- ⑪ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

第4 緊急災害査定の促進

震災が発生した場合には、被災市町ならびに県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努める。

第5 特定大規模災害等における復旧工事の代行

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行う。

第6 緊急融資の確保

県および市町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を

確保するために起債について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

被災市町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図るものとし、この場合、県および福井財務事務所は市町の申し出に応じ、適切・効果的な融資措置が講ぜられるように努める。

第2節 激甚災害の指定計画

第1 計画の方針

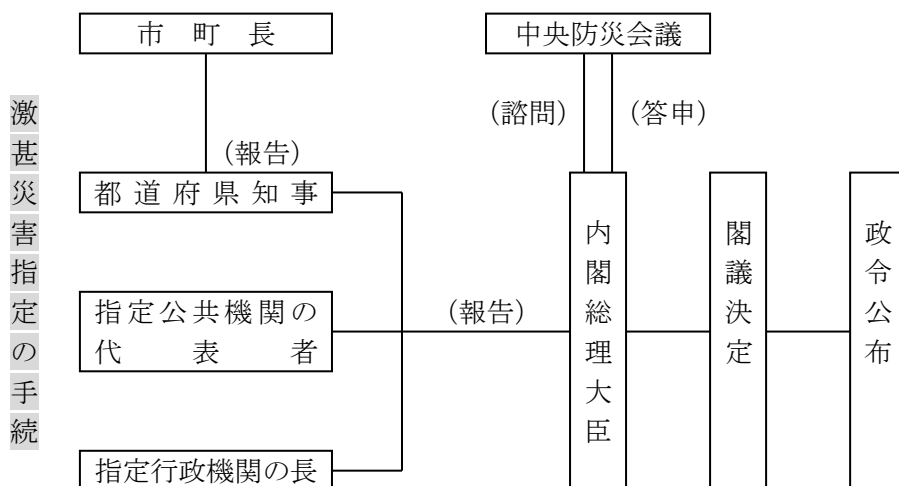
県は大規模な地震や津波災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう努める。

第2 激甚災害に関する調査

- (1) 知事は、市町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害および局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせる。
- (2) 市町は、県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (3) 関係各課は、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

第3 激甚災害指定の手続

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、関係部長は国の機関と密接な連絡の上、指定の手続きをとる。



第4 特別財政援助額の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市町長は速やかに関係調書等を作成して県各部に提出し、県関係部は激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続その他を実施する。

なお、激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設の災害復旧事業および災害関連事業
 - ア 災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業（道路、砂防を除く。）
 - ② 公立学校施設の災害復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業
 - ③ 公営住宅等の災害復旧事業
公営住宅法第8条第3項の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業
 - ④ 社会福祉施設の災害復旧事業

- ア 生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）または41条（社会福祉法人または日赤が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- イ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- ウ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業
- エ 身体障がい者福祉法第28条第1項または第2項の規定により県または市町が設置した身体障がい者社会参加支援施設の災害復旧事業
- オ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項もしくは第2項または第83条第2項もしくは第3項の規定により県または市町が設置した障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業
- カ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
- ⑤ 感染症指定医療機関の災害復旧事業および感染症予防事業
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律第38条及び付則第8条の規定による感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - イ 激甚災害のため感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律第58条の規定による県の支弁に係わる感染症予防事業及び同法第57条の規定により市長が行う感染症予防事業
- ⑥ 堆積土砂および湛水の排除事業
 - ア 堆積土砂排除事業
 - （ア）公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法施行令第4条に定めた程度にその達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下堆積土砂）の排除事業で地方公共団体またはその機関が施工するもの
 - （イ）公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町長が指定した場所に集積されたものまたは市町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町長が行う排除事業
 - イ 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施工するもの
- （2）農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業（農地、農業用施設および林道）および災害関連事業（農業用施設および林道）に要する経費の額から、災害復旧事業については農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧事業について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について補助対象の範囲を拡大する。
 - ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - ④ 天災融資法の特例

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合

次の２点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額および政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額を引き上げ、政令で定める経営資金については償還期間を延長する。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業共同組合または農業共同組合連合会に対する貸付限度額を引き上げる。

- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

(３) 中小企業に関する特別の助成

① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

ア 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する担保限度額を別枠として設ける。

イ 災害関係保証の保険についてのてん補率を引き上げる。

ウ 保険料率を引き下げる。

② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けおよび貸与した設備の対価について、県は償還期間を延長することができる。

③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(４) その他の特別の財政援助および助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ア 公共土木施設小災害復旧事業
 - イ 公立学校施設小災害復旧事業
 - ウ 農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業
- ⑧ 雇用保険法における求職者給付の支給の特例

第3節 民生安定計画

第1 計画の方針

県および市町は、地震や津波災害による社会混乱を早期に収拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、関係機関・団体と協力のうえ、生活に必要な金品等の支給、職業のあっせん等民生安定のための緊急措置を講ずる。

第2 義援金および義援物資の受入れ・配分

(1) 義援金および義援物資の募集と周知

県および市町は、義援金および義援物資の受入れについて、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図るものとする。

① 義援金

- ・受入れ窓口
- ・振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

② 義援物資

- ・受入れ窓口
- ・受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

(2) 義援金の受入れ・配分

① 受入れ

県および市町は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受入れる。義援金のうち、日本赤十字福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受入れる。

② 配分

県および市町は、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

(3) 義援物資の受入れ・配分

① 受入れ

県および市町は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、受入れる。物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。

② 配分

県および市町は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う。

第3 生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、国、県、市町および関係機関による総合相談窓口を開設する。

第4 罹災証明書の交付

市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。**市町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。**

市町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町間の調整を図るものとする。

第5 被災者台帳

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第6 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金等が支給される場合

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、震災により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

市町は、市町条例に基づき、震災により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

また、震災により精神または身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

第7 被災者生活再建支援金の支給

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その自立した生活の開始を支援するため被災者生活再建支援金を支給する。

市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認および県への送付に関する業務の実施体制の整備を図る。

第8 生活の安定確保

(1) 総合相談窓口の設置

県および市町は、災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。

また、国、県、市町等の総合相談窓口の開設を行い、被災者からの幅広い相談に応じる。

(2) 公営住宅の確保

県および市町は、損壊公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。

県および市町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

(3) 雇用機会の確保

震災により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

① 市町の措置

市町は、被災者の職業あっせんについて、県に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。

② 県の措置

ア 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、労働局および公共職業安定所との連携を密にし、速やかにそのあっせんを図り、あわせて他府県との連絡調整を行い雇用の安定を図る。

イ 離職者の早期再就職の促進

震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管

轄する公共職業安定所の長と連携し、次の措置を講ずる。

(ア) 被災者のための臨時相談窓口の設置

(イ) 職業訓練の実施

ウ 災害救助法が適用された市町から労務需要があった場合には、労働局および公共職業安定所と連携し労務者のあっせんを行う。

(4) 金融措置の実施

① 租税の徴収猶予および減免

県地域防災計画（本編）第4章災害復旧計画第3節経済秩序安定計画に準拠する。

② 公的資金のあっせん

ア 地震により家財等に被害があった場合、生活の建て直し資金として、災害救助法適用時は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害救護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金（福祉資金）、母子寡婦福祉資金を貸し付ける。

(ア) 災害救護資金の貸付

市町は条例に基づき、震災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害救護資金の貸付を行う。

(イ) 生活福祉資金（福祉資金）の貸付

福井県社会福祉協議会は、小規模の震災により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金の福祉資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

(ウ) 母子寡婦福祉資金の貸付

県は、小規模の震災により被害を受けた母子家庭および寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付を行う。

イ 中小企業向け緊急融資、農林漁業関係融資に関しては、県地域防災計画（本編）第4章災害復旧計画第3節経済秩序安定計画に準拠する。

ウ 災害復興住宅資金の貸付

県地域防災計画（本編）第4章災害復旧計画第2節民生安定計画に準拠する。

(5) 流通機能回復

県地域防災計画（本編）第4章災害復旧計画第3節経済秩序安定計画に準拠する。

(6) 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視

県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、もしくはそのおそれがあり、または供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定し、その指定された物資を供給する事業者、店舗等の立入りをを行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告・公表を行う。

第9 個人資産の共済制度等に対する検討

全国的な基金による被災者に対する救済措置や新たな保険制度、共済制度等について、被災者の救済の理念、仕組み等について全国知事会等を通じて検討を進め、新たな制度づくりに参画していく。

第10 郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書および郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、お年玉葉書等寄附金を配分する。

第 11 暴力団排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 復興計画

第1 計画の方針

県および市町は、被災地の再建を行うため、地震や津波被害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、住民の意向を尊重しつつ、国等関係機関と協議を行い、現状復旧または中長期的視野に立った復興について検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第2 迅速な現状復旧の進め方

県、市町および関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、現状復帰を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第3 計画的復興

(1) 復興計画の作成

大規模災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、県および市町は、これを可及的速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

(2) 防災まちづくり

県および市町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

県および市町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

(3) 津波に強いまちづくり

県および市町は、津波による被害を受けた被災地については、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

津波に強い防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。

第4 復興計画策定体制の確立

(1) 復興都市計画原案の策定

- ① 都市計画区域内の復興都市計画
都市計画区域内の市町においては「防災都市づくり計画」を踏まえた「市町の都市計画に関する基本方針」を復興都市計画原案として位置付ける。
 - ② 都市計画区域外の復興都市計画
都市計画区域外の市町においては、「防災都市づくり計画」の策定を推進し、当該計画を復興都市計画原案として位置付ける。
 - ③ 各種データの整備保全
復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。
 - ・各種データの総合的保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報および測量図面、情報図面等データの整備保存ならびにバックアップ体制の整備）
 - ・不動産登記の保全等公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (2) 審議会・協力体制の整備
- ① 復興都市計画原案等の事前審議制度の創設
復興都市計画の円滑で迅速な審議を行うため、事前審議制度を創設する。
 - ② 復興計画策定連絡協議会の設置
復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

第5 大規模災害からの復興に関する法律の活用

- (1) 県の復興方針
県は、必要に応じ、国の復興基本方針に即して県の復興方針を定める。
- (2) 復興計画
市町は、必要に応じ、国の復興基本方針ならびに県の復興方針に即して、単独または県と共同して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (3) 特例措置
県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。
- (4) 職員の派遣
県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。